資 料 編

〔防災関係組織〕

〇防災関係機関の連絡先一覧

1 市

機	関	名	所	在	地	電	話	番	号
真岡市役所			真岡市荒町5191			0285	5-83	3-8	396

2 消防機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	真岡市荒町107-1	0285 - 82 - 3213
真岡消防署	真岡市荒町107-1	0285-82-3161
真岡消防署真岡西分署	真岡市長田1974-4	0285 - 83 - 2424
真岡消防署二宮分署	真岡市久下田1241-1	0285-74-0537

3 県の機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
栃木県庁消防防災課	宇都宮市塙田1-1-20	028 - 623 - 2136
真岡土木事務所	真岡市荒町1171-4	0285-83-8301
県東健康福祉センター	真岡市荒町2-15-10	0285-82-3321
芳賀農業振興事務所	真岡市荒町5197	0285-82-4438

4 警察

機	関	名	所 在 地	電 話 番 号
真岡警察署			真岡市荒町115	0285-84-0110
長田交番			真岡市長田1973-3	0285 - 82 - 2879
真岡駅交番			真岡市台町2474-1	0285 - 84 - 3346
飯貝駐在所			真岡市飯貝478	0285 - 82 - 5283
小林駐在所			真岡市小林555-2	0285 - 82 - 3929
下籠谷駐在所			真岡市下籠谷2501-1	0285 - 83 - 2806
中駐在所			真岡市中259-16	0285 - 82 - 4476
西田井駐在所			真岡市鶴田9-82	0285 - 84 - 0614
久下田駐在所			真岡市久下田西3-74-6	0285 - 74 - 0009
さくら駐在所			真岡市さくら2-1-3	0285 - 74 - 0837
長沼駐在所			真岡市長沼1067-1	0285 - 74 - 1506
物井駐在所			真岡市物井1181-36	0285 - 75 - 1157

5 指定地方行政機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-6000
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	宇都宮市桜3-1-10	028-633-6221
関東信越厚生局 (栃木事務所)	宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階	028-341-2009
関東農政局 (宇都宮地域センター)	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311

機関名	所 在 地	電 話 番 号
関東森林管理局 (日光森林管理署)	日光市土沢1473-1	0288 - 22 - 1069
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階	048-600-0433
関東運輸局 (栃木運輸支局)	宇都宮市八千代1-14-8	028 - 658 - 7011
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	宇都宮市明保野町1-4	028 - 635 - 7260
関東総合通信局	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎22階・23階	03-6238-1600
栃木労働局(真岡労働基準監督署)	真岡市荒町5195	0285 - 82 - 4443
関東地方整備局 (下館河川事務所)	茨城県筑西市二木成1753	0296 - 25 - 2161
東京航空局 (東京空港事務所)	東京都大田区羽田空港3-3-1	03-5757-3000
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階	048-600-0516

6 自衛隊

機	関	名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第12旅団司令部			群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011
陸上自衛隊第12特科隊			宇都宮市茂原1-5-45	028 - 653 - 1551

7 指定公共機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
真岡郵便局	真岡市並木町1-7-2	0285 - 84 - 7269
真岡荒町郵便局	真岡市荒町5231	0285 - 82 - 1993
真岡大谷台簡易郵便局	真岡市大谷台町24	0285 - 82 - 6561
芳賀山前郵便局	真岡市小林555-1	0285 - 82 - 1994
真岡西田井郵便局	真岡市西田井3-151	0285 - 82 - 1995
飯貝郵便局	真岡市飯貝454-2	0285 - 82 - 2701
真岡中村郵便局	真岡市中158-1	0285 - 82 - 1906
久下田郵便局	真岡市久下田西4-156	0285 - 74 - 0404
長沼郵便局	真岡市長沼1084-4	0285 - 74 - 0911
物部郵便局	真岡市物井1263-12	0285 - 75 - 0930
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-4326
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	028 - 634 - 9155
東日本高速道路株式会社関東支社	東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	03-5828-8181
東日本高速道路株式会社 宇都宮管理事務所	鹿沼市茂呂24-2	0289 - 76 - 3135
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	埼玉県さいたま市大宮区錦町434-4	048 - 642 - 7401
東日本電信電話株式会社栃木支店	宇都宮市平出工業団地48-2	028 - 662 - 4256
東京ガス株式会社宇都宮支社	宇都宮市東宿郷4-2-16	028 - 634 - 1911
日本通運株式会社宇都宮支店	宇都宮市駅前通1-2-5	028-621-0611
東京電力株式会社栃木支店	宇都宮市馬場通り1-1-11	0120 - 995 - 112
日本原子力発電株式会社 (東海第二発電所)	茨城県那珂郡東海村白方1-1	029-282-1211

機	関	名	所 在 地	電 話 番 号
株式会社エヌ・ 栃木支店	ティ・ティ	イ・ドコモ	宇都宮市大通り2-4-3	028-651-6084
K D D I 株式会 小山テクニカル	•		小山市大字神鳥谷1828	0285-28-5156

8 指定地方公共機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上2-18-12	03-5962-2295
東野交通株式会社	宇都宮市平出工業団地19-8	028-662-1080
関東自動車株式会社	宇都宮市駅前通り3-2-5	028-634-8131
真岡市土地改良事業団体連合会	真岡市荒町5198-2	0285-84-1450
二宮土地改良区協議会	真岡市石島893-15	0285 - 75 - 1160
社団法人栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	028 - 689 - 5200
株式会社栃木放送	宇都宮市本町12-11	028-622-1111
株式会社エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	028 - 638 - 7640
株式会社とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0031
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515
(一社)栃木県バス協会	宇都宮市八千代1-4-12	028 - 658 - 2622
(一社)栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2411
(一社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内	028-622-2655
(一社)栃木県歯科医師会	宇都宮市一の沢2-2-5	028 - 648 - 0471
(一社)栃木県薬剤師会	宇都宮市緑5-1-5	028 - 658 - 9877
(公社)栃木県看護協会	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内	028-625-6141
(一社)栃木県柔道整復師会	宇都宮市西一の沢町4-7	028 - 648 - 0502
(福)栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階	028 - 622 - 0524
栃木県石油商業組合	宇都宮市本町12-11 栃木会館7階	028 - 622 - 0435
(一社)栃木県建設業協会	宇都宮市簗瀬町1958-1	028-639-2611

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所 在 地	電 話 番 号
真岡鐵道株式会社	真岡市台町2474-1	0285 - 84 - 2911
はが野農業協同組合	真岡市八条95	0285 - 83 - 7701
東野交通株式会社真岡出張所	真岡市八條681-1	0285-82-2151
真岡商工会議所	真岡市荒町1203	0285 - 82 - 3305
二宮商工会	真岡市久下田848-5	0285 - 74 - 0324
真岡ケーブルテレビ株式会社	真岡市台町2437-4	0285 - 83 - 5001
芳賀郡市医師会	真岡市田町1246-1 芳賀郡市医師会館内	0285-82-9910
真岡市社会福祉協議会	真岡市荒町110-1	0285-82-8844

〇指定給水装置工事事業者一覧

平成25年7月1日

M	化学工事事类类点	<i>h</i>	平成25年7月1日 電 話
No.	指定工事事業者名	住 所	
$\frac{1}{2}$	アーク住設(相)	宇都宮市大和2-8-12	028-684-3311
	(株)アイダ設計	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-286	048-726-8613
3	(株赤羽建設	宇都宮市中岡本3713-241	028-673-9509
4	赤羽商店	真岡市原町102	0285-84-0720
5	(株)アクア	小山市神山2-5-5	0285-27-8120
6	(株)阿久津工業	真岡市田町2218	0285-82-2331
7	株阿久津設備	宇都宮市大谷町1396-15	028-601-1702
8	旭工業	真岡市島43-3	0285-82-6730
9	飯島設備	真岡市根本67	0285-84-8565
10	池田建設㈱	真岡市熊倉3-19-14	0285-84-2225
11	池田設備工業㈱	真岡市寺内1432-2	0285-84-5259
12	伊澤建設侑	上三川町上三川3187	0285-56-6265
13	(有)石井電機工業	芳賀町西水沼443-2	028-678-0861
14	侑石川	市貝町赤羽3494-2	0285-68-1151
15	石川工業	宇都宮市下桑島町1097-4	028-656-9750
16	イシダ工業	真岡市東大島1129	0285-85-0748
17	磯設備	真岡市飯貝2137-5	0285-83-0669
18	一ノ瀬設備	真岡市田町12-22	0285-84-1588
19	(株)伊藤ライニング	宇都宮市幕田町295-1	028-684-2511
20	株稲葉工業 大阪見はは	茨城県結城市結城7188-12 	0296-32-1412
21	(有)稻見舗装 (大)茶茶乳 (株工 光 式	真岡市小林538-1	0285-83-4158
22	何猪瀬設備工業所 (大) またいスク	小山市南飯田289-107	0285-45-3051
23	(有)茨城バスター	茨城県筑西市玉戸216-2	0296-24-2836
24	岩上設備	下野市薬師寺3525-2	0285-44-3224
25	街岩崎運送商事	真岡市上高間木2-7-5 茨城県桜川市中泉332-1	0285-82-3277
26 27	岩原産業㈱	宇都宮市平出工業団地6-12	0296-76-1561 028-662-8441
28	ウエノ工業(株)	真岡市亀山274	0285-82-1453
29	例本/工業 機植竹設備工業	字都宮市御幸ヶ原町136-34	028-661-5517
30	上野住建設備	真岡市中1041	0285-83-4497
31	上野電器商会	上三川町上三川5018	0285-56-2096
32	上野電機商会	真岡市飯貝632-1	0285-82-1736
33	イカー・	宇都宮市野沢町10-29	028-666-2570
34	薄根電機	益子町益子2898-1	0285-72-2184
35	宇都宮土建工業㈱	字都宮市屋板町568-1	0285 72 2184
36	付決信	小山市鉢形467	0285-49-2100
37	(有)栄進設備 (有)栄進設備	宇都宮市砥上町1661-6	028-648-5608
38	(有)エムワイ設備工業	宇都宮市西原2-2-9	028-634-4716
39	(株)オオガキ	宇都宮市中今泉3-15-28	028-636-5884
40	大垣設備	佐野市岩崎町765-1	0283-61-0225
41	(有)大垣	下野市石橋597-9	0285-53-0871
42	(有)大島設備	下野市大光寺2-19-2	0285-53-6503
43	大関建設㈱	真岡市石島825-1	0285-74-0117
44	大関住設工業	益子町上山275-7	0285-72-4828
45		真岡市飯貝2280-4	0285-82-8313
46	大塚産業㈱	宇都宮市砥上町350-18	028-648-1518
40	八物连末(附	→ 40 是 山地 下品1990—10	040-040-1010

No.	指定工事事業者名	住所	電話
47	㈱大森設備工業	宇都宮市江曽島3-798	028-658-4100
48	小倉設備	真岡市東大島1074-3	0285-82-0832
49	小幡設備工業	真岡市大和田481-10	0285-74-4078
50	小幡総合建設侑	茂木町飯1041-2	0285-65-0026
51	カシワレジン工業㈱	鹿沼市東町1-8-22	0289-65-1208
52	粕谷設備	真岡市下大曽712	0285-74-4073
53	(有)かまひこ工業	宇都宮市花房1-13-15	028-638-9308
54	神山住設工業	真岡市高勢町2-298-11	0285-82-9010
55	(株)カワイ	茨城県笠間市矢野下399	0296-77-4555
56	㈱川田組	鹿沼市茂呂2539-5	0289-76-1310
57	㈱環境テック	鹿沼市西茂呂2-23-26	0289-63-3136
58	関東アクアサービス(株)	茨城県筑西市関本中1062-1	0296-20-3330
59	㈱関東設備	宇都宮市弥生1-7-3	028-637-1800
60	(有)菊島商店	真岡市田町2294	0285-82-2411
61	㈱菊地設備工業	宇都宮市柳田町1254-2	028-666-5469
62	(有)キクチ設備工業	宇都宮市駒生町1811-9	028-652-0354
63	(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	028-627-6556
64	㈱共栄配管	宇都宮市西川田町6-2	028-658-0502
65	協進設備工業㈱	宇都宮市菊水町14-10	028-633-8381
66	(有)グッドライフ	小山市乙女2-10-12	0285-45-8087
67	(宇都宮市東峰町3059	028-661-9441
68	㈱クラシアン栃木支社	宇都宮市日の出1-11-1	028-639-5611
69	㈱県西アロー住設	茨城県筑西市野殿1041-9	0296-24-0525
70	何見目設備工業	高根沢町太田1242	028-676-1926
71	コウエイ工業(株)	下野市下石橋509-1	0285-53-1883
72	(有)高栄社	宇都宮市上籠谷町1102	028-667-8201
73	河内山工業㈱	宇都宮市瑞穂3-9-5	028-656-2051
74	(有)コウメイ建設	益子町長堤674	0285-72-0501
75	(株/小金建設	芳賀町祖母井763-3	028-677-0293
76	小林設備街	壬生町幸町4-2-13	0282-86-2932
77	(株) ボリライフ	宇都宮市富士見が丘3-26-5	028-627-4139
78	㈱小牧工業	宇都宮市江曽島町1146-2	028-658-1756
79	は、ボール	茨城県古河市仁連1903-2	0280-77-0105
80	斉藤工業	真岡市並木町2-15-11	0285-82-3290
81	何斉藤設備工業 (左) かれく	宇都宮市石那田町167	028-665-2619
82	(有)サカイ	真岡市西田井1809-2	0285-82-2934
83	何坂本電機設備工業 (5)(大藤電気	下野市緑2-3290-16	0285-44-1143
84 85		下野市柴456-3 茨城県筑西市笹塚578-12	0285-44-1250 0296-24-2033
86	里美管工業	日光市荊沢599	0296-24-2033
87	My	「日本市州の599	028-634-7028
88	三興設備㈱	宇都宮市陽東1-1-19	028-661-6805
89	二典政(畑(杯) (有)サンシュウ設備	字都宮市兵庫塚3-17-7	028-655-4023
90	三進冷熱工業㈱	宇都宮市下砥上町1516-1	028-658-9880
91	山王設備街	真岡市長田1276	0285-84-1712
92	塩野谷工業	真岡市西沼435	0285-82-1450
93	静原屋	真岡市田島1074-1	0285-82-3439
94	新家屋 衛篠崎管工所	茨城県筑西市茂田1143-1	0296-24-8761
95	篠崎設備	市貝町市塙2005-3	0285-85-5991
96	(有)篠田設備	益子町益子1933-4	0285-72-7108
	AND IN THE BY MIT	THE 1 . 1 HIE 1 TOOO T	0200 12 1100

No.	指定工事事業者名	住所	電話
97	有篠原設備工業	真岡市石島683	0285-74-2341
98	㈱篠原総合設備	宇都宮市下荒針町3588-5	028-648-3306
99	(有)シバヤマ電機	茨城県筑西市樋口1172-1	0296-24-0084
100	松栄建設㈱	真岡市亀山3-3-1	0285-84-8741
101	㈱新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	028-654-2297
102	㈱新和コーポレーション	茨城県筑西市折本333-24	0296-24-5673
103	(有)水工設備	小山市横倉新田426	0285-27-3922
104	㈱末広	真岡市長田457-3	0285-82-8235
105	(有)スガマタ設備	宇都宮市白沢町2024-47	028-673-3008
106	(有)鈴木興業	益子町七井2795-2	0285-72-1511
107	鈴木商事㈱	茨城県筑西市丙304	0296-24-1711
108	何鈴康設備工業 (利鈴康設備工業	宇都宮市問屋町3426-46	028-656-5485
109	須藤設備商会	茨城県筑西市下高田380	0296-24-5130
110	須藤ポンプ店	真岡市久下田773-2	0285-74-1048
111	株青和	宇都宮市台新田1-18-4	028-659-1112
112	清和実業㈱	宇都宮市台新田1-18-4	028-659-1112
113	何関根総合設備	栃木市大皆川町426-1	0282-22-1937
114	積和建設北関東㈱	宇都宮市下栗1-17-1	028-636-7531
115	何瀬戸建設	真岡市田島712	0285-84-5026
116	(株)セブン	茨城県筑西市羽方931	0296-21-0006
117	何総合住宅設備	宇都宮市鶴田町877	028-648-4160
118	(有)総和住設	高根沢町光陽台3-12-3	028-680-1153
119	何添野設備工業 「可添野設備工業	真岡市大根田581	0285-74-2795
120	タイガー設備工業	さくら市鷲宿3907-9	028-686-4431
121	大産企業㈱	宇都宮市峰1-17-23	028-636-2655
122	(有)大正設備	茨城県筑西市嘉家佐和1478-2	0296-24-9080
123	大祐商会	真岡市亀山2595-2	休止中
124	大洋設備㈱	小山市島田101-1	0285-37-0896
125	(有高工設備工業	宇都宮市新里町1182-8	028-652-6119
126	高全工業侑	宇都宮市東谷町12	028-655-2321
127	高松設備	芳賀町下延生81-81	028-678-0912
	(有高松設備工業	真岡市長田188-2	0285-82-2425
129	(有)滝田設備工業	益子町上山655-1	0285-72-5144
130	竹石建設㈱	芳賀町祖母井500	028-677-0195
131	(有)タケシ工業	小山市神鳥谷291-1	0285-23-3592
132	(相)タテノ	下野市小金井132	0285-44-0277
133	(株)田中工業	宇都宮市梁瀬町1923-2	028-635-6111
134	(株田野倉設備工業	茨城県桜川市長方300	0296-76-1564
135	何たばやし	茨城県桜川市真壁町山尾455	0296-54-0435
136	(有)田村設備工業	真岡市堀内928	0285-82-6432
137	築南工業㈱	茨城県つくば市谷田部1170-4	029-836-3933
138	(株長工業	小山市羽川484-4	0285-22-4804
139	(株司建設工業	益子町益子1447	0285-72-3319
140	つくばね石油㈱	茨城県つくば市大貫205	029-867-2011
141	堤設備	真岡市東沼991-5	0285-82-4557
142	輝工業	真岡市八木岡476-7	0285-83-7303
143	東栄設備工業㈱	宇都宮市今泉町445	028-621-8370
144	(有東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	028-667-6512
145	㈱東部興業	上三川町東蓼沼156	0285-56-2509
146	東夆興業侑	真岡市鹿1760	0285-75-1980
140	ハーデ木(ロ)	大門中心100	0200 10 1300

No.	指定工事事業者名	住所	電話
147	(有)東芳リビングプランガイド	市貝町多田羅465-1	0285-68-1386
148	東洋プラント	茨城県筑西市幸町2-29-10	0296-28-6036
149	㈱トクシン電気	真岡市上大沼171-3	0285-83-3800
150	㈱トコイ設備	益子町益子3746-49	0285-72-6390
151	㈱トチナン	小山市乙女1339	0285-45-8352
152	(利)直井設備	宇都宮市川田町1192-10	028-658-8878
153	(有)中川産業	真岡市物井1184-7	0285-75-0203
154	(有中沢本店	真岡市台町2392	0285-82-3658
155	中島設備工業㈱	茨城県筑西市甲526	0296-24-5711
156	(有)長峰設備工業	矢板市片岡2162-3	0287-48-1409
157	那須南工業	那須烏山市野上648	0287-84-0243
158	㈱南場設備	宇都宮市下栗町2314-10	028-656-8934
159	㈱西浦工業	宇都宮市鶴田町217-11	028-648-4128
160	日正建設㈱	真岡市下籠谷3388	0285-84-6995
161	(有)野沢住設工業	上三川町西蓼沼707-10	0285-56-0923
162	芳賀浄化槽組合管理センター	真岡市熊倉町5103-3	0285-84-5858
163		宇都宮市大谷町1370	028-652-1283
164	橋本工業	真岡市飯貝462-4	0285-83-0314
165	何橋本冷熱工業 (有)	真岡市京泉2212-45	0285-84-2562
166	(有)ハンダ設備	宇都宮市岩本町465-2	028-624-8439
167	日下田工業㈱	宇都宮市平松本町654-7	028-637-3017
168	美高空調設備	真岡市八木岡492	0285-84-3883
169	(株)ヒタチ設備	小山市駅東通り2-35-10	0285-25-0882
170	㈱日乃出屋エナジー	真岡市荒町2-14-28	0285-82-6723
171	街檜山産業	宇都宮市下栗町2930-8	028-635-2798
172	(株)平石工業	芳賀町上延生464	028-677-1037
173	平石水道	真岡市久下田537	0285-74-0449
174	何平山鉄工所 何平山鉄工所	真岡市久下田871	0285-74-0347
175	(株)	宇都宮市宝木本町1140-70	028-665-3356
176	(株)ファミック	益子町北中20	0285-72-1465
177	深谷ポンプ商会	真岡市台町3383-4	0285-82-2823
178	(有藤枝建設	真岡市熊倉1-34-3	0285-83-7755
179	(株)フジコー	茨城県水戸市浜田1-19-13	029-221-8700
180	御家沢設備工業	真岡市高勢町3-115	0285-84-1689
181	有藤田管工	茨城県桜川市御領3-25-2	0296-75-0324
182	藤沼設備工業	大	0290-75-0324
183	布施木設備	壬生町藤井245-3	0282-82-5521
184		真岡市寺内1716	0285-84-2266
185	街古橋組	真岡市西郷504-4	0285-84-8027
186	何」	宇都宮市元今泉3-8-4	0285-84-8027
187	イーススマイル設備工業 イ)保坂さく泉		0285-75-0043
	何/休坂さく永 何/木切力技建	真岡市物开752-2 真岡市久下田西2-93	0285-75-0043
188	星野設備	其岡市久下田四2-93 上三川町上三川1813-2	
	全野設備	上三川町上三川1813-2 真岡市東大島1046	0285-56-6888
190			0285-82-1654
191	(株)	益子町七井2623 - 東岡末京熱町2-248-4	0285-72-5285
192	細谷設備工業	真岡市高勢町2-248-4	0285-82-8766
193	堀江工業街	宇都宮市山本町372-1	028-627-0660
194	丸真設備	真岡市寺内1560-2	0285-83-2965
195	(株) 増渕組 (株)	宇都宮市簗瀬町2500-15	028-633-7373
196	(有) 相) 設備工業 (本) 大統二 歌傳	真岡市下籠谷3378-3	0285-84-2150
197	예松本管工設備	壬生町元町8-24	0282-82-0877

No.	指定工事事業者名	住所	電 話
198	예松本工務店	真岡市さくら4-1-20	0285-73-1600
199	㈱マルニ工業	茨城県桜川市本郷970	0296-75-1848
200	侑ミサオ工業	宇都宮市陽東1-11-8	028-662-7067
201	㈱水澤土建	真岡市熊倉1-1-8	0285-82-5379
202	道元設備工業	真岡市上大沼135-3	0285-84-1884
203	何三村水道	益子町塙1189	0285-72-3950
204	はミヤタ	茨城県結城市結城9875	0296-33-2242
205	㈱ムサシ管工	真岡市長田1672-3	0285-82-5632
206		上三川町上三川4799-1	0285-56-2239
207	(有)メンテナンス下野	日光市野谷384-2	0288-31-0090
208	㈱真岡設備工業	真岡市根本440	0285-80-1616
209	旬柳設備工業	市貝町赤羽353	0285-68-1707
210	柳燃料店	真岡市台町2348-1	0285-82-2347
211	㈱柳田商会	上三川町上蒲生23	0285-56-2162
212	制柳田商店	真岡市寺内1031-1	0285-82-3255
213	㈱柳田設備工業	真岡市粕田603-1	0285-82-3337
214		筑西市桑山1999-3	0296-57-9221
215	㈱ヤナシマ	茨城県下妻市下木戸343-1	0296-43-6271
216	㈱矢野設備工業	茂木町茂木2158	0285-63-0111
217	㈱ヤマカエンジニアリング	宇都宮市上桑島町1374-2	028-656-9581
218	㈱山中工業	真岡市さくら2-8-2	0285-74-1800
219	㈱山中設備工業	栃木市大平町北武井498-2	0282-23-3719
220	旬湯沢設備工業	宇都宮市宝木本町1477-19	082-665-0256
221	横山工業㈱	宇都宮市中久保1-10-15	028-661-0015
222	は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	真岡市東大島1093	0285-82-2751
223	Y設備	宇都宮市陽東1-8-27	028-661-8210
224	若目田設備侑	宇都宮市鐺山町622-1	028-670-6400
225	㈱渡辺管工	小山市東間々田2-20-47	0285-45-0326
226	渡辺建設㈱	宇都宮市今泉新町180	028-661-5551
227	渡辺工業㈱	茨城県桜川市友部999	0296-75-5421
228	渡辺さく泉	真岡市久下田1388-1	0285-74-0085
229	和田工業㈱	宇都宮市今泉町21	028-621-0511

〇排水設備指定工事店一覧

平成25年7月1日

			<u> </u>
No.	指定工事店名	所 在 地	電話
1	ウエノ工業㈱	真岡市亀山274	0285-82-1453
2	(株)ヨシバ	真岡市東大島1093	0285-82-2751
3	(有)サカイ	真岡市西田井1809-2	0285-82-2934
4	神山住設工業	真岡市高勢町2-298-11	0285-82-9010
5	㈱阿久津工業	真岡市田町2218	0285-82-2331
6	㈱石塚工業	真岡市中郷275	0285-82-2887
7	池田設備工業㈱	真岡市寺内1432-2	0285-84-5259
8	(有)増渕設備工業	真岡市下籠谷3378-3	0285-84-2150
9	㈱真岡設備工業	真岡市根本440	0285-80-1616
10	㈱末広	真岡市長田457-3	0285-82-8235
11	橋本工業	真岡市飯貝462-4	0285-83-0314
12	(制細島商事	真岡市東大島1046	0285-82-1654
13	柳燃料店	真岡市台町2348-1	0285-82-2347
14	㈱ムサシ管工	真岡市長田1672-3	0285-82-5632
15	(有) 斉藤設備工業	真岡市並木町2-15-11	0285-82-3290
16	何藤沢設備工業	真岡市高勢町3-115	0285-84-1689
17	細谷設備工業	真岡市高勢町2-248-4	0285-82-8766
18	(有)高松設備工業	真岡市長田188-2	0285-82-2425
19	(有)大塚工業	真岡市飯貝2280-4	0285-82-8313
20	赤羽商店	真岡市原町102	0285-84-0720
21	山王設備侑	真岡市長田1276	0285-84-1712
22	飯島設備	真岡市根本67	0285-84-8565
23	磯設備	真岡市飯貝2137-5	0285-83-0669
24	小倉設備	真岡市東大島1074-3	0285-82-0832
25	(有)田村設備工業	真岡市堀内928	0285-82-6432
26	(有)橋本冷熱工業	真岡市京泉2212-45	0285-84-2562
27	(株) 大桑	真岡市寺内1716	0285-84-2266
28	㈱コボリライフ	宇都宮市富士見が丘3-26-5	028-627-4139
29	(株)長工業	小山市羽川484-4	0285-22-4804
30	何坂本電機設備工業	下野市緑2-3290-16	0285-44-1143
31	(株) 大野設備工業	宇都宮市清原台3-8-5	028-667-2755
32	日下田工業㈱	宇都宮市平松本町654-7	028-637-3017
33	概柳田商会 (株柳田商会	河内郡上三川町上蒲生23	0285-56-2162
34	機川田組	・ 鹿沼市茂呂2519−5	0289-76-1310
35	株	芳賀郡益子町七井2623	0285-72-5285
36	(株)小牧工業	字都宮市江曽島町1146-2	028-658-1756
37	株/水水工業	ナ郁呂川仏盲島町1140-2 小山市東間々田2-20-47	0285-45-0326
38	大塚産業㈱	宇都宮市砥上町350-18	028-648-1518
39	一ノ瀬設備	子郁呂印極上町350-18 真岡市田町12-22	0285-84-1588
40	一/賴設·珊 	宇都宮市宝木本町1140-70	028-665-3356
	三興設備㈱		
41		宇都宮市陽東1-1-19	028-661-6805
42	積和建設宇都宮㈱	宇都宮市下栗1-17-1	028-636-7531
43	何篠田設備 (本)帝田記佛工業	芳賀郡益子町益子1993-4	0285-72-7108
44	(有) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相	芳賀郡益子町上山655-1	0285-72-5144
45	(株) 中工業	真岡市さくら2-8-2	0285-74-1800
46	(有)石川	芳賀郡市貝町赤羽3494-2	0285-68-1151
47	有大森組	真岡市青田62	0285-74-1343

No.	指定工事店名	所 在 地	電話
48	㈱栃木日化サービス	宇都宮市海道町511-3	028-662-2662
49	薄根電機	芳賀郡益子町益子2898-1	0285-72-2184
50	(有)古橋組	真岡市西郷504-4	0285-84-8027
51	静原屋	真岡市田島1074-1	0285-82-3439
52	道元設備工業	真岡市上大沼135-3	0285-84-1884
53	(有)中川産業	真岡市物井1184-7	0285-75-0203
54	平石水道	真岡市久下田537	0285-74-0449
55	(有)東芳リビングプランガイド	芳賀郡市貝町多田羅465-1	0285-68-1386
56	(有)岩﨑運送商事	真岡市上高間木2-7-5	0285-82-3277
57	(有)青木工業	真岡市東大島786-1	0285-84-2854
58	丸真設備	真岡市寺内1560-2	0285-83-2965
59	㈱植竹設備工業	宇都宮市御幸ヶ原町136-34	028-661-5517
60	若目田設備侑	宇都宮市鐺山町622-1	028-670-6400
61	池田建設㈱	真岡市熊倉3-19-14	0285-84-2225
62	(有)高栄社	宇都宮市上籠谷町1102	028-667-8201
63	(制三村水道	芳賀郡益子町塙1189	0285-72-3950
64	㈱山中設備工業	下都賀郡大平町北武井498-2	0282-23-3719
65	協進設備工業㈱	宇都宮市菊水町14-10	028-633-8381
66	(有)タケシ工業	小山市神鳥谷291-1	0285-23-3592
67	㈱南場設備	宇都宮市下桑島町1022-2	028-656-8934
68	(有)久保九十九組	真岡市田町1624-1	0285-82-2869
69	輝工業	真岡市八木岡476-7	0285-83-5979
70	コウエイ工業(株)	下野市下石橋509-1	0285-53-1883
71	(有)かまひこ工業	宇都宮市花房1-13-15	028-638-9308
72	(株)トコイ設備	芳賀郡益子町益子3746-49	0285-72-6390
73	イシダ工業	真岡市東大島1129	0285-85-0748
74	(有)平成スマイル設備工業	宇都宮市今宮2丁目17-1	028-645-9671
75	Y設備	宇都宮市陽東1-8-27	028-661-8210
76	㈱新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	028-654-2297
77	大産企業㈱	宇都宮市峰1-17-23	028-636-2655
78	(制保坂さく泉	真岡市物井752-2	0285-75-0043
79	(有)明和設備工業	河内郡上三川町上三川4799-1	0285-56-2239
80	カシワレジン工業(株)	鹿沼市東町1-8-22	028-65-1208
81	(有野沢住設工業	河内郡上三川町西蓼沼707-10	0285-56-0923
82	(制)柳田商店	真岡市寺内1031-1	0285-82-3255
83	(有)コウメイ建設	芳賀郡益子町長堤674	0285-72-0501
84	㈱西浦工業	宇都宮市鶴田町217-11	028-648-4128
85	清和実業㈱	宇都宮市台新田1-18-4	028-659-1112
86	塩野谷工業	真岡市西沼435	0285-82-1450
87	芳賀浄化槽組合管理センター	真岡市熊倉町5103-3	0285-84-5858
88	㈱増渕組	宇都宮市簗瀬町2500-15	028-633-7373
89	高全工業街	宇都宮市東谷町12	028-655-2321
90	大関住設工業	芳賀郡益子町上山275-1	0285-72-4828
91		真岡市熊倉1-34-3	0285-83-7755
92	(有)大島設備	下野市大光寺2-19-2	0285-53-6503
93	(有)石井電機工業	芳賀郡芳賀町西水沼443-2	028-678-0861
94	(有)長峰設備工業	矢板市片岡2162-3	0287-48-1409
95	(有)湯沢設備工業	宇都宮市宝木本町1477-19	028-665-0256
96	㈱東部興業	河内郡上三川町東蓼沼156	0285-56-2509
97	(有)稻見舗装	真岡市小林538-1	0285-83-4158
	堤設備	真岡市東沼991-5	0285-82-4557

No.	指定工事店名	所 在 地	電話
99	(有)鈴康設備工業	宇都宮市問屋町3426-46	028-656-5485
100	旭工業	真岡市島43-3	0285-82-6730
101	岩原産業㈱	宇都宮市平出工業団地6-12	028-662-8441
102	横山工業㈱	宇都宮市中久保1-10-15	028-661-0015
103	㈱菊地設備工業	宇都宮市柳田町1254-2	028-666-5469
104	(有)平山鉄工所	真岡市久下田871	0285-74-0347
105	粕谷設備	真岡市下大曽712	0285-74-4073
106	(株)アクア	小山市神山2-5-5	0285-27-8120
107	(有)斉藤設備工業(宇)	宇都宮市石那田町167	028-665-2619
108	小幡設備工業	真岡市大和田481-10	0285-74-4078
109	(有)ハンダ設備	宇都宮市岩本町465番地2	028-624-8439
110	タイガー設備工業	さくら市鷲宿3907番地9	028-686-4431
111	(有)総合住宅設備	宇都宮市鶴田町877番地	028-648-4160
112	東栄設備工業㈱	宇都宮市今泉町445番地	028-621-8370
113		下都賀郡壬生町元町8-24	0282-82-0877
114	(有)キクチ設備工業	宇都宮市駒生町1811-9	028-652-0354
115	阿久津設備	宇都宮市東浦町21-25	028-601-1702
116	㈱共栄配管	宇都宮市西川田町6-2	028-658-0502
117	(有) 米 信	小山市鉢形467	0285-49-2100
118	㈱篠原総合設備	宇都宮市下荒針町3588-5	028-648-3306
119	(株)新和コーポレーション	筑西市折本333-24	0296-24-5673
120	三進冷熱工業㈱	宇都宮市下砥上町1516-1	028-658-9880
121	(制松本工務店	真岡市さくら4-1-20	0285-73-1600
122	㈱佐藤工務店	真岡市石島786-1	0285-74-0314
123	鶴見建設㈱	真岡市久下田885	0285-74-0080
124	中島設備工業㈱	筑西市甲526	0296-24-5711
125	大洋設備㈱	小山市島田101-1	0285-37-0896
126	(有)水工設備	小山市横倉新田426	0285-27-3922
127	㈱大森設備工業	宇都宮市江曽島3-798	028-658-4100
128	大関建設㈱	真岡市石島825-1	0285-74-0117
129	丸隆商建㈱	真岡市大根田88-1	0285-74-0213
130	(有)稲田設備工業	芳賀郡茂木町大字飯野380	0285-63-4790
131	(有)猪瀬設備工業所	小山市南飯田289-107	0285-45-3051
132	㈱トチナン	小山市乙女1339	0285-45-8352
133	鈴木商事㈱	筑西市丙304	0296-24-1711
134	上野住建設備	真岡市中1041	0285-83-4497
135	(有)高工設備工業	宇都宮市新里町丁1182-8	028-652-6119
136	㈱県西アロー住設	筑西市野殿1041-9	0296-24-0525
137	須藤設備商会	筑西市下高田380	0296-24-5136
138	(有)大正設備	筑西市嘉家佐和1478-2	0296-24-9080
139	㈱セブン	筑西市羽方931	0296-21-0006
140	旬東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	028-667-6512
141	㈱鮫島工業	日光市荊沢599	0288-22-0448
142	(有)スガマタ設備	宇都宮市中岡本町3243	028-673-3008
143	小林設備衛	下都賀郡壬生町幸町4-2-13	0282-86-2932
144	(有)グットライフ	小山市乙女2-10-12	0285-45-8087
145	藤沼設備工業	芳賀郡芳賀町祖母井1629-3	028-677-2510
146	㈱ヒタチ設備	小山市駅東通り2丁目35-10	0285-25-0882
147	旬見目設備工業	塩谷郡高根沢町太田1242	028-675-8260
148	KRAFT MAN	宇都宮市中久保1-7-23	028-678-2918
149		塩谷郡高根沢町光陽台3-12-3	028-680-1153

No.	指定工事店名	所 在 地	電話
150	布施木設備	下都賀郡壬生町藤井245-3	0282-82-2251
151	(有)佐藤電気	下野市柴456-3	0285-44-1250
152	(有)ミサオ工業	宇都宮市陽東1-11-18	028-662-7067
153	篠崎設備	芳賀郡市貝町市塙2005-3	0285-85-5991
154	(有)大垣	下野市石橋597-9	0285-53-0871
155	㈱青和	宇都宮市台新田1-18-4	028-659-1112
156	旬直井設備	宇都宮市川田町1192-10	028-658-8878
157	旬鈴木興業	芳賀郡益子町七井2795-2	0285-72-1511
158	何 関根総合設備	栃木市大皆川町209-2	0282-22-1959
159	(有)エムワイ設備工業	宇都宮市西原2-2-9	028-634-4716
160	(有)タテノ	下野市小金井132	0285-44-0277
161	(有)藤田管工	筑西市小栗5855	0296-57-4843
162	旬柳田設備工業	筑西市桑山1999-3	0296-57-9221
163	(有)メンテナンス下野	日光市町谷384-2	0288-31-0090
164	㈱トクシン電気	真岡市上大沼171-3	0285-83-3800
165	(株)フジコー	下都賀郡壬生町壬生丁44-2	0282-82-5215
166	石川工業	宇都宮市下桑島町1097-4	028-612-1848
167	和田工業㈱	宇都宮市今泉町21	028-621-0511
168	(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	028-627-6556
169		小山市三拝川岸233	0285-24-2586
170	平石環境システム㈱	宇都宮市平出町414-1	028-661-3553
171	旬篠原設備工業	真岡市石島683	0285-74-4507
172	渡辺さく泉	真岡市久下田1388-1	0285-74-0085
173	制柳設備工業	芳賀郡市貝町赤羽353	0285-68-1707
174	街瀬戸建設	真岡市田島712	0285-84-5026
175	㈱アイダ設計	宇都宮市宿郷1-16-9	028-614-8366
176	大垣設備	佐野市岩崎町765-1	0283-61-0225

〔避難・救護〕

〇指定避難所一覧

番号	避難場所名	所 在 地	収容地区名	収容可能 人員(人)	施設の種別 [面積㎡]
1	真岡小学校	台町4184	台町、並木町1丁目、荒町2丁目	250	体育館 717
2	真岡東小学校	東光寺1-4-1	東郷、東光寺1~3丁目、 荒町3~4丁目	250	<i>"</i> 695
3	真岡西小学校	熊倉3-33-6	大谷台町、上高間木3丁目、 上高間木、下高間木、 西高間木、高勢町1~3丁目、 大谷本町、下高間木1~2丁目	300	" 924
4	亀山小学校	亀山1037-3	亀山、亀山1~3丁目	200	<i>"</i> 650
5	山前小学校	小林672-2	小林	200	<i>"</i> 520
6	西田井小学校	西田井1505-2	八條、西田井、鶴田	200	<i>"</i> 520
7	東沼小学校	東沼657	東沼、西沼	150	" 491
8	山前南小学校	東大島713	南高岡、道祖土、東大島	150	<i>"</i> 456
9	大内中央小学校	飯貝457-1	飯貝、堀内、下大田和	200	<i>n</i> 533
10	大内東小学校	赤羽30-1	飯貝、京泉、原町、清水、赤羽	150	<i>"</i> 436
11	大内西小学校	下籠谷2472-1	下鷺谷、上鷺谷、下籠谷	200	<i>II</i> 436
12	中村小学校	中302	若旅、中、粕田、寺分	200	<i>n</i> 530
13	中村東小学校	寺内1191	寺内、茅堤、小橋、伊勢崎、八木岡	150	<i>"</i> 472
14	中村南小学校	中2210	寺内、若旅、中	200	<i>"</i> 550
15	長田小学校	長田1302-1	長田、柳林、勝瓜、長田1丁目	200	<i>"</i> 520
16	長沼小学校	長沼716	長沼南、長沼北、大道泉、鷲巣、	250	" 644
17	長沼中学校	長沼706	西大島、上江連、古山、青田	200	<i>"</i> 527
18	久下田小学校	久下田491	大根田、阿部品、境、程島、長島	250	<i>"</i> 696
19	物部小学校	物井1180	桑ノ川、高田、市之塚、反町、	250	<i>"</i> 656
20	物部会館	物井4307	物井、横田、大和田、沖、鹿	50	" 151
21	真岡中学校	並木町3-120	熊倉町、並木町2~4丁目、 熊倉1~3丁目、寺久保1丁目、 白布ヶ丘、大谷新町	300	<i>"</i> 936
22	真岡東中学校	田町1256-18	島、東光寺1~3丁目	300	<i>II</i> 832
23	真岡西中学校	西高間木531	西高間木、上高間木1~2丁目、	300	<i>II</i> 882
24	真岡市公民館真岡西分館	西高間木539-1	亀山、亀山1~3丁目	100	会議室 298
25	山前中学校	小林784	根本、青谷、須釜、君島	200	体育館 547
26	大内中学校	飯貝1159	京泉、上大田和	200	" 613
27	中村中学校	中203	寺内、中、加倉、上大沼、	200	<i>"</i> 528
28	中村農村環境改善センター	中247	大沼、下大沼	200	多目的ホール 695
29	久下田中学校	久下田1304		300	多目的ホール 852
30	二宮支所	石島893-15	久下田、久下田1~7丁目、	900	2・3階 2,000
31	二宮文化会館	さくら1-15-1	さくら1~4丁目、下大曽、 石島、大根田	100	多目的ホール 281
32	二宮保健センター	久下田西4-30		50	" 100

番号	避難場所名	所 在 地	収容地区名	収容可能 人員(人)	施設の種別 [面積㎡]
33	物部中学校	高田1838	高田、市之塚、反町、水戸部、 根小屋、三谷、阿部岡	300	体育館 800
34	真岡市公民館	荒町1201	荒町、熊倉町	150	会議室 456
35	真岡市総合体育館	田町1251-1	田町、中郷、西郷	600	アリーナ 1,598
36	真岡市附属体育館	荒町5131	· 荒町	200	<i>"</i> 590
37	総合福祉保健センター	荒町110-1	JIL™J	100	研修室等 330
38	山前農村環境改善センター	小林935-1	小林、八條	200	多目的ホール 695
39	自然教育センター	柳林1140-2	長田、柳林	200	<i>"</i> 630
40	大内農業構造改善センター	飯貝529	飯貝、田島	200	" 915
41	真岡市武道体育館	田町1330	田町	600	アリーナ 1,879
42	駅前どんとこい広場	久下田845-5	大根田、阿部品	50	" 145
43	物部地域体育館	高田2645	高田、市之塚、反町、	150	" 475
44	長沼地域体育館	砂ヶ原1280	砂ヶ原、上谷貝、谷貝新田、 堀込、上大曽	200	<i>"</i> 613
45	真岡高等学校	白布ケ丘24-1	熊倉町、並木町1~2丁目、 白布ケ丘、大谷台町、 大谷本町、大谷新町	500	講堂兼 体育館 1,510
46	真岡女子高等学校	台町2815	田町、台町、大谷本町、 大谷新町	500	" 1,578
47	真岡北陵高等学校	下籠谷396	上鷺谷、下籠谷	400	第2体育館 1,276
48	真岡工業高等学校	寺久保1-2-9	台町、西郷、並木町3~4丁 目、寺久保1丁目	500	講堂兼 体育館 1,570
49	真岡市総合運動公園	小林972-1	小林、八条、鶴田、西田井、 根本、青谷、須釜、君島、 南高岡、道祖土、東大島、 東沼、西沼、島、荒町、田町、 東光寺1~3丁目、東郷、物井、 横田、大和田、沖、鹿、 桑ノ川、高田	20,000	陸上競技場 33,000 集いの広場 7,000 多目的広場 19,400
50	真岡市民会館	荒町1201	荒町、熊倉町	150	大ホールロビー、 客席の一部 423 小ホールフロアー 134

※その他、各地域公民館、コミュニティセンター等

〇市内医療機関一覧

	医療機関名	住所	電話番号
1	あくつ皮膚科	並木町2-22-2	0285-84-2110
2	いのき眼科クリニック	下高間木1-13-10	0285-83-0007
3	おおはし整形外科	下高間木1-29-10	0285-81-1123
4	岡田・小松崎クリニック	大谷本町7-17	0285-84-1941
5	金子医院	熊倉2-22-6	0285-83-2818
6	上河原医院	台町2392-1	0285-83-7010
7	亀山クリニック	亀山1-31-2	0285-83-3212
8	川上内科クリニック	下高間木1-13-6	0285-80-2022
9	鬼怒ヶ丘クリニック	上大沼127-1	0285-84-1124
10	許こどもクリニック	上高間木1-27-7	0285-83-6658
11	くしま内科医院	寺内1386-1	0285-83-7011
12	小菅クリニック	下高間木1-1-1	0285-84-3511
13	小菅皮膚科医院	大谷新町16-14	0285-84-8029
14	小林診療所	熊倉3-10-7	0285-82-3873
15	桜井内科医院	高勢町1-205	0285-83-1733
16	ささき耳鼻咽喉科クリニック	上高間木3-3-7	0285-80-8733
17	さとう循環器科内科クリニック	熊倉3-34-14	0285-84-7757
18	柴小児科	台町4192	0285-82-2764
19	渋谷整形外科	荒町1180-3	0285-83-7566
20	杉山内科医院	田町1353-2	0285-83-8395
21	高根沢内科クリニック	荒町2-11-1	0285-82-7170
22	高野医院	中213-1	0285-82-3162
23	高橋内科クリニック	中213-1	0285-82-3162
24	田村耳鼻咽喉科クリニック	西郷119-1	0285-84-7580
25	なかむらこどもクリニック	台町4144-1	0285-84-5111
26	菜の花整形外科	長田1288-1	0285-85-8100
27	西真岡こどもクリニック	高勢町3-205-1	0285-81-7900
28	芳賀赤十字病院	台町2461	0285-82-2195
29	原眼科医院	並木町2-26-1	0285-84-1611
30	福田記念病院	並木町3-10-6	0285-84-1171
31	ふじた外科内科クリニック	並木町3-10-6	0285-84-1171
32	満川医院	荒町5209	0285-82-2017
33	みと内科クリニック	熊倉町3252-1	0285-85-3101
34	宮澤眼科クリニック	台町4143-2	0285-83-2188
35	真岡くまくら診療所	熊倉2-21-1	0285-80-7888
36	真岡西部クリニック	長田602-2	0285-82-2222
37	真岡中央クリニック	上高間木2-24-5	0285-82-2245
38	真岡脳神経クリニック	上高間木2-24-5	0285-82-2245
39	真岡皮膚科クリニック	下高間木1-13-11	0285-85-8401
40	真岡病院	荒町3-45-16	0285-84-6311
41	柳田外科肛門科医院	台町15-3	0285-82-5525
42	柳田産婦人科小児科医院	並木町4-5-3	0285-84-1833
43	横出耳鼻咽喉科医院	並木町2-8-15	0285-84-3747
44	飯野医院	長沼730-1	0285-74-0290
45	いとう医院	高田1577-4	0285-75-0100
46	二宮中央クリニック	久下田712-2	0285-75-0100
47	二宮中央腎・健診クリニック	久下田708-1	0285-74-5500
48	ひがのクリニック	久下田941-1	0285-74-0051

	医療機関名	住所	電話番号
49	深谷医院	物井1268-7	0285-75-0007
50	本多医院	久下田西4-40	0285-74-3711
51	吉田整形外科内科	久下田1303-1	0285-74-3380

〇災害時優先電話一覧

災害時優先電話番号	設置箇所	備考
0285-83-9977	· 災害対策本部	非常・緊急電話兼用
0285-83-9978	火舌刈泉本部 	作品・
0285-83-8361	安全安心課長	非常・緊急電話兼用
0285-83-8146	建設課長	非常・緊急電話兼用
0285-83-8165	水道課長	非常・緊急電話兼用

〔消防・水防〕

	1			1										1	
空気充填機									Ţ						
金属製梯子(ワイヤー式)						1									
シュシリンダー						2									
防 毒 衣									23						
() トーデン /						1									
型 ポ						1									
マット型空気ジャッチ						2									
送排風機						\vdash									
パワースプレッダー						I									
電池式吸引器							1	1	1		1				
ウェットスーツ									4						
エアーラインマスク															
酸素呼吸器									D.						
舟 型 担 架						1			1						<u> </u>
ガス溶断機						1			1						
II	1	1		1	2	1			1						
チェーンブロック									1						
ホースカー一式			1							1					
レスキューカッター						1									
背負式可機ポンプリンジョンジョン															
全身マジックギブス															
H											1				1
空 気 呼 吸 器 1 フ ー ツ ー 点			~~			10									
	4	4	3	4	4	5				4			4		
数助マット									3 1						
数 命 順 衣						5			16				2		
# H - \(\triangle\) \(\triangle\) - \(\triangle\)						1			2						1
感電防止用具					5	5	1	1	2	1				Ţ	
数 命 ボ ー ト									1						
祖 圧 開 口 機						1									1
可機ウィンチ						1			2						
エンジンセッター						1									П
筬 舜 鰲					Н										
せき止布													1		
鉄線カッター	1			1	Н	1			1	1			1		
声 熱 眠	2								2						2
三 運 梯 子		1	1		1	1			1				1		
二 連 梯 子	1			1						1					1
背負式散水装置	5	12		4						2			2		
発 電 機	1	1	1	1	Н	1			2	1			1		
	車	車	#	車	#	#	# _	#	他	 	#	他	#	#	他
別						#	急車	穏			ᆁ			센	
一	中	中	中	釟	4	Н]規格数 (予備)	規格教	0	中	格教	0	中	格数	0
<u> </u>						田	規令	超			規格			規格	
	2	3	4	77	蒸	救	卓(恒	N	1	恒	N	1	恒	N
上 属				洹	無	冠	肿			1ml/	岡西へ	万器	1	宣令	
正 屋			Im/	N-T	<i>≫</i>	₹2/	<u>□</u> η ("			Im/	E P	(/ □11 (′	'	f== 1	111/4

〇消防器材配備一覧表

11 11 2 1 2 2 12															
デジタイセメア		1		1		1				1	. 1		1	. 1	
ベックボード						1	1	1	1		1	1		. 1	1
¥ > " u								1			1			1	
☆ マナーダートジャー				1											
心電図伝送装置															
カーディオポンプ							\vdash				1				
骨折固定資器材							П	1			1			1	
V V V V K															
携 帯 電 話				1			1	1			1			1	
手動式人工呼吸器			1	1			33	33	-	1	2	23	1	3	1
人 工 蘇 生 器							\vdash	2			Ţ			T	
数命うきわ				1			Н	1	2		1		2	1	
自動式人工呼吸器							1	1			1			1	
輸液ポンプ								Н							
光 神 路		1	1	1			1	1	1	1	1		1	1	
救助資器材一式							1	1			1			1	
血 圧 計 聴 診 器				1			1	1			1		1	1	
滅									1						1
スクープ ス ← フ シ							1	1			1			1	1
www			1	1			-		2	1	1		1	1	1
ショックパンツ側			1				2	- 23	24		2			2	
0 04							6.1	C/1	23		.,				
自動心マッサージ器 ブロ パック							H		64					1	1
救 命 索 発 射 銃員車行マッサーシ界															
耐電フック棒後を京る身後						1									
					. 1										
チタンかぎ仕様子			1		1	1									
祖 中 和 刻	0			(1		2) 1		3
泡消火剤 co % / o	100	100		009					740	40		120	100		200
サバイバースシング					1	1			T						
万 郶 斧	1	1	1	1		2	1	1		3	1			1	
可燃性ガス測定器						1				1			1		
マンホール救助器具						1									
画像 探索機									-						
ペダルカッター						1									
防塵マスク	2	5	5	5	2	5	က	က	∞	4	9		2	3	
簡易呼吸器									2						
放射線測定器						2			П						
胴 付 長 靴						3									
17 441	垂	#	#	₩	#	#	# _	₩	御	#	#	他	#	#	他
周	144	144	144	1-4	1=41	重 圳	· · · ·	恒 回	4	lmy]	ᆁ	Ψ.	lmy]		Ψ.
欠 体	书	书	中	小	4	H	5 被 …		6	中	5	6	中		0
						助	5規格救急 (予備車	規格救			規格教	-		規格教急	
	2	3	4	4	梯	赘	樞(恒	N	1	恒	W	1	垣	N
上 属			1		三浜	赵	肿		1		国国令	細の	1	国分写	恒
F F			· ·	Λ	- ^>-	~~	≃ 11\			\ L		, <u>⇔</u> 41/		· * = //III	11

〇消防法上の危険物

類	性質	品名	類	性質	品名
		 塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 	第4類	引火性液体	 特殊引火物 第一石油類 第三石油油類 第四石油類 第四石油類 前植物油類
第1類	酸化性個体	8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他のもので政令で定めるもの ① 過よう素酸塩類 ② 過よう素酸 ③ クロム、鉛又はよう素の酸化物 ④ 亜硝酸塩類 ⑤ 次亜塩素酸塩類 ⑥ 塩素化イソシアヌル酸 ⑦ ペルオキソニ硫酸塩類 ⑧ ペルオキソほう酸塩類 11 前各号に掲げるもののいずれかを 含有するもの	第5類	自己反応性物質	1 有機過酸化物 2 硝機エステル類 3 ニトロと合物 4 ニトロソ化合物 5 アゾ化合物 6 ジアゾ化合物 7 ヒドラジンの誘導体 8 ヒドロキシルアミン塩類 10 その他ので政令で定めるもの ① 金属のアジ化物 ② 硝酸グアニジン
第2類	可燃性固体	 硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉 金属粉 マグネシウム その他のもので政令で定めるもの(未制定) 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 引火性固体 	第6類	酸化性液体	11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの1 過塩素酸2 過酸化水素3 硝酸4 その他のもので政令で定めるもの① ハロゲン間化合物5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキルリチウム 5 黄りん 6 アルカリ金属 (カリウム及びナトリウムを除く) 及びアルカリ土類金属 7 有機金属化合物 (アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く) 8 金属の水素化物 9 金属のりん化物 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11 その他のもので政令で定めるもの① 塩素化けい素化合物 12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの			

〇栃木県地域防災協議会指定防災事業所

ガス区分	事業所名	郵便 番号	所在地	昼:連絡責任者 夜:連絡責任者	昼:電話番号 夜:電話番号
LPガス	㈱菊島商店	321- 4321	真岡市田町2294	昼:保安担当者 夜:社長	0285-82-2411 0285-82-2411
LPガス	真岡液化ガス(協) 321-4507		真岡市石島954	昼:保安担当者 夜:社長	0285-74-1061 0285-74-1061

[※] 指定防災事業所とは、高圧ガスの事故等の災害が発生した際に、災害の拡大防止のために人員の派遣 や防災工具類の提供、関係機関への連絡等の協力活動を行う事業所として、高圧ガス製造事業所、高 圧ガス販売事業者等が組織する栃木県地域防災会議から指定を受けている事業所をいう。

○毒物劇物製造 (販売) 業等の登録状況 (毒物及び劇物取締法に基づく登録)

(平成22年3月31日現在)

	毒物劇物販売業		業務上取扱者	製造業	輸入業
一般	農業用	特定	未伤工以似石		期八未
36	19	4	5		

〇危険物施設数

(平成25年8月15日現在)

		貯		蔵		所		取想	及 所	
製造所	屋 内 貯蔵所	屋 外 貯蔵所					簡易タン ク貯蔵所		一 般 取扱所	合計
1	68	14	2	72	98	50	2	66	98	471

[※] 屋外タンク貯蔵所に準特定屋外タンク貯蔵所を含む。

〇消防団員の定員

分图	団別	階級	及別	団	長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班長	団員	計
団	7		部		1	3						4
第	1	分	団				1	2	5	21	74	103
第	2	分	団				1	2	3	13	45	64
第	3	分	寸				1	2	3	14	55	75
第	4	分	寸				1	2	3	13	48	67
第	5	分	寸				1	2	3	12	45	63
第	6	分	寸				1	2	4	15	55	77
第	7	分	団				1	1	3	9	33	47
計	(定)	員 500)		1	3	7	13	24	97	355	500

〇消防団管轄区域

分団	部	担当自治会
	第1部	田町
	第2部	荒町1、荒町2、中郷
第1分団	第3部	熊倉町、西郷、亀山、高間木、大谷台町、大谷本町、
(真岡地区)	おり号	高勢町、大田山、寺久保、下高間木、西高間木
	第4部	荒町3、荒町4、東郷、東郷団地、東光寺
	第5部	台町、並木町、大谷新町、白布ヶ丘
第2分団	第1部	島、小林、根本、南高岡、青谷、須釜、君島、道祖土
(山前地区)	第2部	東大島、東沼、西沼
(四川地区)	第3部	西田井、八條、鶴田
	第1部	飯貝1、田島、堀内、京泉1の1、下大田和、
第3分団		上大田和、京泉2の3
(大内地区)	第2部	下籠谷、上鷺谷、下鷺谷
()(1)(2)	第3部	赤羽、清水、飯貝2、飯貝3、原町1、原町2、
		京泉1の2
	第1部	三ツ谷、間木掘、宿中、寺内、中里、若旅
第4分団	第2部	大沼、上大沼、下大沼、加倉、粕田、寺分、長田、長田1丁
(中村地区)	>10 E HP	目、柳林、勝瓜、松山町、鬼怒ヶ丘
(11,12,2,2)	第3部	伊勢崎、小橋、茅堤、八木岡、寺内駅前、西原、
)14 O HIV	大野原、八木岡
	第1部	久下田(本郷・寺山・旭町・富永町・久松町・新石町)、
第5分団		久下田西1、久下田西4、久下田西5、さくら1~4、石島
(久下田地区)	第2部	境、程島、久下田(春来町)、長島、下大曽
() () ()	第3部	久下田(福居町・錦町・豊住町・東町)
		阿部品、久下田西2・3・6・7、大根田
	第1部	物井(下原・下物井・西物井・上物井・東物井)
第6分団	第2部	沖、大和田、横田
(物部地区)	第3部	反町、高田(市ノ塚・高田)、根小屋、三谷、水戸部、阿部岡
	第4部	桑の川、鹿、高田(原分)
第7分団	第1部	青田南、大道泉、長沼、堀込
(長沼地区)	第2部	上江連、古山、西大島、鷲巣
(2/11/01/	第3部	青田北、砂ヶ原、上谷貝、上大曽、谷貝新田

〇消防車等の現勢

区 分分別	型式	車 名	年 式
第1分団第1部	普通消防車	いすゞ	H21
ッ 第2部	11	11	H21
ッ 第3部	11	"	H18
ッ 第4部	"	"	H18
ッ 第5部	"	"	H20
第2分団第1部	"	三菱	H15
ッ 第2部	II	いすゞ	Н16
ッ 第3部	"	"	H19
第3分団第1部	"	三菱	H15
ッ 第2部	II	いすゞ	H19
ッ 第3部	II	"	H18
第4分団第1部	II	II.	H16
ッ 第2部	IJ	II.	H20
ッ 第3部	IJ	II	H18
第5分団第1部	IJ	いすゞ	H22
ッ 第2部	II	II.	H22
ッ 第3部	II	II	H20
第6分団第1部	II	いすゞ	H21
ッ 第2部	11	トヨタ	H20
ッ 第3部	11	いすゞ	H24
リ 第4部	11	11	H17
第7分団第1部	II	11	H24
リ 第2部	11	11	Н7
リ 第3部	11	11	H17

〇消防水利の状況

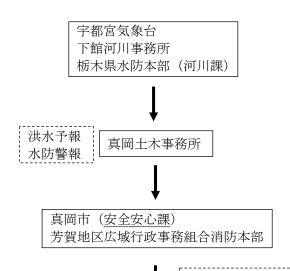
(平成25年4月1日現在)

消火栓	防火水槽	井	戸	河	Ш	池	プール
1, 487	529				5	1	27

〇浸水想定区域ごとの避難所一覧

地区	河旧	町会名	避難所	備考
		並木町	真岡中学校	
		台町	真岡小学校	
		荒町、東光寺1~3丁目	真岡小学校	
			真岡女子高等学校	
真	五	亀山	亀山小学校	
真岡地区	行	中郷	真岡工業高等学校	
区	Л	西高間木	真岡西中学校	
			真岡市公民館真岡西分館	
		熊倉	真岡西中学校	
		田町	真岡中学校	
			真岡女子高等学校	
	五分川	西沼	山前小学校	<u> </u>
		西田井	西田井小学校	
出		東大島	山前南小学校	
前地	小目		山前農村環境改善センター	
区	貝川	小林	山前小学校	
			山前中学校	
		東沼	山前南小学校	
+		下籠谷	大内西小学校	
大内地区	五行	赤羽、京泉	大内東小学校	
地区	崩	飯貝、田島	大内西小学校	→ 指定避難所が使用
		以只、山	大内東小学校	
		柳林	真岡市自然教育センター	できない場合は、
	ı fi	長田	長田小学校	近隣の避難所を使
中村地区	鬼怒		中村小学校	用する。
地	川	中	中村農村環境改善センター	
区		11	中村中学校	
			中村南小学校	
	江川	寺内	中村東小学校	
久			久下田中学校	
下	五.	石島、大根田	二宮支所 二宮文化会館	
田	行		二宮保健センター	
地	Ш		久下田小学校	
区		大根田、阿部品	駅前どんとこい広場	
	小		物部小学校	
物	貝	高田、反町	物部会館	
部地	ЛП		物部中学校	
区	五行川	横田、大和田、沖	物部小学校	
	-1417/1	(A)	物部会館	
		長沼南、長沼北、大道泉、	久下田小学校	
長沼	鬼怒	鷲巣、西大島、上江連、 堀込	久下田中学校	
地区	jiji	砂ヶ原東、砂ヶ原西 上谷貝、谷貝新田	久下田中学校	
<u> </u>	1			

〇浸水想定区域内避難行動要支援者関連施設連絡網 (五行川)



避難準備 避難勧告 避難指示 (伝達方法) 電話 消防団等による巡回広報 防災行政無線 緊急速報メール

施設名称	所在地	電話番号	避難所	備考
真岡病院	真岡市荒町三丁目45-16	0285-84-6311	真岡小学校	
柳田外科肛門科	真岡市台町15-3	0285-82-5525	真岡小学校	
ニチイケアセンター真岡	真岡市東光寺1-16-5	0285-80-5151	真岡小学校	指定避難
老人保健施設わたのみ荘	真岡市荒町三丁目46-9	0285-83-6161	真岡小学校	所が使用してきない
真岡市子育て支援センター	真岡市田町14-4	0285-84-1545	真岡女子高等学校	場合は、
社会福祉法人あかつき寮	真岡市東郷808	0285-82-2864	真岡小学校	近隣の避 難所を使
JAはが野老人デイサービス	真岡市飯貝559-1	0285-83-6319	大内東小学校	用する。
真岡さくら幼稚園	真岡市田町1054-1	0285-82-2089	真岡小学校	
にしだ幼稚園	真岡市飯貝178	0285-82-1174	大内東小学校	

〇避難行動要支援者関連施設名簿

宇都宮気象台、下館河川事務所、栃木県(真岡土木事務所)

洪水予報、水防警報

真岡市 (安全安心課)、芳賀地区広域行政事務組合消防本部

避難準備、避難勧告、避難指示

(伝達方法)

電話、消防団等による巡回広報、防災行政無線、 緊急速報/ール

施設名称	所在地	電話番号	避難所	備考
岡田・小松崎クリニック	真岡市大谷本町7-17	0285-82-2089	真岡中学校	
小菅クリニック	真岡市下高間木一丁目1-1	0285-84-3511	真岡西小学校	
櫻井内科医院	真岡市高勢町一丁目1-1	0285-83-1733	真岡西小学校	
芳賀赤十字病院	真岡市台町2461	0285-82-2195	真岡女子高等学校	
福田記念病院	真岡市並木町三丁目10-6	0285-84-1171	真岡中学校	
真岡くまくら診療所	真岡市熊倉二丁目21-1	0285-80-7888	真岡中学校	
真岡中央クリニック	真岡市上高間木一丁目24-5	0285-82-2245	真岡中学校	
真岡病院	真岡市荒町三丁目45-16	0285-84-6311	真岡小学校	
柳田外科肛門科医院	真岡市台町15-3	0285-82-5525	真岡小学校	
柳田産婦人科小児科医院	真岡市並木町四丁目5-3	0285-84-1833	真岡中学校	
二宮中央クリニック	真岡市久下田712-2	0285-74-5500	久下田小学校	
ひがのクリニック	真岡市久下田941-1	0285-74-0051	久下田小学校	
特別養護老人ホーム椿寿園	真岡市亀山350-20	0285-84-1566	亀山小学校	
特別養護老人ホームきたはら	真岡市若旅656	0285-83-6662	中村南小学校	
老人保健施設春祺荘	真岡市亀山350-1	0285-83-1102	亀山小学校	
特別養護老人ホーム「やまさわの里」	真岡市熊倉町3435-1	0285-81-1188	真岡西小学校	
ナーシングホーム青葉	真岡市高勢町一丁目209	0285-83-5877	真岡西小学校	指定避難
特別養護老人ホーム喜望荘	真岡市石島463	0285-74-3714	二宮支所	所が使用
特別養護老人ホーム桜の華	真岡市久下田712-8	0285-74-5520	久下田小学校	できない
グループホームきぬの里	真岡市中313-3	0285-83-5355	中村小学校	場合は、
小規模多機能きぬの園	美岡川中313 ⁻ 3	0200-05-0500	中们小子仪	近隣の避
弘真会グループホーム尊徳	真岡市久下田956 - 4	0285-73-1550	久下田小学校	難所を使
グループホームさくら	真岡市石島463	0285-74-3919	久下田中学校	用する。
グループホームふれんど真岡	真岡市東大島801-4	0285-81-5181	山前南小学校	
特別養護老人ホーム三起の森	真岡市上大田和1313	0285-81-5033	大内西小学校	
障害者更正施設真岡ハートヒルズ	真岡市西田井747-1	0285-83-6105	西田井小学校	
真岡保育所	真岡市台町2823-1	0285-82-2200	真岡女子高等学校	
中村保育所	真岡市長田591	0285-82-4003	長田小学校	
西田井保育所	真岡市西田井1528-2	0285-83-1043	西田井小学校	
物部保育所	真岡市物井748-2	0285-75-0305	物部小学校	
西真岡保育園	真岡市熊倉一丁目14-3	0285-84-1833	真岡中学校	
真岡めばえ保育園	真岡市八木岡250	0285-82-3955	中村東小学校	
萌丘東保育園	真岡市東郷390	0285-82-1437	山前農村環境改善センター	
西真岡第二保育園	真岡市伊勢崎438-1	0285-80-1760	中村東小学校	
にのみや保育園	真岡市久下田西一丁目1	0285-73-2200	久下田中学校	
真岡あおぞら保育園	真岡市長田1315-6	0285-82-5347	長田小学校	
高ノ台幼稚園	真岡市台町2323-1	0285-82-2325	真岡小学校	
真岡杉の子幼稚園	真岡市並木町三丁目6-16	0285-82-1658	真岡中学校	
真岡ひかり幼稚園	真岡市寺内75	0285-82-3982	中村南小学校	

施設名称	所在地	電話番号	避難所	備考
真岡さくら幼稚園	真岡市田町1054-1	0285-82-2089	真岡小学校	
萌丘幼稚園	真岡市熊倉町4795-3	0285-84-2622	真岡中学校	
牧が丘幼稚園	真岡市西高間木515	0285-84-2353	真岡西中学校	
高ノ台第二幼稚園	真岡市西郷206	0285-84-3737	真岡工業高等学校	
真岡ふたば幼稚園	真岡市東大島1081	0285-82-4200	山前南小学校	
萌丘東幼稚園	真岡市東郷395-1	0285-84-6722	山前農村環境改善センター	
せんだん幼稚園	真岡市久下田794	0285-74-0252	久下田小学校	
にのみや幼稚園	真岡市久下田1751	0285-74-3021	久下田中学校	

[※] 避難行動要支援者関連施設は入院、入所可能な医療機関、福祉介護施設、保育所、幼稚園とした。

〇重要水防箇所

(平成25年度 栃木県水防計画より)

₩)=111.4x	重要	度		重要水防	箇所地先名	77 F ()
管理別	河川名	種別	階 級	左右岸別	町、大字	字	延長(m)
	鬼怒川	水衝洗掘	В	左	勝瓜	67.00k 下100m 66.75k 上100m	50
	鬼怒川	(重点)危険水位	-	左	勝瓜	66. 75k	_
	鬼怒川	漏水	В	左	粕田~中	62. 00k 60. 00k	2,000
	鬼怒川	漏水	В	右	若旅	59.00k 下 50m 58.75k 下 50m	250
	鬼怒川	漏水	В	右	谷貝新田	58.75k 下 50m 57.00k	1, 700
	鬼怒川	漏水	В	左	上谷貝~砂ヶ原	57. 50k 56. 25k	1, 250
	鬼怒川	法崩れ・すべり 漏水	B B	右	谷貝新田	57. 00k 55. 85k	1, 150
	鬼怒川	法崩れ・すべり 破堤跡	B 要注意	左	堀込	56. 25k 55. 50k	750
	鬼怒川	法崩れ・すべり	В	左	堀込~西大島	55. 50k 53. 75k	1, 750
	鬼怒川	漏水	В	左	鷲巣~西大島	53. 75k 52. 25k	1, 500
	鬼怒川	堤防断面 新堤防	B 要注意	左	西大島	52.00k 上 90m 52.00k 上 60m	30
	鬼怒川	堤防高 堤防断面	ВА	左	上江連	51.75k 下120m 51.50k 上100m	30
	鬼怒川	堤防断面 堤防高	A B	左	上江連	51.50k 下 20m 51.50k 下 30m	10
	小貝川	工作物	В	右	根本	78. 00k	1箇所
国の管理	小貝川	(重点)		右	根本	78. 15k	1箇所
区間	小貝川	工作物	A	右	根本	77. 80k	1箇所
	小貝川	工作物	A	左	根本	77. 80k	1 箇所
	小貝川	工作物	В	右	根本	76.80k 下 30m	1箇所
	小貝川	工作物	В	左	青谷	76.80k 下 30m	1 箇所
	小貝川	漏水	В	右	根本	76.60k 上100m 76.60k 下100m	200
	小貝川	工作物	A	右	根本	76. 00k	1箇所
	小貝川	漏水	В	右	根本	75.80k 上100m 75.80k 下100m	200
	小貝川	堤防高	В	左	君島、須釜	75.60k 上 50m 75.60k 下 20m	70
	小貝川	堤防高 堤防断面	ВВ	左	根本	75.40k 上 90m 75.40k 下 40m	130
	小貝川	堤防高	В	左	君島	75.20k 上 55m 75.00k 下115m	140
	小貝川	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	左	君島	75.00k 上 50m 74.40k 下 30m	680
	小貝川	工作物	В	右	小林	75.00k 上 70m	1 箇所
	小貝川	工作物	В	左	君島	75.00k 上 70m	1 箇所
	小貝川	堤防高 堤防断面	ВВ	右	東大島	75.00k 上 50m 74.40k 下 85m	735

	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	右	東大島	74.20k 上 50m 73.40k	850
	小貝川	工作物	В	左	君島	74.20k 上100m	1 箇所
	小貝川	工作物	A	左	道祖土	74. 20k	1 箇所
	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	左	君島~道祖土	74. 20k 上110m 74. 20k 下 75m	185
	小貝川	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	右	東大島	73.40k 73.40k 下 70m	70
	小貝川	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	右		73.40k 上 70m 73.20k 下 40m	90
	小貝川	堤防高 堤防断面	A A	右	東大島	73.20k 上 40m 73.20k	40
	小貝川	工作物	A	右	東大島	73. 20k	1 箇所
	小貝川	工作物	A	左	阿部岡	73. 20k	1 箇所
	小貝川	(重点)		右	東大島	73. 20k	1 箇所
	小貝川	工作物	В	右	東大島	72.80k 下 30m	1 箇所
	小貝川	工作物	В	左	阿部岡	72.80k 下 30m	1 箇所
	小貝川	堤防高 法崩れ・すべり	ВВ	右	東大島	73.20k 72.80k 下 90m	490
	小貝川	堤防高 堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B B B B	右	東大島	72.80k 下 90m 72.60k	110
	小貝川	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	右	東大島	72. 60k 72. 20k	400
	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	右	高田	72.20k 71.80k 上190m	210
	小貝川	堤防高 堤防断面	A B	右	高田	71.80k 上190m 71.80k 上 60m	130
	小貝川	堤防高 堤防断面	B B	右	高田	71.80k 上 60m 71.40k 上 30m	430
	小貝川	工作物	A	右	高田	71. 40k	1 箇所
	小貝川	堤防高	В	右	高田	71.20k 上150m 71.20k 上 50m	100
	小貝川	(重点)		左	三谷	71. 80k	1 箇所
	小貝川	工作物	В	右	高田	71. 40k	1 箇所
	小貝川	堤防高	В	右	高田	71.20k 上 50m 70.60k	650
	小貝川	堤防断面 堤防高	A B	右	高田	70.60k 70.60k 下 50m	50
	小貝川	堤防高 堤防断面	A A	右	高田	70.60k 下 50m 70.60k 下 90m	40
	小貝川	堤防高 堤防断面	B A	右	高田	70.60k 下 90m 70.40k 上 40m	70
	小貝川	堤防高 堤防断面	A A	右	高田	70.40k 上 40m 70.40k 下 50m	90
	小貝川	堤防高 堤防断面	В В	右	高田	70.40k 下 70m 70.20k 上 70m	60
	小貝川	工作物	В	右	反町	70.40k 下 70m	1 箇所
	小貝川	工作物	В	左	水戸部	70.40k 下 70m	1 箇所
	小貝川	堤防高 漏水	B B	右	反町	70.20k 上 70m 70.20k	70
·		•		•	•		

	小貝川	堤防高	В	右	反町	70. 20k 70. 00k	200
	小貝川	堤防高 漏水	B B	右	反町	69.80k 上 60m 69.80k	60
	小貝川	堤防高 漏水	B B	右	反町	69.60k 上 60m 69.60k	60
	小貝川	工作物	A	左	根小屋	69. 00k	1 箇所
県の管理 区間	五行川	堤体強度	В	左右	飯貝		200

〇水位観測所

(平成24年現在)

観測	則所				水	位	
河川名	観測所名	所 在 地	主管事務所	水防団 待 機 水 位 (m)	はん濫 注 え 位 (m)	選判 が位	はん濫 危 放
鬼怒川	石井(右)	宇都宮市石井町地先	下館河川事務所	1.00	1.50	2.00	3.00
小貝川	鉄道橋下	芳賀郡益子町大字益子5472地先	真岡土木事務所	1.00	1.50	2. 30	-
小貝川	三 谷	真岡市高田	下館河川事務所	1.40	1.80	2.60	3. 10
五行川	妹内橋	真岡市荒町3-16-3地先	真岡土木事務所	1.60	1. 90	2. 70	3. 20

※避難判断水位:住民避難勧告の目安となる水位(H18.3.28指定)

O水防倉庫·水防資材一覧

荒町水防倉庫

Ī		1.4				水	防	資	材				オ	(防	器	إ	Ļ			
	丁川 名	補助建設番号	水防倉庫 名(図面 対象番 号)	管理者	設置場所 (設置年月)	か空麻 土等 (袋)		杭 (鉄・ 木) パイプ (本)		シート むしろ (枚)	鎌 (丁)	ノコギ リ (丁)	ナ タ (T)	スコッ プ (丁)	ツルハ シ (丁)	ク ワ (丁)	掛 矢 (T)	ペンチ (T)	カッ ター (丁)	一輪車 (台)	照明 (台)
ļ	a 怒 川 u 行 川	市設	荒町 水防倉庫	真岡市長	真岡市 荒町107-1 (H6.4)	12, 609	270	830	30	318	25	10	9	30	8	10	15	5	3	10	5

高田水防倉庫

		44				水	防	資	材				オ	ς	防	器	ļ	Ļ			
河川:	名	補助建設番号	水防倉庫 名(図面 対象番 号)	管理者		か空 麻 土等 (袋)	縄 (kg) ロープ (m)	4-1		シート むしろ (枚)	鎌 (丁)	ノコギ リ (丁)	ナ タ (丁)	スコッ プ (丁)	ツルハ シ (丁)	ク ワ (丁)	掛 (T)	ペンチ (丁)	カッ ター (丁)	一輪車 (台)	照明(台)
小貝。	Ш	市設	高田 水防倉庫	真岡市長	真岡市 高田472-1 (H6. 8)	1,000	300		25	6	15	3	3	15	5		5	5	5		

長沼水防倉庫

			1-16				水	防	資	材				オ	ξ.	防	器	ļ	Ļ			
_	河川	名	補助建設番号	水防倉庫 名(図面 対象番 号)	管理者		かま 安 麻 土等 (袋)	縄 (kg) ロープ (m)	杭 (鉄・ ポ) パイ本)		シート むしろ (枚)	鎌 (丁)	ノコギ リ (丁)	ナ タ (丁)	スコッ プ (丁)	ツルハ シ (丁)	ク ワ (丁)	掛 (丁)	ペンチ (丁)	カッ ター (丁)	一輪車 (台)	照明 (台)
_	鬼怒五行	· 川	市設	長沼 水防倉庫	真岡市長	真岡市 長沼1086 (H4.11)	1, 400	100	160	50	3	21	6	7	15	10	5	5	7	2		3

○河川防災ステーション

	河川名	名称	所在地
国管理	鬼怒川	鬼怒川・真岡地区河川防災ステーション	真岡市若旅地先

〔災害危険箇所〕

〇山地災害危険地区

(山腹崩壊危険地区一覧)

番号	地区名	位	置	直接值	呆全対象施設	避難所	
留々		大 字	字	人家戸数	公共施設・種類		
1	山根	西田井	山根	1 2	市道	西田井小学校	
2	道祖土	道祖土	ハサマ	1 2	市道	山前南小学校	
3	根本山	根本	アタゴヤマ	1 0	県道	西田井小学校	
4	南高岡	南高岡	竹ノ内	1 5	県道	山前南小学校	
5	三谷 (1)	三谷	クラカケ	6 5	市道	物部中学校	
6	三谷 (2)	三谷	ヨリカクサワ	1 0		物部中学校	
7	水戸部	水戸部	水戸部	1	市道	物部中学校	

(崩壊土砂流出危険地区)

番号	地区名	名 位 置		直接值	呆全対象施設	避難所	
	地区名	大 字	字	人家戸数	公共施設・種類	避無別	
1	根本山(1)	根本	根本山	1 8	市道	西田井小学校	
2	根本山(2)	根本	根本山	8	市道	西田井小学校	

○急傾斜地崩壊危険箇所

(I・自然)

番号	箇所名	位		人家	公共	避難所	摘要	
田力	回川和	大字	小字	戸数	建物	处工关证//	加女	
1	大字西郷 I	西郷		9	有	真岡小学校		
2	台町 I A	台町	城内	6	有	真岡小学校		
3	台町 I B	台町		0	有	真岡小学校	昭和47年10月13日	778
4	台町 I C	台町		1 5		真岡小学校	昭和47年10月13日	778
5	山根 I A	西田井	山根	4	有	西田井小学校		
6	能仁寺IA	根本		7		西田井小学校	平成元年04月07日	307
7	間木掘IA	中	間木掘	7	有	中村小学校		
8	大沼 I A	下大沼		7	有	中村中学校	昭和61年02月14日	138
9	山ノ下IA	上大田和	山ノ下	1 4		大内農業構造 改善センター	平成14年03月22日	152
1 0	大谷 I A	堀内	大谷	8		大内西小学校	平成21年2月6日	60
1 1	上根ⅡA	根本	上根	2	有	西田井小学校		
1 2	南原 I A	大和田	南原	8		二宮文化会館	昭和62年8月11日	608
1 3	久下田西 I A	久下田	久下田西	7		久下田小学校	平成10年1月23日	29
1 4	久下田 I A	久下田		4	有	久下田小学校	昭和61年2月14日	138
1 5	南原 I B	寺内	大和田	6		物部小学校		
1 6	市ノ塚ⅡA	三谷	内田	0	有	物部中学校		

※被害想定区域内に人家5戸以上の箇所。

(Ⅰ・人工)

番号	箇所名	大字	置 小字	人家 戸数	公共 建物	避難所	摘要
1	大田山 I A	西郷	大田山	0	有	真岡小学校	
2	並木町IA	並木町	四丁目	0	有	真岡中学校	
3	田町IA	台町		0	有	真岡小学校	
4	並木町IB	並木町	一丁目	0	有	真岡小学校	
5	田町IB	田町	ロノ町	0	有	真岡小学校	

[※]被害想定区域内に人家5戸以上の箇所。

(Ⅱ・自然)

番号	簡所名	位	置	人家	公共	避難所	摘要	
田力	回川石	大字	小字	戸数	建物	地工天田/기	順安	
1	仏生寺Ⅱ A	南高岡	大手	1		山前南小学校	平成18年06月16日	438
2	吹上IA	堀内	吹上	2		大内西小学校	平成18年06月16日	438
3	南原Ⅱ A	大和田	南原	3		物部小学校	平成18年06月16日	439
4	内田ⅡB	三谷	内田	3		物部中学校	平成18年06月16日	439
5	内田ⅡC	三谷	内田	1		物部中学校	平成18年06月16日	439
6	内田ⅡD	三谷	内田	1		物部中学校	平成18年06月16日	439
7	五軒屋ⅡA	三谷	五軒屋	1		物部中学校	平成18年06月16日	439
8	内田 I A	三谷	内田	4		物部中学校	平成18年06月16日	439

[※]被害想定区域内に人家1~4戸の箇所。

(Ⅱ・人工)

番号	箇所名	位	置	人家	公共	避難所	培甲	
留り	画	大字	小字	戸数	建物	た上夫比グー		
1	内田VA	三谷	内田	1		物部中学校	平成18年06月16日	439

(**Ⅲ・**自然)

番号	营 箇所名 位 大字	位置		人家	公共	避難所	摘要	
留力		大字	小字	戸数	建物	/吐美比/2	100分	
1	上根ⅢA	根本	上根	0		西田井小学校		
2	影井ⅢA	三谷	影井台	0		物部中学校		
3	二軒家Ⅱ A	三谷	五軒屋	0		物部中学校		

(真岡市における急傾斜地崩壊危険区域指定状況)

平成22年3月末現在

	面積	Щ	林	道路等その他		D他
指定箇所数	四項 (h a)	国有林 (h a)	公民有林 (ha)	(m)	国有地 (h a)	公民有地 (h a)
9	7.78		4.28	0.94	0.09	2.47

〇土石流危険渓流

(I)

		河川名		位置		保全対象区域	
番号	水系名	幹川名	渓流名	大字・字	避難所	人家 戸数	公共 建物
1	利根川	小貝川	瑞光寺沢	根本	西田井小学校	0	有
2	利根川	小貝川	仏生寺沢	南高岡	山前南小学校	0	有
3	利根川	小貝川	東浦一号沢	南高岡	山前南小学校	5	
4	利根川	小貝川	東浦二号沢	南高岡	山前南小学校	2	有
5	利根川	小貝川	榎ヶ入沢	三谷	物部中学校	1	
6	利根川	小貝川	大学入沢	三谷	物部中学校	6	
7	利根川	小貝川	入沢	三谷	物部中学校	5	

※被害想定区域内に人家5戸以上の箇所。

		河川名		位置		保全対象	象区域
番号	水系名	幹川名	渓流名	大字・字	避難所	人家 戸数	公共 建物
1	利根川	小貝川	山根沢	西田井	西田井小学校	3	
2	利根川	小貝川	山根三号沢	西田井	西田井小学校	2	
3	利根川	小貝川	上根沢	根本	西田井小学校	2	
4	利根川	小貝川	須釜一号沢	須釜	山前南小学校	1	
5	利根川	小貝川	須釜二号沢	南高岡	山前南小学校	2	
6	利根川	小貝川	青谷沢	青谷	山前南小学校	1	
7	利根川	小貝川	大手下二号沢	南高岡	山前南小学校	4	
8	利根川	小貝川	大手下一号沢	南高岡	山前南小学校	3	
9	利根川	小貝川	大手二号沢	南高岡	山前南小学校	3	
1 0	利根川	小貝川	大手一号沢	南高岡	山前南小学校	2	
1 1	利根川	小貝川	大手三号沢	南高岡	山前南小学校	3	
1 2	利根川	小貝川	大手四号沢	南高岡	山前南小学校	1	
1 3	利根川	小貝川	大手五号沢	南高岡	山前南小学校	1	
1 4	利根川	小貝川	大手六号沢	南高岡	山前南小学校	2	
1 5	利根川	小貝川	道祖土沢	道祖土	山前南小学校	1	
1 6	利根川	小貝川	上南高岡沢	南高岡	山前南小学校	2	
1 7	利根川	小貝川	南高岡三号沢	南高岡	山前南小学校	2	
1 8	利根川	小貝川	阿部岡一号沢	阿部岡	物部中学校	2	
1 9	利根川	小貝川	阿部岡二号沢	阿部岡	物部中学校	1	

2 0	利根川	小貝川	阿部岡三号沢	阿部岡	物部中学校	1	
2 1	利根川	小貝川	阿部岡四号沢	阿部岡	物部中学校	1	
2 2	利根川	小貝川	影井台一号沢	三谷	物部中学校	2	
2 3	利根川	小貝川	影井台二号沢	三谷	物部中学校	1	
2 4	利根川	小貝川	五軒屋二号沢	三谷	物部中学校	1	
2 5	利根川	小貝川	五軒屋三号沢	三谷	物部中学校	1	
2 6	利根川	小貝川	三軒屋沢	三谷	物部中学校	1	
2 7	利根川	小貝川	水戸部沢	水戸部	物部中学校	1	

[※]被害想定区域内に人家1~4戸の箇所。

$({\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I})$

		河川名		位置	保全対象区域		
番号	水系名	幹川名	渓流名	大字・字	避難所	人家 戸数	公共 建物
1	利根川	小貝川	須釜三号沢	須釜	山前南小学校	0	
2	利根川	小貝川	大手七号沢	大手	山前南小学校	0	

〔輸 送〕

〇飛行場外 · 緊急離着陸場一覧

1 飛行場外離着陸場

(平成23年12月現在)

離着陸場名	所 在 地	連絡先
真岡市総合運動公園	真岡市小林972-1	0285 - 82 - 2802
吴 四印松 1	英岡川小林912-1	(呼) 山前農村環境改善センター
五行川河川緑地	真岡市田町1247番地先	0285 - 83 - 8724
鬼怒自然公園緑の広場	真岡市上大沼533地先	0285-83-1277
二宮東部運動場 真岡市水戸部232-1		0285-84-2811

2 緊急離着陸場

離着陸場名	所 在 地	連絡先
真岡北運動場	真岡市飯貝1377	0285-84-2811
市民公園	真岡市田町1325	0285-84-2811
二宮運動場野球場	真岡市堀込1000	0285-74-3177
井頭公園 野球場	真岡市下籠谷99	0285-83-3121
井頭公園 サッカー場	真岡市下籠谷99	0285-83-3121
大内中央小学校	真岡市飯貝457-1	0285 - 82 - 2530
大内東小学校	真岡市赤羽30-1	0285-82-5139
大内中学校	真岡市飯貝1159	0285 - 82 - 2541
西田井小学校	真岡市西田井1505-2	0285 - 82 - 2528
東沼小学校	真岡市東沼657	0285 - 82 - 2529
山前小学校	真岡市小林672-2	0285-82-2527
山前中学校	真岡市小林784	0285 - 82 - 2540
山前南小学校	真岡市東大島713	0285 - 82 - 2534
真岡北陵高等学校	真岡市下籠谷396	0285 - 82 - 3415
真岡高等学校	真岡市白布ヶ丘24-1	0285 - 82 - 3413
真岡女子高等学校	真岡市台町2815	0285-82-2525
真岡中学校	真岡市並木町3-120	0285-82-5135
真岡東小学校	真岡市東光寺1-4-1	0285 - 84 - 3690
真岡東中学校	真岡市田町1256-18	0285 - 82 - 2535
真岡小学校	真岡市台町4184	0285-82-4126
勝瓜公園	真岡市鬼怒ヶ丘	0285-84-2811
熊倉公園	真岡市熊倉1-24	0285 - 83 - 8724
久下田中学校	真岡市久下田1304	0285 - 74 - 0068
物部中学校	真岡市高田1838	0285 - 75 - 0008
物部小学校	真岡市物井1183	0285 - 75 - 0004
長沼小学校	真岡市長沼716	0285 - 74 - 0194
長沼中学校	真岡市長沼706	0285 - 74 - 0192
久下田小学校	真岡市久下田491	0285 - 74 - 0042

離着陸場名	所 在 地	連絡先
旧長沼北小学校	真岡市砂ヶ原1280	0285-83-8103
真岡市歴史資料保存館 (旧高田分校)	真岡市高田2645	0285-83-7731
真岡市二宮運動場	真岡市堀込1000	0285 - 74 - 3177
鬼怒川緑地公園	真岡市堀込663-2~砂ヶ原265地先	0285 - 83 - 8724
亀山小学校	真岡市亀山1037-3	0285 - 84 - 6250
真岡西小学校	真岡市熊倉3-33-6	0285-84-1311
大内西小学校	真岡市下籠谷2472-1	0285 - 82 - 5134
長田小学校	真岡市1302-1	0285 - 82 - 1750
中村小学校	真岡市中302	0285 - 82 - 2533
中村中学校	真岡市中203	0285 - 82 - 2542
中村南小学校	真岡市中2210	0285-82-2538
中村東小学校	真岡市寺内1191	0285 - 82 - 2536
さくら公園	真岡市寺内678-1 第4工業団地内	0285 - 83 - 8724
三ツ谷公園 野球場	真岡市松山町22	0285-84-2811
真岡西中学校	真岡市西高間木531	0285 - 84 - 6223
松山公園	真岡市松山町13	0285 - 74 - 3177

○緊急消防援助隊受援計画における野営場所

名 称	所 在 地	面積(m²)	連 絡 先
井頭公園	真岡市下籠谷99	933, 000	0285-83-3121 P0285-84-7456
真岡市総合運動公園	真岡市小林972-1	266, 412	0285-82-2802 (呼) 山前農村環境 改善センター
真岡市鬼怒自然公園	真岡市柳林1140-2	33, 750	0285-83-1277
真岡高等学校グラウンド	真岡市白布ヶ丘24-1	28,000	0285-82-3413
真岡女子高等学校グラウンド	真岡市台町2815	12,000	0285-82-2525
真岡北陵高等学校グラウンド	真岡市下籠谷396	32, 210	0285-82-3415
真岡工業高等学校グラウンド	真岡市寺久保1-2-9	7, 884	0285-82-3303
三ツ谷公園	真岡市松山町	7, 465	0285-83-8153
松山公園	真岡市松山町	4, 440	0285-83-8153
二宮運動場	真岡市堀込1000	86, 890	0285-82-1111
二宮東部運動場	真岡市水戸部232-1	18, 270	0285-82-1111

○緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区間
高速自動車		北関東自動車道	全線 (真岡市勝瓜)
国道		11. 13. 13. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14	~(真岡市水戸部[茨城県境])
国道	400	国送400 日	全線(真岡市久下田 [茨城県境])
国	408 国道408号		~(高根沢町宝積寺 [国道4号分岐])

第2次緊急輸送道路

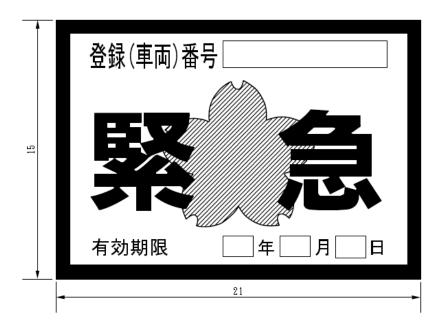
道路種別	路線番号	路線名	区間
田法	国道 294	国送204早	一部(真岡市荒町 [真岡岩瀬線交点])
国		294 国道294号	~(益子町益子[国道121号分岐])
主要地方道	\ \\\	真岡上三川線	全線(真岡市田町 [国道294号分岐])
土安地刀坦	47	共叫上二川麻	~(上三川町上三川[国道352号分岐])
. 机用 \岩	210	笹原二宮線	全線(下野市笹原[国道4号分岐])
一般県道 310		世界一呂禄	~(真岡市久下田[国道294号交点])

第3次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区間
国道	121	国道121号	一部(宇都宮市宮の内 2 [国道 4 号交点])
四坦	121	国坦121万	~(益子町塙[国道294号分岐])
国道	294	国道294号	一部(真岡市久下田 [茨城県境])
四坦	294	国坦294万	~(真岡市荒町[真岡岩瀬線交点])
	44	栃木二宮線	一部(下野市川中子[国道4号交点])
	44	加小二萬麻	~(真岡市久下田[国道294号交点])
	45	つくば真岡線	全線(真岡市水戸部 [茨城県境])
主要地方道			~(真岡市田町[国道294号交点])
土安地刀坦		宇都宮真岡線	一部(真岡市下籠谷 [国道121号分岐])
	40		~(真岡市並木町[真岡上三川線交点])
	61	真岡烏山線	一部(真岡市東郷 [国道294号分岐])
	01	共	~ (那須烏山市田野倉 [宇都宮烏山線交点])
	276	076 井部周見八里始	全線(真岡市上籠谷 [栃木県井頭公園])
一般県道		井頭県民公園線	~(真岡市下籠谷 [国道121号交点])
水炉	289	二宮宇都宮	全線(真岡市大道泉 [栃木二宮線分岐])
	289	自転車道線	~(宇都宮市柳田町[宇都宮向田線交点])

○緊急通行車両の標章

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を 白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

[各種協定]

○災害時における市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

- 第2条 応援の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - (5) 火葬場の提供及びあっせん
 - (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
 - (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
 - (8) ボランティアのあっせん
 - (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

- **第3条** 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速 やかに文書をもってその内容を通知するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援の場所及び経路
 - (5) 応援を希望する期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

- **第4条** 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、 自主的に出動できるものとする。
- 2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。 (応援経費の負担)
- 第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集 活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、 応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その 要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

- 第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。
- 2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

- **第8条** 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。 (連絡の窓口)
- **第9条** 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

- 第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。
- 2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。 (補則)
- 第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。 平成8年7月30日

宇	都宮	市	長	足	利	市	長
栃	木	市	長	佐	野	市	長
鹿	沼	市	長	日	光	市	長
今	市	市	長	小	Щ	市	長
真	畄	市	長	大	田原	市	長
矢	板	市	長	黒	磯	市	長
上	三川	町	長	芳	賀	町	長
± :	生	町	長	石	橋	町	長
国	分寺	計町	長	野	木	町	長
大	平	町	長	藤	畄	町	長
岩	舟	町	長	都	賀	町	長
栗	Щ	村	長	南	河内	丁町	長
上	河内	町	長	河	内	町	長
西	方	町	長	粟	野	町	長
足	尾	町	長	$\ddot{-}$	宮	町	長

益子町長 茂木町長 市貝町長 藤原町長 塩 谷 町 長 氏 家 町 長 高根沢町長 喜連川町長 南那須町長 烏山町長 馬頭町長 小 川 町 長 湯津上村長 黒 羽 町 長 西那須野町長 那 須 町 長 塩 原 町 長 田沼町長 葛 生 町 長 栃木県知事

〇災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。) の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。) するものとする。

(応援ブロック)

- **第4条** 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。 (応援職員の携行品)
- 第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。 (応援職員に対する便宜の供与)
- 第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎の あっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

- 第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、 次のとおりとする。
 - (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規程により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払い方法)

- 第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。
 - (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に定める請求は、応援市町村長名による請求書(関係書類添付)により、被災市町村長に請求するものとする。

(災害対策連絡会議)

- 第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。
- 2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。
- 3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。
 - (1) 応援体制に関する事項
 - (2) 備蓄体制に関する事項
 - (3) 防災訓練に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表1 略

別表2

市 町 村 の 区 分

ブロック名	構 成 市 町 村
北那須ブロック	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町
日光ブロック	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町
南那須ブロック	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町
塩谷ブロック	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町
県央ブロック	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、粟野町
芳賀ブロック	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南ブロック	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安足ブロック	足利市、佐野市、田沼市、葛生町

別表3

応援ブロック

被災ブロック名	応援ブロック名
北那須ブロック	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南那須ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県央ブロック	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県南ブロック	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安足ブロック	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

〇特殊災害消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎょ等を広域的に処理するため、常設消防機関(以下「消防機関」という。) を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等(以下「関係市町等」という。)の相互 間において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相 互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

- 第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。 (対象災害)
- 第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎょ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊(特殊車両の消防隊を含む。)、救急隊、消防関係資器材、職員等(以下「応援隊」という。)の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。 (経費の負担)

- 第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。
 - (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理等の経費は、応援側の負担とする。
 - (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の 負担とする。
 - (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。 (適用除外)
- **第8条** 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は接触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

宇都宮市長 足利市長 栃木地区広域行政事務組合 理 佐野地区広域消防組合 鹿沼地区広域行政事務組合 日光地区広域消防組合 合 今 市 市 長 小 山 市 長 芳賀地区広域行政事務組合 組 合 長 大田原地区広域消防組合 組 合 長 塩谷広域行政組合管理者 黒磯那須消防組合長 石橋地区消防組合管理者 藤原町長 南那須地区広域行政事務 理者

○災害時における相互応援に関する協定 (埼玉県桶川市)

(趣旨)

第1条 この協定は、真岡市又は桶川市(以下「都市」という。)において、災害が発生し、被災した都市(以下「被災都市」という。)だけでは十分な応急処置が実施できない場合に、一方の都市(以下「応援都市」という。)が、被災都市の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号及び第67号第1条の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やか に必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

- 第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員(以下「職員等」という。)の派遣並びに車両等の提供
 - (2) 飲料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
 - (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - (4) ボランティアのあっせん
 - (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
 - (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

- 第4条 被災都市は、次の事項を明らかにして、電話などにより要請を行い、後日、速やかに文書を もってその内容を通知するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる職員等の役割並びに車両等の種類及び台数
 - (3) 前条第2号から第5号までに掲げるものの品名、数量等
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援の場所及び経路
 - (6) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

- 第5条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない場合で、応援都市が必要と認めたときは、自主 的に出動できるものとする。
- 2 自主的に出動した応援都市は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災都市に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

- 第6条 応援に要した費用は、被災都市の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援都市の負担とする。
- 2 被災都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合、又は被災都市から要請があった場合、応援都市は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災都市の被害状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、

応援に要した経費の負担については、両都市間で協議することができるものとする (災害補償等)

- 第7条 応援活動に従事した職員等が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が責任をもって行うものとする。
- 2 応援活動に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復の途上において生じたものを除き、被災都市が、その賠償の責めを負うものとする。 (応援のため派遣された職員等の指導)
- 第8条 応援のため派遣された職員等は、被災都市の長の指導下に活動するものとする。 (その他)
- 第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方書名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 9 年 7 月 1 日

栃木県真岡市長 菊 地 恒三郎

埼玉県桶川市長 上 原 榮 一

〇災害時における相互応援に関する協定 (新潟県阿賀野市)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急措置等を円滑に遂行するため、真岡市及び阿賀野市間で相 互応援を行うことについて定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 真岡市及び阿賀野市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生した ときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

- 第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
- (1) 救助及び応急復旧に必要な人員の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

- 第4条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。
- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第5号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援の期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援要請を受けた市(以下「応援市」という。)は、業務に支障がない限り、これを実施するものとする。

(応援経費の負担)

- 第6条 応援に要した費用は、応援要請をした市(以下「要請市」という。)の負担とする。
- 2 要請市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ要請市から要請があった場合は、応援市は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、両市間で協議をすることができるものとする。

(応援の自主出動)

- 第7条 災害が発生し、連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、職員 を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集 活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(災害補償)

- 第8条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は その活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又は その遺族に対する補償は、応援市が負担するものとする。
- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途上に生じたものを除き、要請市が、その賠償の責めを負うものとする。

(応援のために派遣された人員の指導)

第9条 応援のために派遣された人員は、要請市の長の指揮下に活動するものとする。 (その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して決めるもの とする

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、真岡市又は阿賀野市が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有する。

平成 20 年 10 月 14 日

栃木県真岡市長 福田武隼

新潟県阿賀野市長 天野市 榮

〇災害時等の物資供給等に関する協定書

真岡市(以下「甲」という。)とイオン株式会社スーパーセンター事業本部(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他の災害が発生した場合、被災市民等を救援するための生活物資(以下「物資」という。)の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

(市の要請)

- 第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資 の供給を要請することができるものとする。
 - (1) 市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (2) 市外に災害等が発生し、応援の必要があると認められるとき
 - (3) その他甲が特に必要と認められるとき
- 2 甲は、前項の要請にあたって、次に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに文書により提出するものとする。
 - (1) 災害の状況及び必要とする物資等の品名と数量
 - (2) 引渡しの方法及び場所
 - (3) その他必要とする事項

(要請事項に対する措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとと もに、その措置状況について甲に連絡するものとする。

ただし、乙が被災した場合は、その状況に応じて可能な範囲で対応するものとする。

(物資の範囲)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 食糧品
 - (2) 飲料品
 - (3) 寝具·衣料品
 - (4) 日用生活雑貨
 - (5) その他甲が指定する物資

(物資の数量)

第4条 甲は必要がある場合に、乙に対し供給できる数量について照会することができるものとする。

(物資の納入)

- 第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。
- 2 乙が物資の運搬をする場合には、乙が使用する車両を緊急車両とするよう甲は配慮するものとする。
- 3 甲は、物資の納入場所へ、職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

(物資の費用)

第6条 乙が供給した物資の対価、及び前条の規定により甲の申請に基づき乙がおこなった運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時等直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害等による混乱が沈 静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(連絡先等の確認)

- 第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任 者等をあらかじめ定めておくものとする。ただし、連絡責任者等の変更が生じた場合は、速やかに 相手先に報告するものとする。
- 2 第1項に定める双方の連絡先は、甲においては真岡市総務部総務課長とし、乙においてはイオンスーパーセンター真岡店店長とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲 乙双方が誠意を持って協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに 甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後におい ても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 7 月10日

栃木県真岡市荒町5191番地

甲

真岡市長 福 田 武 隼

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 乙 イオン株式会社 スーパーセンター事業本部

本部長 山 田 信 晴

-332-

〇日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本水道協会栃木県支部規則第2条の2の規定に基づき、地震、異常渇水その他の災害において、日本水道協会栃木県支部(以下「支部」という。)に所属する正会員(以下「会員」という。)が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 災害救助法 (昭和22年法律第118号) 等の法令が適用された場合においては、応援活動及び 応援に係る事務処理については、法令によるものとする。

(応援の内容)

- 第3条 会員が行う応援活動は、次のとおりとする。
 - (1) 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣
 - (2) 応急給水に必要な給水用ポリタンク等の提供
 - (3) 施設の応急復旧に必要な資器材の提供
 - (4) 作業に必要な車両、機械等の提供
 - (5) 水道公認工事店の斡旋
- 2 応援会員は、前項に定めるもののほか、特に被災会員から要請のあった事項について、これに応じるよう努力するものとする。

(応援の期間)

第4条 応援の期間は、原則として7日以内とする。ただし、協議によりその期間を延長することができる。

(費用の負担)

- 第5条 第3条第1項に規定する応援に要した費用は、同項第1号及び第4号の費用については応援 会員、同項第2号、第3号及び第5号の費用については被災会員が負担するものとする。ただし、 これにより難い場合は、関係会員が協議して定めるものとする。
- 2 第3条第2項の費用の負担については、その都度協議して定める。

(災害補償及び損害賠償)

- 第6条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、 応援会員の負担とする。
- 2 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては被災会員、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。ただし、この定めにより難い場合は、関係会員が協議して定めるものとする。

(応援の要請)

- **第7条** 被災会員は、他の会員の応援を求めようとするときは、支部長を通し要請するものとする。
- 2 支部長は、別表第1の非常災害時の連絡先により、必要な措置を要請するものとする。
- 3 要請を受けた会員は、要請に応じるよう努力するものとする。 (要請の方法)
- **第8条** 被災会員は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。
 - (1) 被害の状況

- (2) 必要とする応援の内容
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 必要とする資機材の種類及び数量
- (6) 応援の場所及び経路
- (7) その他必要な事項

(応援体制)

第9条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

(被応援体制)

第10条 被災会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

(応援物資等の調査)

- 第11条 会員は、非常災害時の応援を円滑に行うために、毎年度、別表第2により職員の状況及び保 有する物資、車両等を調査し、支部長に提出するものとする。
- 2 支部長は、前項の提出表を取りまとめ、会員に送付するものとする。

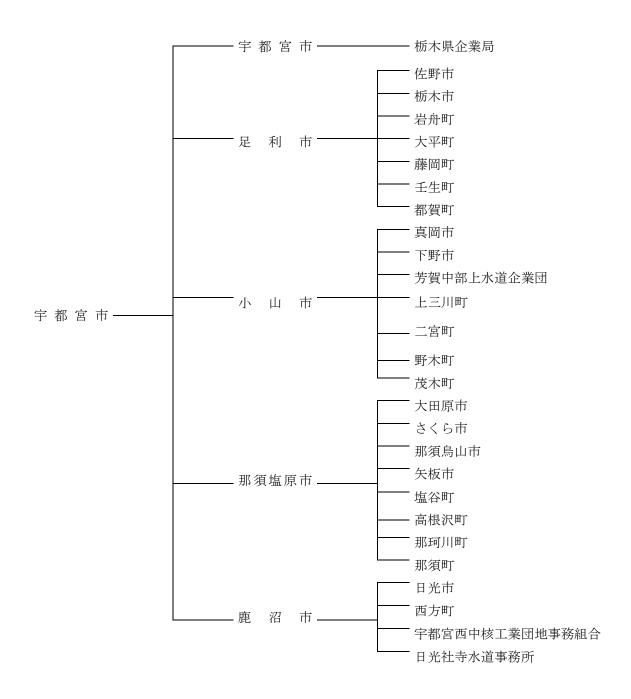
(協議)

第12条 この要綱の実施に関して必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月18日から施行する。

日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援連絡網 (平成19年4月現在)



○災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、栃木県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定書において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める 事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができ る。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)の あっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

- 第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が、負担するものとする。
 - 2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、栃木県土木部住宅課、乙においては、 社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設において、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(摘要)

第11条 この協定は、平成8年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年10月24日

- 甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県知事
- 五 東京都千代田区霞が関3丁目2番6号社団法人プレハブ建築協会会長

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修(以下「甲」という。)と、真岡市長 井田隆一(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、真岡市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合に おいて、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下、情報交換という)について定め、もっ て、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

- 第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
 - 一 真岡市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
 - 二 真岡市災害対策本部が設置された場合
 - 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

- 第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。
 - 一 一般被害状況に関すること。
 - 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関すること。
 - 三 その他甲又は乙が必要な事項

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。 (平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協 議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年9月16日

- 甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1さいたま新都心合同庁舎2号館国土交通省 関東地方整備局長 下保 修
- 乙) 栃木県真岡市荒町5191番地

真岡市長 井 田 隆 -

○災害時における物資・燃料等の供給協力に関する協定書

真岡市(以下「甲」という。)と栃木県石油商業組合芳賀支部(真岡)(以下「乙」という。)とは、 次の通り協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、真岡市内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害救助の必要があると認められたとき(以下「災害時等」という。)に、甲が行う応急活動等(以下「業務等」という。)に対する乙の協力・支援に関し必要な事項を定める。

(協力・支援の要請)

第2条 甲は、災害時等における業務等のため、乙に対し次に掲げる事項について、文書により協力・支援の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

また、要請については、平常時に取引している店舗を優先させることとする。

- (1) 甲が行う業務等に従事する緊急車両への燃料供給
- (2) 甲が業務等を行う役所、施設及び非常電源等への燃料供給
- (3) 避難場所の運営管理のための燃料供給
- (4) その他甲が指定する物資の供給の供給

(協力・支援の実施)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、優先供給に努め、可能な範囲内において協力・支援を実施するものとする。

(物資・燃料等の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給及び仕入れを要請する物資・燃料等は、次に掲げるものとする。
- (1) ガソリン、軽油等
- (2) その他甲が指定した物資の供給

(報告)

- 第5条 乙は、甲から要請された物資・燃料等の供給を行ったときは、速やかに甲に対して、次に掲 げる事項を報告するものとする。
- (1)物資・燃料等の供給をした日時、車両・施設、油種及び数量
- (2) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙が、第2条の(1)から(4)までに基づく供給に要した経費は、甲が負担することとし、 その費用は災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものと する。

(情報の交換)

第7条 甲と乙は、災害時等の業務等を円滑に行うため連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定するものと

する。

附則

1 この協定は平成23年10月1日から適用する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成23年10月 1日

甲 真岡市

市長 井 田 隆 一

乙 栃木県石油商業組合芳賀支部(真岡)

支部長 橋 本 良 一

○災害時における物資・燃料等の供給協力に関する協定書

真岡市(以下「甲」という。)と真岡液化ガス協同組合(以下「乙」という。)とは、次の通り協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、真岡市内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害救助の必要があると認められたとき(以下「災害時等」という。)に、甲が行う応急活動等(以下「業務等」という。)に対する乙の協力・支援に関し必要な事項を定める。

(協力・支援の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における業務等のため、乙に対し次に掲げる事項について、文書により協力・支援の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。
 - (1) 甲が業務等を行う役所、施設及び非常電源等への燃料供給
 - (2) 避難場所の運営管理のための燃料供給
 - (3) その他甲が指定する物資の供給の供給

(協力・支援の実施)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、優先供給に努め、可能な範囲内において協力・支援を実施するものとする。

(物資・燃料等の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給及び仕入れを要請する物資・燃料等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 重油、灯油等
 - (2) その他甲が指定した物資の供給

(報告)

- 第5条 乙は、甲から要請された物資・燃料等の供給を行ったときは、速やかに甲に対して、次に掲 げる事項を報告するものとする。
 - (1) 物資・燃料等の供給をした日時、施設、油種及び数量
 - (2) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙が、第2条の(1)から(3)までに基づく供給に要した経費は、甲が負担することとし、その費用は災害時等の直前における通常価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲と乙は、災害時等の業務等を円滑に行うため連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定するものと する。 附則

1 この協定は平成23年10月20日から適用する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通 を保有する。

平成23年10月20日

甲 真岡市

市 長 井 田 隆 一

乙 真岡液化ガス協同組合

代表理事 岩 崎 鶴 吉

○災害時における物資・燃料等の供給協力に関する協定書

真岡市(以下「甲」という。)と社団法人栃木県エルピーガス協会真岡支部(以下「乙」という。)とは、災害時に必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するうえで必要があると認めるときは、甲は、乙に対し、災害時に必要な物資の供給に関する業務(以下「災害応急業務」という。)の実施について、協力を要請する場合において必要な事項を定めるものとする。 (供給の要請)
- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときには、乙に対し、その保有する物 資の供給を要請することができるものとする。
 - (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (2) 市外において災害が発生し、災害救助の必要があると認めるとき
 - (3) その他甲が特に必要と認めるとき

(物資の範囲)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物質は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物質とする。
 - (1) LPガス、コンロ及び必要な器具
 - (2) その他甲が指定する物質

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないと きは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

(措置状況の報告)

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、要請事項について、速やかに適切な措置をとるととも に、措置状況について甲に報告するものとする。

(物資の引渡し)

- 第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、乙は、可能な限り甲の指定する 引渡し場所へ物資を配送するものとする。
 - 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

(費用の負担)

- 第7条 物資の供給に関する業務に要した費用は、甲が負担し、その負担区分については、甲乙協議 のうえ、定めるものとする。
 - 2 物資の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

(代金の支払い)

第8条 甲は、前条の費用を、乙から請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第9条 甲は、乙に対し、毎年定期的に、第3条各号に規定する物資の保有数量の報告を求めること ができるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれの記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年10月20日

甲 真岡市荒町 5 1 9 1 番地 真岡市

市長 井 田 隆 一

乙 真岡市石島954番地社団法人栃木県エルピーガス協会真岡支部

支部長 菊 嶋 達 雄

○災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書

真岡市(以下「甲」という。)と栃木県電気工事業工業組合(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、真岡市内で災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、災害救助の必要があると認めるとき(以下「災害時等」という。)に、甲が行う応急活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における応急活動のため、乙に対し次に掲げる事項について、文書により協力を要請することができるものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときには、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。
 - (1) 甲が応急活動を行う市有施設の電気設備の復旧・点検
 - (2) 甲が応急活動を行う市有施設への物資の供給
 - (3) その他甲が行う応急活動に対する協力

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、優先して協力に努めるものとする。

(措置状況の報告)

第4条 乙は、前条の協力を行ったときは、その都度、速やかに甲に対して、措置状況を報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙が、第2条に基づく協力に要した経費は、甲が負担することとし、その費用は災害時等の 直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく活動を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、別に決定する ものとする。

附則

この協定は、平成24年2月1日から適用する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通 を保有するものとする。

- 甲 真岡市長 井 田 隆 一
- 乙 栃木県電気工事業工業組合

理事長 阿久津 宗

○災害時における応急措置等の協力に関する協定

真岡市(以下「甲」という。)と真岡市管工事業協同組合(以下「乙」という。)とは、地震その他の災害等が市内に発生し、又は発生のおそれがある場合、甲の所管する水道施設の応急措置に関し、次のとおり協定する。

(協力要請)

- 第1条 甲は、災害は発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急措置等を施 行することが困難であるときは、乙に対し、その協力を要請することができるものとする
 - 2 乙は甲から前項規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

(要請手続)

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び機材等について、こに対して連絡することをもって行うものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに人員及び機材等を出動させ、甲の行う応急措置等に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 乙がこの協定に基づく応急措置等のために要した経費については、原則として甲が負担する ものとする。

(体制確立)

第5条 乙は、甲との協議のうえ応急措置の体制確立のための連絡体制並びに応急措置のための最大限の人員及び機材等について、毎年、甲に文書で提出するものとする。

(協議)

第6条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、必要に応じて、甲・乙の協議のうえ決定する。

(他都市の災害)

第7条 他都市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他都市へ応援するときは、 この協定の例により甲・乙の協議のうえ、実施する。

(適用)

第8条 この協定は、平成20年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 8月29日

- 甲 真岡市荒町 5 1 9 1 番地 真岡市長 福 田 武 集
- 乙 真岡市島 5 6 8 番地 1 真岡市管工事業協同組合

理事長 池田富雄

○災害時等における応急対策の実施に関する協定書

真岡市(以下「甲」という。)と協同組合真岡市建設業協会(以下「乙」という。)とは、地震その他の大規模災害等が市内に発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、甲が管理する公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事やその他災害の応急処置(以下「応急対策」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、真岡市の災害時等における公共施設等の応急対策の協力要請に関し、必要な 事項について定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し公共施設等の応急対策への 協力を要請することができる。
 - 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、他の業務に優先して応急対策に協力する ものとする。

(要請の方法)

- 第3条 甲は、次に揚げる事項を明らかにし、口頭、電話等により乙に協力を要請する。
 - (1) 応急対策を実施する場所
 - (2) 被害の状況
 - (3) 応急対策の内容
 - (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項
 - 2 甲と乙は、連絡責任者を定め、連絡体制、協力体制等について毎年確認し、災害時等に支障を きたさないよう努めるものとする。

(経費の負担)

- 第4条 甲の要請により、乙が応急対策に協力するにあたり要した経費は、甲が負担するものとする。 (労災補償)
- 第5条 乙が、応急対策に協力したことにより乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合 は、乙の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第6条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ 甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間)

- 第8条 この協定の期間は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも申出がない限り、 効力は継続するものとする。
 - この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 4月 2日

- 甲 真岡市荒町 5 1 9 1 番地 真岡市長 井 田 隆 一
- 乙 真岡市台町3379番地1 協同組合真岡市建設業協会

会長 増渕 正 司

○災害時等における応急対策の実施に関する協定書

真岡市(以下「甲」という。)と真岡市造園協会(以下「乙」という。)とは、地震その他の大規模災害等が市内に発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、甲が管理する公園樹木及び街路樹等の応急措置(以下「応急対策」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、真岡市の災害時等における公共施設等の応急対策の協力要請に関し、必要な事項について定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し公園樹木及び街路樹等の応急 対策への協力を要請をすることができる。
 - 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、他の業務に優先して応急対策に協力する ものとする。

(要請の方法)

- 第3条 甲は、次に揚げる事項を明らかにし、口頭、電話等により乙に協力を要請する。
- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項
- 2 甲と乙は、連絡責任者を定め、連絡体制、協力体制等について毎年確認し、災害時等に支障を きたさないよう努めるものとする。

(経費の負担)

- 第4条 甲の要請により、乙が応急対策に協力するにあたり要した経費は、甲が負担するものとする。 (労災補償)
- 第5条 乙が、応急対策に協力したことにより乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第6条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ 甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間)

- 第8条 この協定の期間は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも申出がない限り、 効力は継続するものとする。
 - この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 4月 2日

- 甲 真岡市荒町 5 1 9 1 番地 真岡市長 井 田 隆 一
- 乙 真岡市上高間木3-10-7真岡造園協会会 長 小 川 孝

[条 例 等]

〇真岡市防災会議条例

昭和38年7月5日 条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき真岡市 防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 真岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 栃木県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 真岡警察署長の職にある者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。 (専門委員)
- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。 (議事等)
- **第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和38年7月10日から施行する。

附 則(平成11年条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

○真岡市防災会議の組織

会 長

職名	所 在 地	電 話 番 号
真岡市長	真岡市荒町5191	0285-82-1111

委 員

No.	備考	職名	所 在 地	電話番号		
1		関東農政局宇都宮地域センター	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311		
2	1号委員	真岡労働基準監督署長	真岡市荒町5195	0285-82-4443		
3	1 万安貝	真岡公共職業安定所長	真岡市荒町5101	0285-82-8655		
4		関東地方整備局下館河川事務所長	筑西市二木成1753	0296-25-2171		
5		真岡県税事務所長	真岡市荒町5197	0285-82-2135		
6	0.日禾巳	真岡土木事務所長	真岡市荒町1171-4	0285-83-8301		
7	2号委員	県東健康福祉センター所長	真岡市荒町2-15-10	0285-82-3321		
8		芳賀農業振興事務所長	真岡市荒町5197	0285-82-4438		
9	3 号委員	真岡警察署長	真岡市荒町115	0285-84-0110		
10		真岡市副市長				
11		真岡市総務部長				
12		真岡市市民生活部長				
13	4号委員	真岡市健康福祉部長	真岡市荒町5191	0285-82-1111		
14		真岡市産業環境部長				
15		真岡市建設部長				
16		真岡市安全安心課長				
17	5 号委員	真岡市教育委員会教育長	真岡市荒町5191	0285-82-1111		
18		芳賀地区広域行政事務組合 消防本部消防長	真岡市荒町107-1	0285-82-3161		
19	6 号委員	真岡市消防団長	真岡市荒町5191	0285-82-1111		
20		真岡消防署長	真岡市荒町107-1	0285-82-3161		
21		東京電力(株)宇都宮支社長	宇都宮市戸祭一丁目11-18	028-305-8990		
22		東日本電信電話(株) 栃木支店設備部長	宇都宮市平出工業団地48-2	028-662-4256		
23	7号委員	日本赤十字社芳賀赤十字病院 事務部長	真岡市台町2461	0285-82-2195		
24	. , , , ,	真岡鐡道(株)専務取締役	真岡市台町2474-1	0285-84-2911		
25		栃木県トラック協会芳賀支部長	真岡市寺内1152 芳賀通運内	0285-82-4811		
26		芳賀郡市医師会真岡支部	真岡市中213-1 高野医院内	0285-84-5668		
27	8 号委員	真岡市自治会連合会長	真岡市荒町5191	0285-82-1111		

〇真岡市災害対策本部条例

昭和38年7月5日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、 真岡市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、昭和38年7月10日から施行する。

附 則(平成8年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

〇栃木県災害救助法施行細則

昭和35年5月2日 栃木県規則第35号

災害救助法施行細則を次のように定める。

災害救助法施行細則

- 第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第1条第1項 各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。
- 2 知事は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

第2条及び第3条 削除

第4条 令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

- 第5条 災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
 - 1 公用令書(別記様式第1号の1から別記様式第1号の4まで)
 - 2 公用変更令書(別記様式第2号)
 - 3 公用取消令書(別記様式第3号)
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳(別記様式第4号)に登録 しなければならない。
- 3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、 その理由を詳細に記録するほか公用変更令書の交付にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第6条 削除

- 第7条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書(別記様式第5号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基いてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
- 第8条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第6号による。
- 2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基き損失の補償を行つたときは、所要の事項を 強制物件台帳に記録しなければならない。
- 第9条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 1 公用令書(別記様式第7号)
- 2 公用取消令書 (別記様式第8号)
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記様式第9号)に所要事項を登録 しなければならない。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、 これをまつ消しなければならない。

第10条 削除

- 第11条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。
- 1 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- 2 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村 長、警察官その他適当な公務員の証明書
- 第12条 令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。
- 第13条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。
- 第14条 法第27条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うにあたって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。
- 第15条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。
- 2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出にあたり、 添付する書類は次のものとする。
 - 1 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - 2 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の 意見書
- 3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者がこれがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第29条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出にあたり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。
- 第16条 法第30条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、 令第23条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。
- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第5条、第7条、第8条第2項、第9条及び第11条 に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

附 則(平成25年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る部分に限る。)の規定は、平成24年4月6日から適用する。

別表第1(第4条関係)

救助の程度方法及び期間

一 収容施設の供与

(一) 避難所

- 1 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- 2 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 賃金職員等雇上費
 - 口消耗器材費
 - ハ 建物の使用謝金
 - ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - ホ 光熱水費
 - へ 仮設便所等の設置費
- 3 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり 300円

- 4 避難所を設置する際において、冬期(10月~3月)であるときは、別に定める額を加算する。
- 5 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(二) 応急仮設住宅

- 1 応急仮設住宅に収容できる者は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない 者であって、自らの資力をもってしては、住家を得ることのできない者とする。
- 2 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,401,000円以内とする。
- 3 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがある。この場合において、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、別に定める。
- 4 老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することがある。
- 5 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することがある。
- 6 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得

て必要最小限度の期間を延長することがある。

- 7 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条 第3項又は第4項に規定する期限(最高2年以内)とする。
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (一) 炊出しその他による食品の給与
 - 1 炊出しその他による食品の給与は、一の(一)の1により避難所に収容された者、住家が全 焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家 に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して現物をもって行うものとする。
 - 2 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 主食費
 - 口副食費
 - ハ燃料費等
 - 二 雑費
 - 3 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり 1,010円以内とする。
 - 4 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。
 - (二) 飲料水の供給
 - 1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。
 - 2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の 実費とする。
 - 3 飲料水の供給を実施する期間は、二の(一)の4の炊出しその他による食品の給与を実施する 期間に準ずるものとする。
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (一)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は 床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損して、直ちに 日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
 - (二)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目 の範囲内において、現物をもって行うものとする。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - 二 光熱材料
 - (三)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要な費用を支出することがある。

1 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季	別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を 増すごとに加算 する額
夏	期	4月~9月	17,200円	22, 200円	32,700円	39, 200円	49,700円	7,300円
冬	期	10月~3月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円

2 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

	季	別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6 人以上 1 人を 増すごとに加算 する額
	夏	期	4月~9月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
4	冬	期	10月~3月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25, 300円	3,300円

(四)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

四 医療及び助産の給付

(一) 医療の給付

- 1 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。
- 2 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ 診療

- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療及び施術
- ニ 施設病院又は診療所への収容
- ホ 看護
- 3 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合は、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。
- 4 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(二) 助産の給付

- 1 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
- 2 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 分べんの介助
 - ロ 分べん前及び分べん後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- 3 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した 衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く。)等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金 の8割以内の額とする。
- 4 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

五 災害にかかった者の救出

- (一) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態 にある者に対して行うものとする。
- (二) 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。 ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、 必要な期間を延長することがある。

六 災害にかかった住宅の応急修理

- (一) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理を することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家 が半壊した者に対して行うものとする。
- (二) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行う ものとする。
- (三) 住宅の応急修理のため支出する費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。
- (四) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを 得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期 間を延長することがある。

七 生業資金の貸与

- (一) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。
- (二) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。
- (三) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

イ 生業費 1件当り 30,000円以内

ロ 就職支度費 1件当り 15,000円以内

- (四) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間によりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。
- (五) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

1 貸与期間 2年以内

2 利子 無利子

八 学用品の給与

(一) 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又はき損して、就学上支障のある小学校児童 (特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び 特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

- (二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - 1 教科書
 - 2 文房具
 - 3 通学用品
- (三) 学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。
 - 1 教科書代
 - イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時借置法(昭和23年法律第132号) 第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承 認を受けて使用するものを給与するための実費
 - ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - 2 文房具費及び通学用品費
 - イ 小学校児童にあっては、1人当たり、4,100円
 - ロ 中学校生徒にあっては、1人当たり、4,400円
 - ハ 高等学校等生徒にあっては、1人当たり、4,800円
- (四) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することがある。

九 死体の捜索及び処理

- (一) 死体の捜索
 - 1 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
 - 2 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、 修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
 - 3 死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない 事情により、これによりがたい場合には厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長す ることがある。
- (二) 死体の処理
 - 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
 - 2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ロ 死体の一時保存
 - ハ検案
 - 3 検案は、原則として救護班が行うものとする。
 - 4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 1体当たり3,300円
 - ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合に あっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり5,000円(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、

- 5,000円に当該地域における通常の実費を加算した額)とする。
- ハ 検案が救護班により、行われがたい場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。
- 5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない 事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長 することがある。

十 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。
- (二)埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - 1 棹
 - 2 埋葬又は火葬
 - 3 骨つぼ及び骨箱
- (三) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人(満12歳に満たない者をいう。) 160,800円以内とする。
- (四) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。
- 十一 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
 - (一) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 1 被災者の避難
 - 2 医療及び助産
 - 3 災害にかかった者の救出
 - 4 飲料水の供給
 - 5 死体の捜索
 - 6 死体の処理
 - 7 救助用物資の整理配分
 - (二) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (三) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。
- 十二 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去
 - (一) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。
 - (二) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。
 - (三)障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯当たり133,900円以内とする。
 - (四) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長すること

がある。

別表第2(第12条関係)

(一) 令第10条第1号から第4号までに規定する者 法第24条第5項の規定による実費弁償の限度(日当、超過勤務手当、費用弁償)

職種	日 当	超過勤務手当	費用弁償額
医 師 報 科 医 師	21,700円	(1時間当たり) 4,480円	職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第 一号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例により
薬 剤 師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技師 歯科衛生士	15, 600円	2, 221円	算定した額とする。
保 健 師 助 産 師 看 護 師 准 看 護 師	14, 800円	3, 055円	
救急救命士	14,800円	3,055円	
土木技術者建築技術者	16, 200円	3, 345円	
大 工	17,500円	3,500円	
左官	17,700円	3,540円	
と び 職	16,200円	3,240円	

(二) 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を 加算した額以内とする。

〔様 式〕

〇自衛隊災害派遣要請のための様式

 様式
 真安全第
 号

 年
 月
 日

陸上自衛隊第12特科隊長 様

真岡市長名

陸上自衛隊の災害派遣要請について 次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考事項

〇緊急通行車両等確認申出書

別記様式第1

				年	月 日
		緊急通行車両等確認申出	書		
栃木	県知事	様			
		住所			
		申出者 氏名			印
		八 石			H1
		電話()	局	番
番号標に ている番	表示され :号				
輸送を行	途(緊急 う車両に 、輸送人 名)				
使用者	住所	電話()	局	番
使用有	氏名				
通行	目的				
通行	日時				
		出発地		目的地	
通行経路					
備	考				

〇緊急通行車両等確認証明書

別記様式第2

				年	月	日
		緊急通行車両等確認証明	書			
		栃木県知事				印
番号標にている番	表示され					
	途(緊急 う車両に					
	、輸送人					
4-E-*	住所	電話()	局		番
使用者	氏名					
通行	目的					
通行	日時					
		出発地		目的地	Į	
通行経路						
備考			1			

〇栃木県火災・災害等即報要領

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、原則として当該火災等が発生した地域の属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがった場合又は火災等が発生した 地域の属する消防本部と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助 活動、事故の処理等)を行った消防本部が異なる場合には、当該火災等について主として応急 措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた消防本部が報告 を行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、原則として当該災害が発生した地域の属する市町村が、災害に関する即報を県へ報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、県は、市町村又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村又は消防本部は、第一報を県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村又は消防本部は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても報告するものとする。
- (5) 市町村又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、直ちに分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。県は、市町村又は消防本部からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、県が消防庁に報告する場合及び市町村又は消防本部が直接 消防庁に報告する場合は、(1)の区分に応じた様式に記載し、防災行政ネットワークファクシミ リ等により報告するものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第一報においては、県から 要求した場合を除き、ファクシミリにて様式を送信した後に電話にて報告した旨伝えるものとす る。また、市町村及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム用の 端末 (栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照) から入力することにより報告するものとする。また、画像情報を送信することができる市町村並びに消防本部は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式による ことができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災即報・・・・・第1号様式 火災を対象とする。(爆発を除く。)

イ 特定の事故即報・・・・・第2号様式

特定の事故(危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故) を対象とする。

ウ 救急・救助事故等即報・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの 即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故及び救助事故については省略することがで きる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ 災害即報・・・・・第4号様式(その1・その2)

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの 即報を省略することができる。ただし消防庁長官又は県知事から特に求められたものについて は、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる市町村並びに消防本部(応援団体含む。)は、原則として次に基準に該当する火災・災害等が発生したときには、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災市町村の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの
- 5 報告に際しての留意事項
- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・ 災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意 し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 県は、被害状況等の把握に当たって、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村並びに消防本部にあっては、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。
- (5) 市町村又は消防本部が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告を行うものとする。
- (6) (1)から(5)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況

を市町村又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

- (7) 消防庁に報告を行うに当たっては、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防 災第267号)」により行うものとする。
- (8) 県及び消防庁に報告を行うに当たっての連絡先は、別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

- 1 火災即報
- (1) 一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災(該当するおそれがある場合を含む。) について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 建物火災

- (ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (4) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等 が避難したもの
- (ウ) 国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- (エ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (オ) 損害額1億円以上と推定される火災
- (カ) 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)

イ 林野火災

- (ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請したもの
- (ウ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- (エ) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの
- ウ 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災
- (イ) 社会的影響度が高い船舶火災
- (ウ) トンネル内車両火災
- (エ) 列車火災

エ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示)・施設等で多数の人が避難したもの

2 特定の事故即報

(1) 一般基準

特定の事故即報については、原則として、次のような人的被害を生じた事故(該当するお それがある場合を含む。)について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める 個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を 貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を 及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼、河川への危険物流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故 イ 原子力災害等
 - (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏 えいがあったもの
- ウ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。
- 3 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- (1) 死者 5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が

高いことが判明した時点での報告を含む。)

- (例示)・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
 - ・消防防災へリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
 - ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生 した救急・救助事故
 - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事例が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救 急・救助事故

4 武力攻擊災害即報

次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。) について、上記3と同様式を用いて報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112 号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡 又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の 手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明 自な危険が迫っていると認められるに至った事態

5 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。) について報告すること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2市町村以上にまたがるもので1の市町村における被害は軽微であっても、県域で 見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(例示) • 台風、豪雨、豪雪

(2) 個別基準

ア地震

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度4以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (4) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (エ) 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

(ア) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (イ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- エ 火山災害
 - (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
 - (4) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

- 1 火災即報
 - (1) 交通機関の火災 第2の1の(2)のウに同じ。
 - (2) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- 2 特定の事故即報
 - (1) 危険物等に係る事故
 - ア 第2の2の(2)のアの(ア)、(イ)に同じ
 - イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、 500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (4) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
 - (2) 原子力災害等

第2の2の(2)のイに同じ。

3 救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 4 武力攻撃災害

第2の4の(1)(2)に同じ。

- 5 災害即報
 - (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の5の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<共通>

1 市町村・消防番号

次の番号を入れて報告すること。

宇都宮市	1	二宮町	16	宇都宮市消防本部	2 8
足利市	2	益子町	1 7	足利市消防本部	2 9
栃木市	3	茂木町	18	鹿沼市消防本部	3 0
佐野市	4	市貝町	19	日光市消防本部	3 1
鹿沼市	5	芳賀町	2 0	小山市消防本部	3 2
日光市	6	壬生町	2 1	石橋地区消防組合消防本部	3 3
小山市	7	野木町	2 2	大田原地区広域消防組合消防本部	3 4
真岡市	8	岩舟町	2 3	栃木地区広域行政事務組合消防本部	3 5
大田原市	9	塩谷町	2 4	芳賀地区広域行政事務組合消防本部	3 6
矢板市	10	高根沢町	2 5	黒磯那須消防組合消防本部	3 7
那須塩原市	1 1	那須町	26	南那須地区広域行政事務組合消防本部	3 8
さくら市	1 2	那珂川町	2 7	佐野地区広域消防組合消防本部	3 9
那須烏山市	13			塩谷広域行政組合消防本部	4 0
下野市	1 4				
上三川町	15				

<火災即報>

2 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること。 (消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した 場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。 ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。(ア)において同じ。)の概要

- a 建物等の用途、構造及び環境
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並び に予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の(オ)又は(カ)に該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) り災者の避難保護の状況
 - (オ) 市町村並びに消防本部の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

- (7) 火災概況 (火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等) ※必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 燒損状況、燒損程度

<特定の事故即報>

- 3 第2号様式(特定の事故)
- (1) 事故名 (表頭) 及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○㈱○○工場」のように事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入するこ

と。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した 場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)・自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ョウ素剤服用の状況等を記入 すること。

<救急·救助事故等即報>

4 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助 されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

- (例)・市町村、その他関係機関の活動状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

5 第4号様式

(1) 第4様式-その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

- (イ) 災害種別概況
 - a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流 等の概況
 - b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
 - c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
 - d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
 - e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。 その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合に はその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)が講じた応急 対策について記入すること。

- (例)・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(2) 第4様式-その2 (被害状況即報)

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額について

は、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名 市町村ごとに、適用日時を記入すること。

工 備考欄

備考欄には、次の事項を記入すること。

- (ア) 災害の発生場所被害を生じた市町村名又は地域名
- (イ) 災害の発生日時 被害を生じた日時又は期間
- (ウ) 災害の種類、概況台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等
- (エ) 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)が講じた応急対策について記入すること。 なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

- (例)・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況

附則

この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。

この要領は、平成 7年 1月17日から施行する。

この要領は、平成 8年 5月15日から施行する。

この要領は、平成12年 2月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月 1日から施行する。

この要領は、平成15年 6月27日から施行する。

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

この要領は、平成16年 3月 1日から施行する。

この要領は、平成16年11月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 3月20日から施行する。

この要領は、平成19年 3月31日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。 この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。 この要領は、平成21年 3月23日から施行する。 この要領は、平成22年 3月29日から施行する。 この要領は、平成24年 3月30日から施行する。 この要領は、平成24年 5月31日から施行する。

別表1 連絡先

		県民	防災行政	電話	500-2136
県	終日	生活部	ネットワーク	FAX	500-2146
乐	形 口	消防	NTT回線	電話	028-623-2136
		防災課		FAX	028-623-2146
	勤務時間内		NTT回線	電話	03-5253-7527
	(平日9時30分	応急		FAX	03-5253-7537
2214	~	対策室	地域衛星	電話	発信特番-048-500-90-49013
消	18時15分)		ネットワーク	FAX	発信特番-048-500-90-49033
消防庁			NTT回線	電話	03-5253-7777
	勤務時間外	宿直室		FAX	03-5253-7553
	到仍时间几	旧巴王	地域衛星	電話	発信特番-048-500-90-49102
			ネットワーク	FAX	発信特番-048-500-90-49036

〇栃木県火災・災害等即報要領における報告様式

第1号様式(火災) 第 報

	送付先:栃木県県民生活部消防防災課	報告日時	任	月	П	時	分
	NW 51V 500 0440 AITT 51V 000 000 0440	秋口口吋	+	<u>Д</u>	H	н .1 .	
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	十 十 十 十					
~~~~~~	についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)	(消防本部名)					
	(NM-TEL 300-2130/NTT-TEL 020-023-2130/						
(	月 日 時 分現在)	報告者名			(TEL		)

※ 爆発を除く。

※ 漆筅を除く。															
火災種別		1	建物	2	林野	3	車両	4	船舶	á 5	航空機	6	その	他	
出火場所											栃木県防災 情報マップ	6	- , (英字)	_ (数字	)
出火日時 (覚知日時)	(	月 月	日日		時 時	分 分)	(鎮E 鎮 <i>)</i>	E目目 と目目		(	月 月	日日	時 時		分) 分
火元の業態・ 用 途							事業(代表	美所/ 者氏	-						
出火箇所							出り	と原[	因						
死傷者	死者 ( 負傷者	重	・年齢) 症 等症 症			人人人人	死者の理	り生	じた 由						
建物の概要			構造 階層								建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損棟数		焼焼	棟棟棟棟	計	棟	焼払	員面和	責	建物	焼損床面積 焼損表面積 焼損面積				m ² m ² a
り災世帯数							気象	象状泡	兄						
消防活動状況	消防権消防 防 そ の	寸	(署)			台台			人人人						
救急・救助 活動状況															
災害対策本部等 の設置状況															
その他参考事項															

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

報

送付先	: 栃木県県民生活部消防	防災課	報告日明	寺 年	月	目	時	分
第一報については	X 500-2146/NTT-FAX 028 FAX送付した旨電話にて 500-2136/NTT-TEL 028-6	報告して下さい	市町	名)				
事故名 $ \begin{cases} 1\\2\\3 \end{cases}$	危険物等に係る事故 原子力施設等に係る事 その他特定の事故		報告者名	名		(TEL		)
( )	日 時 分現在	Ξ)						
事故種別	1 火災 2 爆発	3 漏えい	い 4 その他	1 (			)	
発生場所								
事業所名				1				
発生日時	月日時	分	発見日時	月	日	時	分	<b>†</b>
(覚知日時)	(月日時		鎮火日時 (処理完了)	月	日	時	欠	<del>}</del>
消防覚知方法			気象状況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その		可燃性ガス )	物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在			その他 (			)	
施設の概要			危険物施設 D区分					
事故の概要								
死傷者	死者(性別・年齢)	人	重		人人人人人	(	人) 人) 人)	) )
			出場機関	出場人員	1	出場	資機材	才
		事	自衛防災組織		人			
消防防災		業所	共同防災組織その他		人人			
活動状況及 び		并	消防本部(署)		台人			
救急・救助 活 動 状 況			消防団		台人			
	警戒区域の設定 月 日	· 時分	自衛隊		人			
/// ===	使用停止命令 月 日	時 分	その他		人			
災害対策本部等 の設置状況								
その他参考事項								
(注) 第一報につい	ては、原則として、覚知後3	の分以内で可能	能か限り早く ダ	かる範囲で記	動して	報告す	スニレ	

主) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 <u>(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</u>

笙 3	<b>- 早様式</b>	(救刍	救助事故等)

第

報

	送付先:栃木県県民生活部消防防災課	報告日時	左	月	П	時	分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	秋日日村	+		Н	нД.	<i>)</i> 3
邢台口		市町					
~~~~~~	についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)	(消防本部名)					
	(NIII TEE 000 2100/NTT TEE 020 020 2100/						
		報告者名			(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1	救急事故	2		事故	3 武力攻撃災	善 4	緊急対処事態	
発生場所						- 70,000		210.00000	
発生日時 (覚知日時)	(月 F 月 F			分 分)	覚知方法			
事故等の概要									
死傷者等	死者	(性別・年齢	(í		負傷者	省等	人	(人)	
			計 	人		重 症 中等症 軽 症	人人人	(人)	
	不明			人					
救助活動の要否									
要救護者数(見込)						救助人員			
消防・救急・救助 活動状況									
災害対策本部等 の設置状況									
その他参考事項									

(注) 負傷者等欄の() 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。) 送付先:栃木県県民生活部消防防災課

日

月

年

報告日時

報

分

終	∄ ⇒N\	V-FAX	500)-2146	6/N	TT-FAX	028	-623·	-214	ŀ6									
第一	報につい					旨電話に 場合は		告し	て下る	さい。	~ [(消防	5本部名)						
	(NW-T					TEL 02		23–2 1	36)			報台	告者名			(TEL)	
	(月	F	1	時	2	分現在)	ı			1									
	発生場	所								発	生日	時			月	日	眊	f 分	Ì
災																			
害																			
の																			
概																			
況																			
	死傷者	死者	台		人	不明		人	住	家	全块	喪		棟	一部	破損		榑	į
被	96 厨日	負傷	者		人	計		人	江	涿	半掉	喪		棟	床上	浸水		桐	ŧ
害																			
の																			
状																			
況																			
	災害対策	策本部	『等ℓ	D															
	設置状	况																	
応急対策の状況																			

《消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。
- (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)[被害状況即報]

繗	ш	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2	(50	0-2	146/N	<u>+</u> ⊥	Ϋ́	028-	623-2	146		₩ ※	寸先: 第 一報	ある子原	県民生	送付先:栃木県県民生活部消防防災課 (NN-TEL 500 ※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告し	防防災付した	開開	(NV-TE	1. 500-2136/NIT-TEL 028-623-2136) 8 <u>告して下さい。</u> [県から要求した場合は除く]
₩	町名									分	被		無				分	稵	冊	備考
(消队	(消防本部名)							润	田・神	災	ha		$\langle\langle$	村	文 教	施殼	# #	L		災害発生場所
報	告者名			(TEL			H	加		长	ha		丰	林水	産業	施 殼	# H H			
		% 宝々					Ē	润	出・猫	災	ha		∜	#	K	施設	十一			■ 災害発生年月日
lpha	争。	Х Г Б					<u> </u>			长	ha		N	の他	の公事	共施設	± ⊞ ⊞			災害の種類概況
教	4 奉 4	無,	報	1	ĺ		×	て教	開	設	箇所			\(\tau \)		11111111	# H			
	I		п	時現仕)	(T)		派	ישון		院	箇所		Ø	共施設	被害市	公共施設被害市町村数	· 団体	12		
	M		公		稵	M I	湮	41111		路	箇所			丰辰	業	被害	# H			
-	死	47.	和	~		W.	冷廳	All (낵	う値	箇所		N	*	業	被害	H H H	<u> </u>		応急対策の状況
人的	行 方	不明	妆	\prec			定			川	箇所		[ト	産権	被害	H H H H H H H H H H H H H H	<u> </u>		
被害	存作	#	9	\prec			仓			防値	箇所		<u> </u>	长	産権	被害	H H H	<u> </u>		119番通報件数
ĤΠ	河海布	幽	多	~			汇	事	湘	設	箇所		和	極	H	被害	H 田 田 田 田 田	_		
				棋			删	71111	橺	れ	箇所			N	0	金	# H H	_		- 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
	₩	+1	水山	申			緓	¥ 道	K	通	箇所			被害	黎	額	十			
世				<		-	後	争	- 是	船	剰			- 1						・路難の衝告・指示の状況
				華		>	· 大	_		ূ	屸		 	等 6						
	井	7,	横	申非			#	front)		担据	回線		1 衣	い設						
[]A			<u> </u>	\prec			#	famile		鬞	屸		無十	脚 :						・避難所の設置状況
*				棋			Ħ	7.		К	屸		 	4 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	設置	Н	ш	盐	公	
	— 語	斑	描	世帯			Ĭ	П	ック塀	等	箇所		Ī		解散	月	Н	垂	分	- 4 6 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
‡				\prec									\$-	~,						,他公治分子为一个"心质女用、心质白期"以代记
衮				華		Æ	他						7/ fulm.	√.[nlm·						
	黑	巡	十	世帯									₩ ⊞	×F						
				\prec									(A2)	2714.1						・自衛隊の派遣要請、出動状況
[II				華			Q	\approx	世帯教※	2	申帯			TEN ITT						
	床下	巡	半 长	中帯			9	\aleph	者数※	2	\prec		, 7 t ñ	: : : : : : : :						・災害ボランティアの活動状況
				\prec			*		建	柳	件		7	ų.						:: ::
※ 5半	举 公	建	柳	横			なな	※ ※ ?	危 険	柳	件		排	消防職員出動延人	(田動)	延人数	∀			トの有
H -	4	<i>(</i> 0)	田	棟			(#I		6 3	他	件		浜	消防団員	員出動列	延人数	≺			
◎用壽	5の定義	◎用語の定義については、「災害報告取扱要領	¥, [3]	災害執	3告取扱	"要領	(昭季	1145年	(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、	1付消[5防第24	「(49	73	5 M. 4	寺に次ら	特に次のことに注意するこ	こ注意	するこ	ಎಂ	◎被害額は省略することができるものとする。

- 0 m ××××

^{◎119}番通報の件数は、10県単位で、例えば 10件、30件、50件(50件を超える場合 は多数)と記入すること。 非住家は全壊及び半螻の被害を受けたもののみ計上すること。 り災世帯及びり災者数は全螻、半螻及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

〇即報基準一覧

1	03-5253-7527 03-5253-7527 (AX) 95-5253-7537 (FAX) 発信特番-048-500-7537 (FAX) 03-5253-7557 (FAX) 第信特基-048-500-7789 発信特番-048-500-7789	直接即報基準 (囲み)の項目)にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、 県に対してだけではなく、消防庁に対しても直接第1報報告。 (要請があった時は以降も引き続き報告)	用	(おそれ合む)
	500-2136 (動務時間内 NTI回線 03-5253-7527 500-2146 (FAX) 当 変態 攻等 応急 地域衛星NW 発信特番・046 503-2146 (FAX) (動務時間外 NTI回線 03-5253-7757 7028-623-2146 (FAX) 当 金信特著・046 (FAX) (動務時間外 NTI回線 03-5253-7757 703-7652 70352	日本 日日 幸祝		
連絡先		ムき火災・災害等を覚知したとき直ちに第1報を報告(判断に 1合は報告) ⇒できるだけ早く、分かる範囲で構わない。 各即報様式に定める事項について判明したものから丞次報告。		
※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること		の報告すべき火災・災害等を 迷う場合は報告) ⇒でき 以降、各即報様式に定める		1 少災発生 (おそれ合む) (1) 一般基準 (2) 高別基準 (2) 高別基準 (3) 高別基準 (4) 一般基準 (5) 高別基準 (5) 高別基準 (6) 活化施設、公産堂又は集会場、キャバ (6) 活化施設、幼産的、公産堂又は集会場、キャバ (6) 活化施設、幼稚園、障害者施設等 (7) 11階以上の確存、地下街又は準地下街の火災で (8) 活動商利金。 (1) 11階以上の推定。 (1) 11階以上の推定。 (1) 11階以上、推定) (1) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1

-385-

[その他]

〇人口構成の推移

(各年10月1日現在)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総 人 口	79, 228人	80,643人	81,530人	83,002人	82, 289人
40 th - C4 th	24,802人	28,985人	28,285人	28,889人	28,556人
40 歳 ~ 64 歳	31.3%	33.5%	34.7%	34.8%	34.8%
65 歳 ~ 69 歳	3,250人	3,925人	3,973人	3,812人	4,331人
05 成 ~ 09 成	4.1%	4.9%	4.9%	4.6%	5.3%
70 歳 ~ 74 歳	2, 326人	3,011人	3,607人	3,661人	3,549人
10 成 ~ 14 成	2.9%	3.7%	4.4%	4.4%	4.3%
前期高齢者	5,576人	6,936人	7,580人	7, 473人	7,880人
(65歳~74歳)	7.0%	8.6%	9.3%	9.0%	9.6%
75 歳 ~ 79 歳	1,814人	2,052人	2,654人	3,219人	3,266人
15 成 ~ 19 成	2.3%	2.5%	3.3%	3.9%	4.0%
80 歳 ~ 84 歳	1,087人	1,471人	1,652人	2, 186人	2,658人
80 成 ~ 84 成	1.4%	1.8%	2.0%	2.6%	3.2%
85 歳 以 上	642人	984人	1,372人	1,755人	2, 399人
85 歳 以 上	0.8%	1.2%	1.7%	2.1%	2.6%
後期高齢者	3,543人	4,507人	5,678人	7,160人	8,323人
(75歳以上)	4.5%	5.6%	7.0%	8.6%	9.8%
GE 告 DI L	9, 119人	11,443人	13,258人	14,633人	16, 203人
65 歳 以 上	11.5%	14.2%	16.3%	17.6%	19.4%

資料:国勢調査人口(平成2年~平成22年)

〇文化財指定の状況

(平成25年4月1日現在)

						(平成25平	4月1日現在)
能 別	種	別	名称	員数	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
	+	重要文化財 彫刻	木造 顕智坐像 附 木造真仏坐像	1軀 1軀	高田1482	専修寺	平18. 6. 9
	有形文化	重要文化財 建造物	専修寺御影堂、如来堂、楼門、総門	4棟	高田1482	専修寺	昭56. 6. 5
国	化財	重要文化財 建造物	真岡市久保講堂	1棟	田町1345-1	真岡市	平 9. 5. 7
		重要文化財 建造物	真岡高校記念館	1棟	白布ヶ丘24-1	栃木県	平10. 7.23
	史跡名勝	史 跡	桜町陣屋跡		物井105-13	真岡市	平 7. 3.25
	跡 影	史 跡	専修寺境内		高田1482	専修寺	昭42. 7. 6
	勝翁	天然記念物	ミヤコタナゴ				
	1	44 -		- 1=	HT HT COAR	V- V-11 -1-	HTTOE 10 1
		絵 画	網本著色 芳賀禅可入道 高名像	1幅	田町2317	海潮寺	昭37.12.4
]]	紙本著色 涅槃図	1幅	下籠谷728	無量寿寺	昭39. 4.10
		彫刻	金銅 一光三尊仏	3軀	下籠谷728	無量寿寺	昭33. 8.29
		"	木造 大日如来坐像	1 軀	中2402	遍照寺	昭36. 5. 6
		"	金銅 阿弥陀如来立像	1 軀	寺内75	荘厳寺	昭38.11. 1
		"	木造 仏頭残欠	3片	寺内75	荘厳寺	昭39. 1. 7
		"	木造 薬師如来坐像	1 軀	田町1054	般若寺	昭39.12.8
		"	銅造 阿弥陀如来立像	1 軀	根本55	能仁寺	昭39.12.8
		"	木造 薬師如来立像	1 軀	東大島1218	薬王寺	昭40.10.5
		"	木造 薬師如来坐像	1 軀	南高岡259	仏生寺	昭41. 2. 8
		"	金銅 勢至菩薩立像	1 軀	南高岡259	仏生寺	昭41. 2. 8
		"	木造 狛犬	1対	中556	中村八幡宮	昭61. 3.28
		"	木造 釈迦三尊像	3 軀	根本55	能仁寺	平 2. 1.26
		"	木造 阿弥陀如来坐像	1 軀	寺内75	荘厳寺	平 5. 2.19
			附 像内納入品	1括			平 9. 8.26
		"	木造 不動明王立像	1 軀	寺内75	荘厳寺	平 6. 8.23
			附 像内納入品	1括			
		"	木造 不動明王立像・毘沙門天立像	2軀	寺内75	荘厳寺	平11. 1.18
		"	木造 聖観音菩薩立像	1軀	寺内75	荘厳寺	平11. 1.18
, E]]	木造 十二神将立像	12軀	南高岡259	仏生寺	平17. 1.25
県	_	"	銅造 観音菩薩・勢至菩薩立像(脇侍)	2躰	高田1482	専修寺	昭34.11.27
	有形	"	木造 親鸞聖人坐像	1軀	高田1482	専修寺	昭37. 4.24
指	文	"	木造 涅槃像	1 軀	高田1482	専修寺	昭39. 4.10
1 1	化	"	木造 阿弥陀如来立像	1軀	高田1482	専修寺	昭46. 2.16
	財財	"	木造 聖徳太子像(南無仏太子像)	1 軀	高田1482	専修寺	昭46. 2.16
定		"	銅造 阿弥陀如来坐像		久下田801	芳全寺	昭34. 3.13
		工芸品	銅鐘	1 🏻	下籠谷728	無量寿寺	昭33. 8.29
		工女叫	銅燈籠	1基	東郷937	大前神社	昭34. 11. 27
		"	銅鐘	1 日	根本55	能仁寺	昭36. 5. 6
		"	太刀無銘	1 🗆	東郷937	大前神社	昭40. 1.26
		"	刀 銘 宇都宮藩臣細川義規作	$\begin{array}{c c} & & & & \\ & 1 & \Box & \end{array}$	堀内626	櫻井家	昭55. 2. 8
		"	太刀 銘 義光附糸巻太刀拵	$\begin{array}{c c} 1 & \Box \\ 1 & \Box \end{array}$	中556	中村八幡宮	昭61. 3.28
		"	太刀 銘 盛重附糸巻太刀拵	$\begin{array}{c c} 1 & \Box \\ 1 & \Box \end{array}$	中556	中村八幡宮	昭61. 3.28
		"	刀 銘 包幸	$\begin{array}{c c} 1 & \Box \\ 1 & \Box \end{array}$	中556	中村八幡宮	昭61. 3.28
		"	カー	$\begin{array}{c c} 1 & \square \\ 1 & \square \end{array}$	中556 中556	中村八幡宮中村八幡宮	昭61. 3.28
		書 跡	下野国誌稿本	6 冊	亀山1-26-1	鈴木家	昭29. 9. 7
		官 吻	海潮寺文書	14∰	田町2317		昭29. 9. 7
			(西州·日文音) 紙本墨書 平家物語(大前神社本)	14 m 11 ∰	東郷937	大前神社	昭42. 4. 7
			版本 大般若経	586巻	東郷937	大前神社	昭42. 4. 7
					東郷93 <i>1</i> 中556		昭42. 4. 7 昭46. 6.25
			紙本墨書 伊達綱村夫人自筆願文	1通	中556 寺内75	中村八幡宮	
			不動明王立像胎内納入文書	3巻	41119	荘厳寺	平 4. 2.28
		+* L. //*** · In I		610枚	H-0000	₩±\\ ;	IIII 00 0 7
		考古資料	下野国誌版木		中2293	横松家	昭29. 9. 7
]]	伝芳賀氏の墓石		京泉119	大塚家	昭38.11.1
		建造物	大前神社本殿	1棟	東郷937	大前神社	昭40. 4. 6

			Newton L. J. HH		I	A Contract	
		"	海潮寺山門		田町2317	海潮寺	昭48. 8.28
		"	大前神社拝殿	1棟	東郷937	大前神社	昭52. 7.29
		"	大前神社両部鳥居	1棟	東郷937	大前神社	昭56.12.25
		"	岡部記念館 (金鈴荘)	1棟	荒町2096-1	真岡市	平12. 1.14
		11	青銅造鳥居	1基	長沼1083	長沼八幡宮	昭45. 9. 1
	民俗			1 25		大日堂獅子舞	
	文化財	無形民俗	大日堂獅子舞		中郷	保存会	昭29. 9. 7
		史 跡	瓢箪塚古墳	1基	八木岡339	篠崎家	昭29. 3.29
]]	大内廃寺跡 附堂法田遺跡		京泉676	大塚家	昭32. 6.30
					京泉1149-2	真岡市	
		"	日光開山勝道上人誕生地		南高岡259	仏生寺	昭32. 6.30
		"	鶏塚古墳	1 基	京泉1191	橋本家	昭32. 8.30
		"	中村城跡	工生	中2402	遍照寺	昭35. 6.24
		,,	天神山古墳	1基	鹿163	南鹿自治会	昭40.10.5
	記	天然記念物	遍照寺のかや 17.0.2751	1本	中2402	遍照寺	昭29. 3.29
	^]]	太子の笠松		亀山1-25-2	真岡市	昭33. 8.29
	念]]	仏生寺のけやき	2本	南高岡259	仏生寺	昭34.11.27
	物	"	中村八幡宮の社叢	313本		中村八幡宮	昭46. 6.25
	170]]	北中里のエノキ	1本	中1133	北中里自治会	平 4. 2.28
		"	専修寺のケヤキ		高田1482	専修寺	昭50. 1.28
		"	専修寺のシダレカツラ	1本	高田1482	専修寺	平10. 1.16
		"	専修寺御殿のケヤキ		高田1482	専修寺	平10. 1.16
]]	根上りのケヤキ	4本			
]]	沖のけやき		沖	大沖神社	昭40.10.5
]]	境のツツジ (ハナグルマ)		境999	上野家	昭41. 8.23
		"	三谷のツバキ	1本	三谷364-1	海老澤家	昭45. 9. 1
			**			•	
		絵 画	絹本著色 鮎図 小泉斐筆	1幅	台町3381-3	細島家	昭56.10.1
		"	絹本淡彩 十六羅漢図 荒井寛方筆	双幅	台町3381-3	細島家	昭56.10.1
		"	紙本淡彩 十六羅漢図 荒井寛方筆	1幅	台町3381-3	細島家	昭56.10.1
		"	絹本墨画 落雁図 安達三楽斎筆	1幅	田町2317	根本家	昭56.10.1
]]	紙本著色 日出鶴図六曲屛風 小宅文藻筆	1双	荒町第二公民館	荒町第二区町内会	昭56.10.1
]]	絹本墨図 驟雨図 矢橋天籟筆	1幅	荒町2096-1	真岡市	昭56.10.1
		"	網本墨図 寒村暮色図 矢橋天籟筆	1幅	荒町2096-1	真岡市	昭56.10.1
		"	網本淡彩 農作業図 靄湖筆	1幅	寺久保1-2-34	植木家	昭61. 4.15
		"	紙本淡彩 風俗図 矢橋天籟筆	1隻	寺久保1-2-34	植木家	昭61. 4.15
		"	紙本茶色 農作業図 六曲屏風	1隻	上鷺谷347	天川家	昭61. 4.15
		"	本	1幅	中2402	-	
							平12. 1.26
		<i>))</i>	網本墨画 夏景不二之図 (47-1/1/18)	1幅	中2293	横松家	平17. 2.25
]]	紙本淡彩 地獄図	双幅	久下田801	芳全寺	昭51. 3.22
市]]	絹本著色 寿老人図		久下田801	芳全寺	昭51. 3.22
	有))	網本著色 羽衣図		堀込441	鈴木家	昭51. 3.22
	形]]	絹本著色 十二天将図	1幅	長沼698	宗光寺	昭51. 3.22
指	文	"	絹本著色 十三仏図	1幅	県立美術館寄託	宗光寺	昭51. 3.22
	化 財]]	紙本著色 慈眼大師像	1幅	久下田488	全水寺	平21. 1.30
定	只	彫刻	木造 薬師如来立像	1 軀	島895-1	長泉寺薬師堂	昭53. 3.20
疋		"	文宣王立像	1軀	若旅680	永島家	昭61. 4.15
]]	弁財天半跏像	1 軀	荒町1037	長蓮寺	昭63. 7.18
		"	十一面観音菩薩立像	1軀	京泉124	大塚家	平元. 10. 19
		"	長蓮寺弁財天脇侍	1軀	荒町1037	長蓮寺	平 2. 4. 6
			木造 千手観音菩薩立像	1軀	南高岡441	豊田家	平11. 1.27
]]	木造 日光菩薩立像・月光菩薩立像	2軀	南高岡259	仏生寺	平11. 1.27
		"	木造 胎蔵界大日如来坐像	1軀	中2402	遍照寺	平12. 1.26
		"	木造 宝冠釈迦如来坐像	1軀	八條194-2	政成寺	平20. 2.20
		"	木造 阿弥陀如来坐像	1軀	久下田942	日向野家	昭51. 3.22
		"	木造 地蔵菩薩立像	1軀	久下田942 久下田801	五 同 對 家 芳 全 寺	昭51. 3.22
		"	木造 - 地廠音薩立像 木造 - 薬師如来坐像	1軀	長沼698	宗光寺	平21. 1.30
		<i>))</i>	木造 山王神像	1軀	久下田488	全水寺	平21. 1.30
		"	木造 慈慧大師坐像	1軀	久下田488	全水寺	平21. 1.30
1 1]]	木造 菩薩形立像	1 軀	中2402	遍照寺	平24. 3.21

工芸品	灰釉線文瓶	1口	京泉124	大塚家	昭38.12.1
"	刀 無銘	1口	東郷937	大前神社	昭41. 4. 4
"	銅鐘(はやおき鐘)	1 🗆	西沼地区	西沼区	昭50. 3.19
"	天棚	1台	下籠谷2550	神明宮	昭53. 3.20
"	八伽 田町彫刻屋台	1台			昭58. 9.10
		1.0	熊野女体神社境内		
"	刀剣類 銘 相州住正俊		久下田1446	鶴見家	昭51. 3.22
"	銅鏡	1面	久下田945	吉原家	昭51. 3.22
典 籍	下野国誌初版本	12巻	田町1341-1	真岡市	平17. 2.25
書 跡	熊野神社 大般若経	540巻	県立博物館寄託	熊野神社	平 2.10.17
"	逼照寺文書	6通	中2402	遍照寺	平12. 1.26
"	金剛院文書		堀込392	上野家	昭51. 3.22
考古資料	石棒	1基	東大島1179	西念寺	昭53. 3.20
"	石造 重層塔	7基	寺内75	荘厳寺	平15. 2.19
"	芳賀氏の墓石	8基	田町2317	海潮寺	平17. 2.25
"	- 売付い金石 - 売辯大和尚石塔	1基	久下田488	全水寺	昭45. 6.12
"	水谷蟠龍斎石塔	1 基	久下田804	主	昭45. 6.12
"	権僧正諶慶石塔	1 基	長沼698	宗光寺	昭45. 6.12
]]	玄海僧正石塔	1基	長沼698	宗光寺	昭45. 6.12
歴史資料	板碑	1 基	東沼283	橋本家	昭40. 5.19
"	竹垣君徳政碑	1基	田町2317	海潮寺	昭48. 9.22
"	元禄絵図	1枚	東郷937	大前神社	昭53. 3.20
"	紙本著色 竹垣公陣屋絵図	1幅	勝瓜244-1	柳田家	昭58. 9.10
"	山内明府功徳之碑	1基	東郷937	大前神社	昭61. 4.15
"	草刈場取決め絵図	1幅	上鷺谷347	天川家	昭61. 4.15
"	草刈場取決め絵図	1幅	下籠谷733	大田和家	昭61. 4.15
"	石燈籠	1基	下籠谷41	真岡市	平13. 2.28
"	日本語	1幅	荒町2096-1	真岡市	平15. 2. 29 平15. 2. 19
"			西郷557	大島家	平15. 2.19 平17. 2.25
	西郷大島家(のろし場)絵図	1幅			
7#1	松寿堂庭上之松	1幅	荒町2058	塚田家	平24. 3.21
建造物	国誌堂 附下野国誌記徳の碑	1棟1基	中2293	横松家	昭40. 5.19
))))	稲荷神社本殿	1 棟 1 棟	君島259 田町2317	稲荷神社	昭48. 1. 9 昭48. 9.22
"	海潮寺お霊屋			海潮寺	昭48. 9.22 昭53. 3.20
,, ,,	稲荷神社本殿 石造鳥居	1棟 1基	柳林155 飯貝1097	稲荷神社 熊野神社	昭53. 3.20 昭53. 3.20
"	4 년 辰 년 中村八幡宮本殿	1 棟	中556	中村八幡宮	平元. 6.15
"	中村八幡宮本殿 仏生寺薬師堂(勝道院)	1棟	南高岡259	仏生寺	平元. 6.15
"	伍生守架師室(勝垣院) 鹿島神社本殿	1棟	西田井1071-1	低生寸 鹿島神社	平元. 6.15
"	十二社神社本殿	1棟	西田井44	十二社神社	平元. 6.15
"	十二任仲任本殿 熊野神社本殿	1棟	飯貝1097	下一红神红 熊野神社	平元. 6.15
"	雷神社 (別雷神社) 本殿	1棟	西郷998	雷神社	平元. 10. 19
"	星ノ宮神社本殿		中890	星ノ宮神社	平元. 10. 19
"	能仁寺の釈迦堂	1棟	根本55	能仁寺	平 2. 6.21
"	山王堂	1棟	寺内75		平 2. 10. 17
"	元工主 荒橿神社本殿	1棟	八木岡273	荒橿神社	平 9. 2.14
"	不動堂	1棟	中2402	遍照寺	平12. 1.26
	道祖神社本殿	1棟	道祖土24	高松家	平20. 2.20
"	随身門	1棟	長沼1083	長沼八幡宮	昭45. 6.12
"	本殿・幣殿・拝殿	3棟	長沼1083	長沼八幡宮	昭45. 6.12
"	長沼八幡宮境内社熊野神社	1棟	長沼1083	長沼八幡宮	平19. 3.27
"	長沼八幡宮境内社日光神社	1棟	長沼1083	長沼八幡宮	平19. 3.27
"	山門	1棟	久下田801	芳全寺	昭45. 6.12
"	総門	1棟	久下田801	芳全寺	昭45. 6.12
	楼門	1棟	大根田545	福聚寺	昭42.11.16
"	大門	1棟	長沼698	宗光寺	昭45. 6.12
"	新御堂	1棟	長沼698	宗光寺	昭45. 6.12
"	鐘楼	1棟	長沼698	宗光寺	昭45. 6.12
"	横田星宮神社本殿	1棟	横田581	星宮神社	$\overline{\mp}$ 19. 3.27
"	千代ヶ丘八幡宮本殿	1棟	久下田1692	千代ヶ丘八幡宮	平19. 3.27
			l .		

		有形民俗	熊野神社の神楽面	21面	飯貝1097	熊野神社	昭48. 1. 9
]]	追分地蔵	3軀	長田1272	宮本家	昭50. 3.19
]]	算額	2枚	東郷937	大前神社	昭53. 3.20
				乙似			
		IJ	算額		東郷937	熊野神社	昭53. 3.20
		"	紙本墨書 大日堂獅子舞仕法絵巻物	1枚	中郷	中郷区	昭61. 4.15
		"	寺久保十九夜供養塔	1巻	寺久保1-6-7	寺久保八幡宮氏子会	平 9. 2.14
]]	永代大大御神楽之碑	1基	東郷937	大前神社	平15. 2.19
		"	獅子頭三頭木造両部大日如来像二躯	1基	中郷4-2	中郷自治会	平20. 2.20
				3頭			
			(大日堂獅子舞関連物)	2 軀			
		無形民俗	大前神社大大神楽	- 41	東郷	大前神社大大	平 5. 3.11
	早	***///////	人的作业人人作来		木加		T 5. 5. 11
	民俗文化					神楽宮毘講	
	7	"	三ノ宮神社太太神楽		小林	三ノ宮神社太	平 5. 3.11
	îV					太神楽保存会	
	財	"	熊野神社太太神楽		飯貝	熊野神社太太	平 5. 3.11
	妇	**	REAT LXXIIX				1 0. 0.11
						神楽保存会	-
		"	京泉相宮神社大大神楽		京泉	京泉相宮神社	平 5. 3.11
						大大神楽保存会	
		"	中村八幡宮太太神楽		中	中村八幡宮太	平 5. 3.11
		**			'		1 0. 0.11
						太神楽保存会	
		"	西田井八社五社		西田井	西田井八社	平 5. 3.11
						五社保存会	
		"	南中里大蛇つなひき		中	南中里大蛇	平 7. 2. 7
		**			'		1 1. 2. 1
					F >77	つなひき保存会	HTT =
		"	長沼八幡宮永代太太神楽		長沼1059	長沼八幡宮太	昭51. 3.22
						太神楽保存会	
		史 跡	光明寺節婦の墓	1 基	若旅186	永島家	昭40. 5.19
) II	機山遺跡	1 245	東大島1630-1	細島家	昭41. 4. 4
市				. ++-			
		"	満川日湖の墓	1基	田町1053	満川家	昭41.8.9
		IJ	小山春山贈位の碑	1基	荒町1037-1	塚田家	昭41. 8. 9
指]]	南高岡の古代窯跡	6 基	南高岡1042	広瀬家	昭50. 3.19
111]]	稲荷山遺跡	0 25	高勢町3-1-1	真岡市	平 4. 3.13
				- ++·			
定		"	神宮寺塚古墳	1基	根本1068-1	真岡市	平 4. 3.13
疋		IJ	山崎古墳群(1.3.4号墳)	4基	根本215	真岡市	平 4. 3.13
			(2号墳)		根本216	和久井家	
]]	中村大塚古墳	1 基	中562-2	中村八幡宮	平 4. 3.13
		"	真岡城跡	1 25		真岡市	平13. 2.28
					台町4184他		
		"	真岡陣屋跡		台町4167-1他	真岡市	平13. 2.28
		IJ	源朝臣忠寛之墓(双樹堂風野忠寛の墓碑)	1基	東郷956	風野家	平20. 2.20
		"	円墳	1 基	鹿956	曽根家	昭45. 6.12
		"	河野守弘の墓	1基	大道泉242-1	大道泉自治会	昭51. 3.22
				1 至			
	記]]	二宮金次郎墓域		物井102	蓮城院	昭57. 7.21
		"	明治天皇御駐ひつの地		境102	神明神社	昭42.11.16
	念	"	弁天山古墳	1基	古山	古山星宮神社	昭51. 3.22
		天然記念物	無量寿寺のけやき	1本	下籠谷728	無量寿寺	昭38.12. 1
	物						
	120	IJ	石法寺のかや		下籠谷2888	野沢家	昭41. 8. 9
		"	四季咲ツバキ		東大島1179	西念寺	昭53. 3.20
		"	ハリギリ		道祖土25	高松家	昭53. 3.20
		"	ハルニレ		道祖土25	高松家	昭53. 3.20
		"	ナツグミ	1本	中556	中村八幡宮	昭53. 3.20
		"	ツバキ		熊倉1-3-6	磯貝家	昭63.10.29
		"	真岡小学校のトチュウ	1本	台町4184	真岡市	平 2. 6.21
]]	東大島のアメリカキササゲ		東大島818-4	真岡市	平 2. 6.21
		"					
			仏生寺のエドヒガン		南高岡1397-1	仏生寺	平13. 2.28
		"	オオバン繁殖地及びオオキトンボ・	1ヵ所	若旅1188外	真岡市	平15. 2.19
			マダラヤンマ生息地				
]]	タブノキ	1 未	西郷557	大島家	平17. 2.25
		"	長沼八幡宮のケヤキ		長沼1083	長沼八幡宮	昭51. 3.22
		"	芳全寺のシダレザクラ		久下田801	芳全寺	昭57. 3.18
		"	水戸部のえの木	2本	水戸部308	柳瀬家	昭55. 3.25
]]	久下田小学校のイチョウ	1本	久下田507	久下田小学校	
		.,	フト 田生 丁 レジェノ きノ	エグ	[/ \] HUUI	ノハロログテ区	-HOI. U. 44

			I		T :		
		"	宗光寺の銀杏樹	1本	長沼1771	宗光寺	昭45. 6.12
]]	高門のモチ	1本	物井1582	松本家	昭51. 3.22
	無形		美術日本刀鍛錬関連技		大根田20-9	柳田律夫	昭51. 3.22
		建造物	柴家薬医門	1棟	若旅656	柴家	平11. 1.27
		"	横松家角積蔵	1棟	中2293	横松家	平11. 1.27
]]	高松家長屋門	1棟	道祖土25	高松家	平11. 1.27
市]]	旧下野紡績所建物	1棟	台町2481	大塚家	平11. 1.27
	容		旧大内村役場	1棟	飯貝478	真岡市	平11. 1.27
指	登録文]]	仲島家本宅長屋門	1棟	熊倉1-10-1	仲島家	平12. 1.26
1日	文]]	仲島家新宅長屋門	1棟	熊倉1-10-8	仲島家	平12. 1.26
	化]]	水澤家長屋門	1棟	熊倉1-10-7	水澤家	平12. 1.26
定	財	"	小松家長屋門	1棟	熊倉1-10-6	小松家	平12. 1.26
]]	五行川(勤行川)鉄橋	1基	東郷	真岡鐵道㈱	平12. 1.26
		"	藤井家石蔵	1棟	東大島1097-1	藤井家	平13. 2.28
		"	金礼荘石塀		荒町2162	真岡市	平13. 2.28
		11	中村八幡宮神楽殿	1棟	中556	中村八幡宮	平17. 2.15

〇宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

		種			類	発 表 基 準																																					
					風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は、雪を伴い平均風速が12m/s以上(ただし、宇都宮は14m/s以上、那須は17m/s、日光は15m/s)になると予想される場合。																																					
					強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は、平均風速が 12m/s 以上(ただし、宇都宮は 14m/s 以上、那須は 17m/s 、日光は 15m/s)になると予想される場合。																																					
	_				大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 真岡市に発令される具体的な基準は、 1時間雨量:平坦地 40mm以上 平坦地以外50mm以上 土壌雨量指数基準値:86以上になると予想される場合。																																					
注	般の				大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。24時間の降雪の深さが10cm以上になると予想される場合。																																					
	利用			象報							濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。具体的な基準は、濃霧によって視程が100m以下になると 予想される場合。																															
意	に適合す	気注															雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																									
報	る も の																																										乾燥注意報
																	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに に発表される。具体的な基準は、 ① 24時間降雪の深さが30cm以上 ② 40cm以上の降雪があって日最高気温が6℃以上 と予想される場合。																									
					着雪(氷)注意報	著しい着氷・着雪により災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被 害が起こるおそれのあるときに発表される。																																					
					霜注意報	早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的な基準は、最低気温が4℃以下になると予想される場合。																																					

		種	類	発 表 基 準
			低温注意報 地面現象注意報	低温により農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに予想されたときに発表される。 具体的な基準は、最低気温が ① 夏期に2日以上継続して16℃以下 ② 冬期に-9℃以下 になると予想された場合。 大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害がおこるおそれがあると予想されたときに発表される。 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
			洪水注意報	れる。 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 真岡市に具体的に発表される基準は、 3時間雨量:50mm以上 流域雨量指数基準:五行川流域で15以上になると予想される場合
注意報		水防活動用 気象注意報 水防活動用	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
羊 収		洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
			暴風警報	暴風になり重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。具体的な基準は、平均風速が20m/s以上(ただし、 那須は25m/s以上、日光は22m/s以上、)になると予想される 場合。
警	一 般 の	気 象 警 報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は、雪を伴い平均風速が20m/s以上(ただし、那須は25m/s以上、日光は22m/s以上、)になると予想される場合。
報	利用に適合するも		大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、 大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に 警戒すべき事項が明記される。 真岡市に発令される具体的な基準は、 1時間雨量:平坦地 80mm以上 平坦地以外90mm以上 土壌雨量指数基準値:123以上になると予想される場合。
			大雪警報地面現象報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された発表される。具体的な基準は、24時間の降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。

		種	類	発 表 基 準
			浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに 発表される。
		浸水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生する おそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災 害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害 があげられる。 真岡市に発令される具体的な基準は、 1時間雨量:平坦地 80mm以上 平坦地以外90mm以上 流域雨量指数基準:江川流域で9以上になると予想される場合。 3時間雨量:平坦地 50mm以上 流域雨量指数基準:五行川流域で15以上になると予想される場合。
		水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
		竜巻注意情	報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に 対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下 において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、発 表する。この情報の有効期間が、発表から1時間である。
	土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報			栃木県と宇都宮地方気象台が協同で発表する情報で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町長が避難 勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町 ごとに発表する。
				短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象 レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気 象情報の一種として発表する。具体的な基準は、1時間の雨量が 110mm以上になると予想される場合。

(注)

- 1 注意報・警報の発表は、個別の市町を対象に発表する。(警報・注意報発表区域図参照)
 - ただし、テレビ・ラジオ放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域として、「日光地域」、「那須地域」、「南西部」、「県央部」、「南東部」を用いる場合がある。
- 2 注意報・警報の発表基準の「平坦地」とは、概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域、「平坦地以外」は平坦地でない地域を言う。また、「山地」とは、標高がおおむね600m以上、「平地」とは、標高がおおむね600m以下の区域を言う(警報・注意報発表区域図参照)。
- 3 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除、または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

<地域気象観測所>

			観	測	種	目					海面	風向
観測所番 号	観測所名	降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他	所 在 地	緯 度	経 度 。 ,	世のおい	風速 計の 高さ (m)
41331	真 岡	0	0	0	0			真岡市下籠谷	36 28.7	139 59.2	91	10.0

宇都宮地方気象台



〇気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。 この解説表は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示す もので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この解説表では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述して おり、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの 震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この解説表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) 省略

人の体感・行動、屋内、屋外の状況 木造・鉄筋コンクリート造建物

ライフライン 地盤・斜面の状況

	1//1/ 1	1986、計画 ツル	100	i	1	1	
震度 階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンク リート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じ ないが、地震計 には記録され る。						
1	屋内で静かにし ている人の中に は、揺れをわず かに感じる人が いる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っては、目を覚ます人もいる。						
3	屋内にいる人の ほとがが、 れを感じる。 いてい、 揺れを感 しる人で には 、 はる人で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	が音を立てるこ	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が 驚く。歩いてい る人のほとんど が、揺れを感じ	下げ物は大きく	電線が大きく揺 れる。自転車を 運転していて、 揺れに気付く人			鉄道・高速道路 などで、安全運 転のため、運転 見合わせ、速度	

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンク リート造建物	ライフライン	地盤・斜面
P自初X	る。眠っている 人のほとんど が、目を覚ま す。	てる。座りの悪 い置物が、倒れ ることがある。	がいる。		グード担産物	規制、通行規制 が行われる。 (基準は、事業 者や地域によっ て異なる)	
5弱	大半の人が、恐 怖を覚え、物に つかまりたいと 感じる。	電灯物、調整を変している。とのでは激したいいいいでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		断水、停電が発生する。 を対して動いでは、 を変え、 を変え、 を変え、 を変え、 を変え、 をでいて、 とでいて、 とでいて、 とでいて、 とでいて、 とでいて、 とでいて、 とでいて、 とでいて、 とでいて、 とでいて、 とでいて、 とで、 とで、 とで、 とで、 とで、 とで、 とで、 とで、 とで、 とで	地盤に亀裂や液状化が生じることがある。 斜面では落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物 につかまらない と歩くことが しいなど、 で を感じ る。	棚にある食器類の本が、多なかが、多くなかがである。 を表るるかがでいる。 で、多どがでいる。 にして、 は、 がいないないないないない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	窓ガラスが割れてあることでは、ない場があるのでは、ないがある。のでは、ないがある。のでは、ないがある。のでは、ないがある。のでは、ないがある。のでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建 物では、壁、 梁、柱などの部 材に、ひび割 れ・亀裂が入る ことがある。		
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない 家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドア が開かなくなる ことがある。	壁のタイルや窓 ガラスが損傷、 落下することが ある。	耐震性の低いな・り、 での裂など割る。のたいを をでいるとれたとが建りる。 のといるとの、 をでいるとがない。 のの、 をでいるでする。 のの、 をでいるの、 をいるの、 をいるの、 をいるの、 をいるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの。 といるの、 といるの。 といるの、 といるの。 といるの、 、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といるの、 といる。 といるの、 といるの、 といるの、 、 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 とい	耐震性の低い 大はなどががい。 ではなびががい。 ではなびががい。 ではなびがいる。 ではいる。 ではいる。 ではいるなどがい。 ではいるではいい。 ではいれいである。	電話・大変い加つ状うととてに言害のよりな別のがあの通りイ伝供いるのでは、が、があの通りイ伝供いる。策事害ル板わりないのでは、せ話にくこ。策事害ル板のでは、せいでは、されば、からのでは、ないいのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないので	地盤に地割れが生る。はいまで、おいまで、はいまで、はいまで、はいまで、はいまで、はいまで、はいまで、はいまで、は
6強	立っないでは、ことかない出来のでは、くって来というでは、というでは、いいのでは、いい	固定していない 家具のほとんど が移動し、倒れ るものが多くな る。	壁のタイルや窓 ガラスが破損、 落下する建物が 多くなる。 されていなのほと んどが崩れる。	耐震性の低い住 をで大・のの、 をひが入なり、 をひが入なり、 が多くれるる。 で多くれなのを が多くれなの。 が多性もびみる。 でひみある。 とさいな・ると といかある。	耐震性の低い建物で、などのやX 状にのひがが、1間、などのでは、などののがが、1間、ないのがが、1間、ないがのでは、ないがができるののでは、ないがあるののでは、では、一般では、などが多くは、できないが多くないが多くないがある。	広い地域でガ ス、水道、電気 の供給が停止す ることがある。	地盤地る。 おいっと はない はない はない はい

震度 階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンク リート造建物	ライフライン	地盤・斜面
7		固定していない 家具のほとんど が移動したり倒 れたり倒 こともある。	壁のタが破損、 ガラマが破損、 落下らを さらを さらを さらを がある。 がある。	耐震性の低い住ももくのやがる。性もでのがる。性もでの多なる。性もでの多にののがれなくことがある。	耐震物性にの製が関係している。 では、ののというないでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、の		

- (注1)・木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
 - ・この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地含む)を 想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
 - ・木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。
- (注2)・鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に差があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
 - ・鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがあ ス
- (注3)・亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
 - ・地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
 - ・大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

〇個人の防災心得

第1 台風に対する心得

- 1 台風が近づくことが予測される時の準備
 - (1) テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。台風の進路により被害が予測されるときは、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。
 - (2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。
 - (3) 避難場所を確認しておく。
 - (4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。
 - (5) 洪水警報、避難勧告・指示などが、どういう経路で自分のところに伝達されるか、よく確かめておく。
- 2 台風等が近づいてきたときの準備
 - (1) 飲料水を容器に入れておく。
 - (2) 大工道具を準備しておく。
 - (3) 洪水、土砂くずれ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。
 - ア 食糧と飲料水3日分
 - イ 人と人を結べるロープ等
 - ウ 下着類
 - エ 杖となる1.5mほどの棒
 - 才 重要品、貴重品、印鑑等
 - (4) 屋根の点検
 - ア カワラ屋根の場合は、風向きの軒先、南東の側の瓦などがめくれ易いので、十分調べて、 縛ったり、風の入りそうなところに漆喰を詰めるなどする。
 - イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所を釘を増すなどして補 強する。
 - (5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。
 - (6) 鉄筋の入っていないブロック塀は倒れることがあるので注意する。柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は飛ばされることがあるので注意する。
- 3 台風が襲ってきた時
 - (1) 水害のおそれがある時は、次のことをする。
 - ア 畳は、高い台や机などの上に積み重ねる。
 - イ たんすは、引き出しを抜いて高い所へ置く。
 - ウ 押し入れの下段のものは、できるだけ上段へ移す。
 - エ 電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。特に火の元は、必ず切っておく。
 - オ 学用品の保存に注意する。
 - (2) 大雨が続くと地盤がゆるみ、崖くずれの起る危険があるので十分注意する。
 - (3) 堤防の近くに住んでいる場合は、川の水位に注意する。
- 4 避難する時の注意

- (1) 平常時から、避難場所と安全な避難路とを、よく確認しておく。
- (2) 市町村長等から避難の勧告・指示があったら、いつでも避難できるよう準備しておく。
- (3) 傷病者、老人、乳幼児などの避難行動要支援者は早めに避難させる。
- (4) 避難の勧告・指示がでたら、まず火の始末をして、戸締まりを確認する。
- (5) 携行品としては、非常食糧(少なくとも2食分程度)、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、夜間には懐中電灯などが必要である。
- (6) 頭は、帽子、防災頭巾、ヘルメット、座布団などで覆うようにする。
- (7) 裸足、長靴は危険なので、ヒモで締める運動靴等で避難する。
- (8) 洪水時には、水面下に側溝、穴などがあるので、長い棒を杖として安全を確認しながら避難する。
- (9) 単独行動は避け、責任者を中心に老人や子供を先にして、家族又は隣近所揃って避難する。 避難に際しては、はぐれないようにお互いの体をロープで繋ぐ。
- (10) 避難の勧告・指示は、防災行政無線、サイレン、半鐘等によるほか、巡回やラジオ放送によって行われることになるので、十分留意するとともに近隣にも伝える。
- 5 台風下の行動について
 - (1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておくこと。
 - (2) 壊れそうな塀のそばを通る時は、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。
 - (3) 道に沿って川や池がある場合は、風に吹き飛ばされないように風上の側へ寄って通る。
 - (4) 嵐の中では、お互いの声がとどかないので、指導者はメガホン、携帯用拡声器等を使用する。
 - (5) 夜間には、懐中電灯などが必要である。懐中電灯にはヒモ等を付け、できるだけ身につけて おくようにする。
 - (6) 水びたしになり一面水となったときは、知らない道は決して一人で通らない。
 - (7) 泳ぎに自信があっても、木材や畳、ゴミなどが多量に流れてきて危険なので、注意する。

第2 大地震に対する心得

- 1 災害時に自分を守るための行動
 - (1) 身の安全を図る行動
 - ア 机やテーブルに身をかくす
 - ・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。
 - ・身近にある座ぶとんなどで、頭部を保護する。
 - イ 非常脱出口を確保する
 - ・マンションなどでは地震で扉が歪み開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
 - ウ あわてて外に飛び出さない
 - ・大揺れは1分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すこと なく落ち着いて行動する。
 - (2) 火災を防ぐ行動
 - ア すばやく火を始末する
 - ・使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。

- ・ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜く。
- ・避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難する(地震により電気機器が転倒した場合、燃えやすい散乱物などに接触し出火することがある。)。

イ 火が出たらまず消火する

- ・万が一出火した場合は、消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止める。
- ・大声で隣り近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

(3) 避難時の行動

- ア 避難は徒歩で、持ち物は最小限に
 - ・避難するときは、徒歩で避難する。
 - ・服装は、活動しやすいものにする。
 - ・携帯品は、必要品のみにして、背負うようにする。
- イ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない
 - ・狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきた りするので近寄らない。
 - ・崖や川べりは地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。
- ウ 山崩れ、崖崩れに注意
 - ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分で素早く決断し、た だちに避難する。

エ 海では津波に注意

- ・海岸にいる時に、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ラジオなどの津波情報に注意する。

(4) 正しい情報の入手

- ・テレビ、ラジオの報道に注意して、デマにまどわされないようにする。
- ・市町役場、消防署、警察署などからの情報には、常に注意する。
- ・不要、不急な電話はかけないようにする。特に、消防署等に対する災害状況の問い合わせ 等は、消防活動等に支障をきたすので止める。
- (5) 協力しあっての救出・救護活動
 - ・災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などによる救急活動が間に合わないことも あるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあって応急救護を行う。
 - ・地域に住んでいる高齢者や乳幼児、障害者などの避難行動要支援者をみんなが協力しあって救護する。
 - ・建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域のみんなが協力しあって 救出活動を行う。

[家庭・地域で備えておきたい資機材]

- ・懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープなどの救出救護資機材
- (6) 自動車運転中の行動
 - ・道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。
 - ・カーラジオで災害情報を聴く。

- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
- ・避難するときは、鍵をつけたままにして、徒歩で避難する。

2 普段しておく対策

- (1) 防災訓練への参加
 - ・市町村などで実施される防災訓練に隣近所と誘いあって積極的に参加し、防災行動力を身 につける。
- (2) 家庭での防災会議の実施
 - ・大地震の時、家族があわてずに行動できるよう、普段から次のことを話し合い、それぞれ の分担を決めておく。

[分担を決めておく事項]

- ・わが家の安全点検の実施 ・避難場所、避難路の確認 ・家族の安否確認方法
- ・食糧、身の回り等の3日分相当の家庭内備蓄。救急医薬品や火気などの点検
- ・避難時に持ち出すものの分担 ・非常持出袋等の置き場所など
- ・避難カードを作成し、各自携帯する。

(3) 家の補強

- ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているところは補強する。
- ・ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていないとか、転倒防止の控壁を設けていないなど、施工上の欠陥によるものが多いので、もう一度わが家の塀を点検する。
- ・家具等の転倒、落下防止のため家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。
- (4) 消火器などの備え
 - ・"いざという時"のために消火器や消火用水のほか、三角バケツ、風呂水のくみ置きなど 消火に役立つものを普段から備える。

(5) 非常持出品の準備

- ・避難場所での生活に最低限必要な準備をし、また負傷したときに応急手当ができるよう準備しておく。
- ・非常持出袋などは、いつでも持ち出せる場所に備えておく。

(6) 火災を防ぐ

ア 電気火災を防ぐ

- ・地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な照明器具などの電源が確保されるか確認する。
- ・電気機器は、どのような安全装置が付いているか確認してから購入する。

イ ガス機器や石油機器の安全な使用

- ・ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。
- ・石油ストーブは、「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用する。
- ・ガスこんろ周辺の棚等に載せてある物が落ちないようにする。

(7) 家族の安否確認方法

- ・地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
- ・地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等(遠方に住んでいる人であることが必要)を決めておく。

・NTT「災害用伝言ダイヤル171」の活用を家族で決めておく。

第3 火災に対する心得

- 1 火事を出さないために
 - (1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の元を確認する。
 - (2) ストーブなどの火の側に、燃えやすいものを置かない。
 - (3) 風呂の水は、くみ置きしておく。
 - (4) 消火器、三角バケツ等を家庭に常備しておく。
 - (5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。また、燃えやすいものの付近は 避けて、必ず水を用意する。
 - (6) 火災警報の出ている時は、屋内の一定の場所以外での喫煙は止める。
 - (7) 「寝たばこ」、「たばこの投げ捨て」はせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が消えたか確認するなど心がける。
 - (8) 子供の火遊びは絶対にさせない。マッチ、ライター等は子供の手の届かないところに置く。
 - (9) こんろから離れるときは必ず火を止める。
 - (10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのでしない。
 - (11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取り扱う。
 - (12) 消防署の予防査察には協力する。
- 2 出火したときのために
 - (1) 心を落ち着けて、すぐに消防署に通報し、近所の人にも「大声」で知らせる。
 - (2) たとえ小さな火事でも、消防署にすぐ通報する。
 - (3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
 - (4) 家庭の消火器、近所の人の協力などによる初期消火に努める。
 - (5) 火は煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。
 - (6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。
 - (7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることがある。
 - (8) 電気の火事は必ずスイッチを切る。
 - (9) 化学製品には有毒ガスが発生するものがあるので特に注意する。
 - (10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団または毛布をかぶる。
 - (11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
 - (12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
 - (13) 近所で火事が発生したときは、出入口、窓などはできるだけ開けない。
 - (14) 近所で火事が発生したときは、自分の家が焼けないように屋根や壁等に水を大量にかける。
 - (15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどで口を覆う。
 - (16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹這いになる。
 - (17) 女性の髪の毛には火がつきやすいので注意する。

第4 雷に対する心得

雷光と雷鳴の間隔が近いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。

- (1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、遠くでも、すぐ屋内に避難する。
- (2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の合間を見計らって安全な場所に移る。
- (3) 金属、非金属にかかわらず傘、ゴルフクラブ等は頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。
- (4) 樹木や避雷針のない高い物体からは即刻離れる。
- (5) 避雷針は、接地線が完全であるか確認する。
- (6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器 具、電気器具、電話機等から1 m以上、テレビからは2 m以上離れる。水道管、ガス管も屋外に 結合しているので1 m以上離れる。
- (7) 電気器具はコンセントから電気プラグを抜く。
- (8) 台所、風呂場等湿気の多い場所は避ける。
- (9) 濡れた衣類や靴を身につけない。

第5 災害に備え家庭に準備すべきもの

- (1) 照明用具…懐中電灯(ひもつき)、ろうそく、マッチ、ライター等
- (2) 食 糧…乾パン、飲料水、缶詰等
- (3) 炊事道具…携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等
- (4) 応急薬品…消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等
- (5) 携行用品…リュック、風呂敷、ビニール袋等
- (6) 情報手段…ラジオ、地図、鉛筆等
- (7) その他…ヘルメット、頭巾、貴重品類等

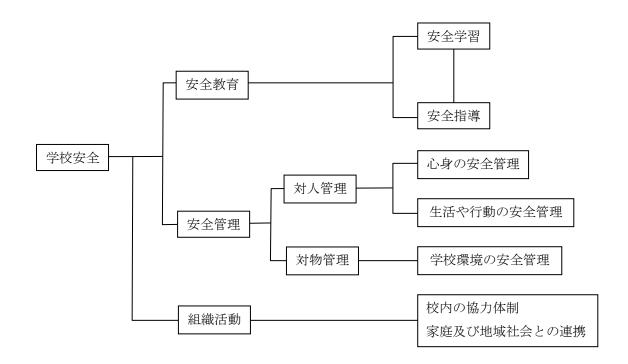
○学校安全計画の概要

(文部科学省安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より抜粋)

○学校安全の定義

学校安全は、学校における児童生徒等の安全に関する諸活動、すなわち、児童生徒等が主体(自分自身)や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動である安全教育及び児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動である安全管理によって構成される。

また、安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための組織活動の役割も重要である。



また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災と同義)」の3つの領域が挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、近年、児童生徒等が犯罪の被害に遭うことも少なくないことから、防犯も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水(雪)害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

○学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健安全法で作成が義務付けられている。学校安全計画は、一般に安全管理を内容として作成される場合が多い。しかしながら、学校における安全管理は安全教育と一体的に推進されてこそ効果が高められるものであり、学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全校的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案することが望ましい。

※学校安全計画の内容として考えられる事項

- 1 安全教育に関する事項
 - ア 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指 導事項
 - イ 学年別・月別の安全指導の指導事項
 - ウ 学級 (ホームルーム) 活動、学校行事、児童(生徒) 会活動、クラブ活動等での安全 に関して予想される活動に関する指導事項
 - エ 課外における指導事項
 - オ 個別指導に関する事項
 - カ その他必要な事項
- 2 安全管理に関する事項
 - (1) 生活安全(省略)
 - (2) 交通安全(省略)
 - (3) 災害安全
 - ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
 - イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
 - ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
 - エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
 - オ その他必要な事項

なお、災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げることとする。

- 3 安全に関する組織活動
 - ア 家庭、地域社会との連携を密にするための学校安全委員会等の開催
 - イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領(危機管理マニュア ル)等に関する校内研修事項
 - ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項
 - エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全に関する具体的な活動
 - オ その他必要な事項

〇栃木県自主防災組織育成方針

1 趣旨

大規模災害が発生した場合には、道路や橋梁の損壊、建物の倒壊、火災、電気施設や水道管が寸断するなど、防災機関による災害対策活動の機能が著しく減退するおそれがある。

このため、災害による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動に期待するところが大きい。

災害に強い地域づくりを推進するためには、防災関係機関による体制整備はもとより、地域住民 一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域的な連帯意識に基づいた自発的な 防災活動体制の整備・充実が必要である。

また、国においても、阪神・淡路大震災の教訓をもとに「災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律」を交付し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条に自主防災組織の育成の事項を追加している。

このような状況を鑑み、地域住民による自主的な防災組織の結成及び育成を積極的に推進するものとする。

2 自主防災組織の定義

自主防災組織とは、次の2要件を満たす組織である。

- (1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民の連帯意識に基づき、自主的に結成された防災組織
- (2) 災害による被害を防止し、軽減するために必要な資機材を利用し、実際に何らかの防災活動を行う組織

なお、自主防災組織は必ずしも規約の制定を要件としていないが、組織の活動等について規約 を作成し、明文化しておくことが望ましい。

3 自主防災組織育成の推進機関

市町長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の結成及び育成を推進する ものとする。

なお、県及び防災関係機関は、密接な連携のもとに自主防災組織の結成及び育成に積極的に協力 するものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の育成推進重点地区

全県的に結成及び育成を推進するが、特に次の地域では早期に結成するものとする。

- ① 消防力の基準(昭和36年消防庁告示第2号)第2条に規定する市街地の区域
- ② 消防水利の不足している地域
- ③ 道路事情等により消防活動が制約されるような地域
- ④ 急傾斜地等防災上注意すべき箇所に近接する地域
- (2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行うために適正な規模の設置を

推進するものとする。

- ① 住民相互に「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感がわき、地域の防災活動を効果的に行うことができる規模であること。
- ② 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活の基盤となる地域として一体性を有する 規模であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

既存の町内会、自治会等の組織を積極的に活用し、自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりをするものとする。

- ① 自治会等の組織活動として、既に防災に関する活動が盛り込まれている場合は、その活動内容の充実、強化を図り、自主防災組織を整備する。
- ② 自治会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、自治会等の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ③ 小学校区単位等の規模で地域活動をしている組織がある場合は、それをいくつかの地区編成をするなどし、自主防災組織として育成する。
- ④ 自治会等の組織がない場合は、その地域で活動している何らかの団体、グループ等の協力を 得るなどして、自主防災体制の整備を推進する。

5 自主防災組織の連絡機関

市町内に自主防災組織が複数整備されたときは、これらの組織の活動を調整するため連絡機関を設けることが望ましい。

6 自主防災組織の育成推進活動

市町村は、県及び防災関係機関との連携を図りながら、地域の実情に応じた次のような活動を実施し、組織の結成及び既存組織の活性化を推進する。

(1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、地域の実情に応じた次のような活動を実施し、組織の結成及び既存組織の活性化を推進する。

(2) 育成指導者の養成等

- ① 自治会長等の地域のリーダーを対象に、自主防災組織づくりを指導するとともに、防災に関する知識の普及を図るための防災教育を実施する。
- ② 地域防災活動推進員等の防災指導者を対象に、災害に関する知識、技術の取得及び災害時の 対応に関する研修等を実施することにより、地域住民による防災組織づくり運動の推進者とな るリーダーとして養成する。

(3) 各種団体等との協調

- ① 婦人防火クラブ等の民間防災組織や地域の諸団体及び防災関係機関との連携を緊密にし、自主防災組織の活動が実効あるものとなるよう指導する。
- ② 地域防災活動推進員等の防災指導者を活用し、自主防災組織が有効に機能するよう指導する。

(4) 既存組織の活性化

既存組織に対しては、リーダーの研修や各種防災訓練への参加等を促し、その活性化を図る。

(5) 防災資機材の整備

県等の助成制度を活用するなどして、必要な防災資機材の整備に努める。

7 自主防災組織に対する支援

(1) 市町

自主防災組織の運営全般に対する積極的な指導、支援に努めるものとする。特に、次の3点については重点的に実施するものとする。

- ① 自主防災組織が実施する防災資機材整備に対する支援
- ② 自主防災組織が実施する防災訓練に対する指導
- ③ 自主防災組織リーダーの養成

(2) 県

市町が行う自主防災組織の育成推進活動の基盤を整備するため、県民に対する防災思想の普及・啓発及びリーダーの養成等を推進するとともに、市町の活動に対する積極的な指導、支援に努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

防災関係機関は、市町等が実施する自主防災組織育成推進活動に対し、積極的に協力するものとする。

屋外拡声子局 市内204か所 戸別受信機 市内3553台 芳賀地区広域行政事務組合消防本部 1. \uparrow 歱 匣 米 遠隔制御装置 定 卍 田 難 贫 # 真岡市役所関係課(建設課、水道課) 洭 2₽ 米 歱 丰 型 重 革 数 遠隔制御装置 級 動局 O防災行政無線局回線構成 15台 10台 24台 1台 (正副団長4台、分団長7台、 副分団長4台) 車載可搬兼用型無線機 市役所公用車 消防団ポンプ車 消防団指令車 携帯型無線機 消防団

-411-

〇防災行政無線局固定系屋外拡声子局の名称及び設置場所

番号	呼出名称	設置場所		送信所か らの距離 (k m)	海抜高 (m)
1	荒町1	真岡市荒町5191	花園公園内	0.2	75
2	<i>11</i> 2	真岡市荒町1171	荒町保育所内	0.4	78
3	<i>11</i> 3	真岡市荒町3-29	中ノ宿公園内	0.5	75
4	<i>11</i> 4	真岡市荒町4-35	古聖公園内	1.0	78
5	台町1	真岡市台町4167-1	城山公園内	0.9	82
6	<i>11</i> 2	真岡市台町2460	女体熊野神社内	0.8	85
7	<i>II</i> 3	真岡市台町2823	真岡保育所内	2.0	80
8	荒町5	真岡市荒町2-15-10	県東センター内	0.8	77
9	熊倉1	真岡市熊倉2-5-6	1分団3部器具置場内	2.0	85
10	<i>"</i> 2	真岡市熊倉1-14-3	西真岡保育園内	2.2	90
11	大谷台町1	真岡市大谷台町42	わらべ公園内	2.3	81
12	<i>"</i> 2	真岡市大谷台町11	大谷台公園内	2.1	85
13	東郷1	真岡市東郷20-2	真岡電子内	1.7	79
14	<i>"</i> 2	真岡市東郷169-2	若色Y字路南	2.2	80
15	中郷1	真岡市中郷277-1	石川自工内	1.2	78
16	西郷1	真岡市西郷2585-260地先	大田山団地南	2.9	95
17	<i>"</i> 2	真岡市西郷11	真岡工業高校北	1.6	87
18	亀山1	真岡市亀山1-27-2	上野商店内	2.9	91
19	<i>11</i> 2	真岡市亀山332-10	開発区域内	3. 1	94
20	上高間木1	真岡市上高間木2-9-1	上高間木上ノ台公園内	2.5	88
21	白布ヶ丘1	真岡市白布ヶ丘24-1	真岡高校内	1.4	82
22	並木町1	真岡市並木町4-10-2	ホンダセンター栃木内	1.6	88
23	高勢町1	真岡市高勢町1-151	高勢北公園内	3.4	82
24	<i>y</i> 2	真岡市高勢町2-249	高勢南公園内	3.9	80
25	小林1	真岡市小林669-2	小林第3公民館内	2.6	77
26	<i>II</i> 2	真岡市小林555-1	小林中央公民館内	2.7	73
27	<i>11</i> 3	真岡市小林145-4	白川酒店駐車場	2.9	73
28	八條1	真岡市八條1	本誓寺境内	2.8	80
29	鶴田1	真岡市鶴田340-9	鶴田赤堀川付近	4. 1	86
30	西田井1	真岡市西田井2008	西田井駅前北	3.4	83
31	<i>11</i> 2	真岡市西田井1077-2	鹿島神社東	4.6	86
32	<i>II</i> 3	真岡市西田井1676-2	西田井上条公民館内	3. 4	82
33	根本1	真岡市根本1063	森ノ木公民館内	3. 7	78
34	<i>11</i> 2	真岡市根本787-2	上根公民館内	3. 9	79
35	君島1	真岡市君島526	岩原商店東	3.8	70
36	東大島1	真岡市東大島1157	西念寺南	3. 1	71
37	<i>11</i> 2	真岡市東大島1358-1	東大島公民館内	3. 3	73
38	<i>II</i> 3	真岡市東大島1099-2	ふたば幼稚園北	3. 7	70

番号	呼出名称	設置場所		送信所か らの距離 (km)	海抜高 (m)
39	東沼1	真岡市東沼1196	東沼集落センター	1.8	73
40	西沼1	真岡市西沼518	西沼集荷場	1.3	74
41	島1	真岡市島867	東島地内穴川用水東	1.1	78
42	飯貝1	真岡市飯貝2142	梵烏公民館内	5. 5	90
43	<i>11</i> 2	真岡市飯貝1464	原町十字路	4. 5	87
44	<i>11</i> 3	真岡市飯貝457	大内中央小学校内	4. 1	86
45	" 4	真岡市飯貝2275-92	佐藤酒店前	5. 3	89
46	京泉1	真岡市京泉2282-23	六軒公民館北	4.8	89
47	田島1	真岡市田島849	田島橋東	3. 0	83
48	清水1	真岡市清水144	下清水集荷場	6. 1	90
49	<i>11</i> 2	真岡市清水1441-5	大島鉄工北	7.5	95
50	上大田和1	真岡市上大田和692-1	上大田和集落センター	4. 7	98
51	堀内1	真岡市堀内349	旭フード㈱北東	3. 5	95
52	下篭谷1	真岡市下篭谷1680	下篭谷公民館内	6.2	102
53	<i>11</i> 2	真岡市下篭谷2837	菊地タバコ店付近	6. 2	102
54	<i>11</i> 3	真岡市下篭谷2467	八坂神社南	7.0	105
55	<i>11</i> 4	真岡市下篭谷4659-1	古橋商店前	5. 3	105
56	寺内1	真岡市寺内830	寺内駅前公民館内	4.5	79
57	<i>11</i> 2	真岡市寺内70-1	荘厳寺駐車場	6.8	74
58	若旅1	真岡市若旅218	上野ラジオ店東	7.3	70
59	中1	真岡市中256	旧JAはが野中村支所内	5. 6	81
60	<i>1</i> 1 2	真岡市中2364-2	川井商店敷地内	6. 4	76
61	<i>u</i> 3	真岡市中1944-1	宿中公民館東	6. 9	70
62	<i>"</i> 4	真岡市中902-1	上野自動車整備工場南	6.8	70
63	<i>1</i> 1 5	真岡市中1467-2	南中里公民館南	7.2	69
64	粕田1	真岡市粕田614	川又建築東	6.3	76
65	<i>11</i> 2	真岡市粕田1750	粕田公民館南	6. 5	74
66	下大沼1	真岡市下大沼158	杉山建築東	5. 4	85
67	上大沼1	真岡市上大沼200-3	上野タイヤ商会内	5. 3	84
68	<i>11</i> 2	真岡市上大沼400-1地先	山倉大六天王神社境内	6. 2	79
69	長田1	真岡市長田591	中村保育所内	4.8	84
70	柳林1	真岡市柳林78	柳林集落センター	5. 5	80
71	勝瓜1	真岡市勝瓜245-12地先	勝瓜公民館	5. 1	93
72	小橋1	真岡市小橋146-1	4分団3部器具置場	3.8	73
73	伊勢崎1	真岡市伊勢崎197	伊勢崎公民館東	3.5	73
74	八木岡1	真岡市八木岡402-4	木村茂宅東	2.6	81
75	南高岡1	真岡市南高岡271-1	仏生寺入口	5. 4	80
76	東沼2	真岡市東沼197-3	高木良平宅内	2.2	72
77	台町4	真岡市台町2355-1	高寺交差点東	1.3	75

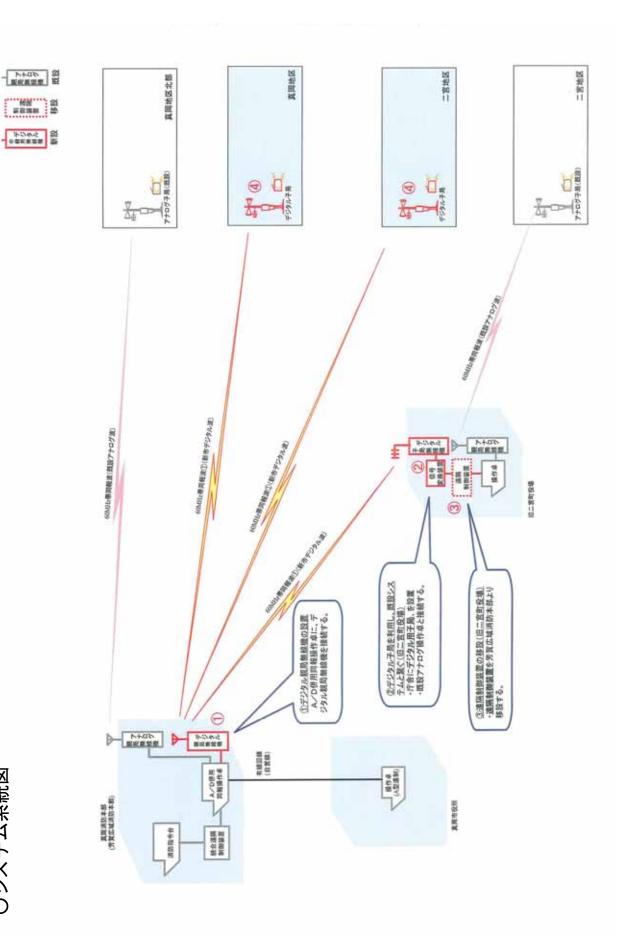
番号	呼出名称	設置場所		送信所か らの距離 (k m)	海抜高 (m)
78	下篭谷5	真岡市下篭谷4275	真岡自動車教習所南	3.4	96
79	下篭谷6	真岡市下篭谷237	赤曽公民館西	4. 5	75
80	<i>11</i> 7	真岡市下篭谷899	古内地内	7. 0	96
81	赤羽1	真岡市赤羽339先	稲荷神社東	7.3	75
82	西田井4	真岡市西田井1-41	中丸地内	5. 5	96
83	下篭谷8	真岡市下篭谷4940	神原地内	7. 1	110
84	京泉2	真岡市京泉712	相宮神社北(塚原地内)	4. 7	90
85	八木岡2	真岡市八木岡274	八木岡公民館西	3. 1	70
86	長田2	真岡市長田1302-1	長田小学校敷地内	4.6	85
87	上大田和2	真岡市上大田和1554-1	県立井頭公園東	5. 3	108
88	亀山3	真岡市亀山1826-1	海賀工務店北西	4. 5	84
89	下大田和1	真岡市下大田和302	田崎一男宅西	3.0	73
90	下篭谷9	真岡市下篭谷4474-1	北陵高校農場北東	4.6	102
91	東沼3	真岡市東沼字境852-1	橋本武宅西	2.2	102
92	長田3	真岡市長田1974-4	西分遣所敷地内	4. 3	78
93	亀山4	真岡市亀山1003-2	山和運送南	3.9	90
94	清水3	真岡市清水1810-1	水沼建材工業北	6. 9	92
95	道祖土1	真岡市道祖土74	道祖士公民館北	4. 3	70
96	西郷3	真岡市西郷668地先	直井守宅東	2.4	80
97	台町5	真岡市台町114	蓮沼公園内	1.9	74
98	飯貝5	真岡市飯貝178	西田幼稚園内	3. 5	84
99	伊勢崎2	真岡市660-7	野沢栄治宅東	4. 3	80
100	根本3	真岡市根本1848-1	北島コンクリート(株)北	3. 2	80
101	荒町6	真岡市荒町(東光寺公園内)	東光寺公園内北西角	0.9	78
102	下高間木1	真岡市下高間木33-2	パシオス真岡店南東遊歩道内	2.6	73
103	田町1	真岡市田町1606-26	田町グレースタウン公園	0.5	75
104	寺内3	真岡市寺内728-5	池田金物店倉庫敷地内	5.8	75
105	亀山5	真岡市亀山908-12	アステールA棟南東	3. 4	87
106	長田4	真岡市長田1633	ハイビックハウジング東側	4.8	86
107	並木町2	真岡市並木町3-13	市営並木町団地内	1.6	81
108	台町6	真岡市台町10-1	真岡小学校校庭北部	0.9	78
109	長田5	真岡市長田144-1	真岡ガバナステーション北西部公園内	5. 3	86
110	上高間木2	真岡市上高間木3-14-4	西丁田公園敷地内	2.8	86
111	京泉3	真岡市京泉2737-1	関口自動車西	4.8	86
112	南高岡2	真岡市南高岡1381-1	(有) TMKハイテック西	6. 0	100
113	台町7	真岡市台町2418-11	割烹手塚屋東側公園内	1. 1	75
114	南高岡3	真岡市南高岡610-3	富田芳信宅東側十字路	5. 09	127
115	二宮コミュニテイセンター	真岡市石島893-15	真岡市二宮コミュニティセンター内	7. 22	76
116	熊倉町4	真岡市熊倉1-24	熊倉公園地内	2.4	79

番号	呼出名称	設置場所		送信所か らの距離 (k m)	海抜高 (m)
117	二宮分署	真岡市久下田1243-1	芳賀地区消防本部二宮分署地内	8. 39	61
118	三谷1	真岡市三谷221-1	三谷農村広場地内	5. 88	66
119	上大曽1	真岡市上大曽1611-1	上大曽公民館地内	8. 44	63
120	1	真岡市久下田930-1	久下田屋外拡声子局 A-2	1. 08	67
121	2	真岡市程島854	程島屋外拡声子局 A-3	3. 13	57
122	3	真岡市物井1146-1	物井屋外拡声子局物井 B-1	3. 44	66
123	4	真岡市横田164-2	横田屋外拡声子局 B-2	3. 05	66
124	5	真岡市高田952-4	高田屋外拡声子局 B-3	4. 95	65
125	6	真岡市鹿1304-2	鹿屋外拡声子局 B-4	2. 41	63
126	7	真岡市物井169-1	東物井屋外拡声子局 B-5	4. 47	69
127	8	真岡市高田1872-5	原分屋外拡声子局 B-6	3. 92	62
128	9	真岡市長沼1086-1	長沼屋外拡声子局 C-1	4. 26	59
129	10	真岡市鷲巣140-12	鷲巣屋外拡声子局 C-2	5. 06	57
130	11	真岡市砂ヶ原118-2	砂ヶ原屋外拡声子局 C-3	2. 91	62
131	12	真岡市谷貝新田193	谷貝新田屋外拡声子局 C-4	4. 15	64
132	高勢町3	真岡市高勢町3-1-1	稲荷山公園地内	3. 30	65
133	大和田1	真岡市大和田75-1	大和田産業団地内	5. 21	65
134	大根田1	真岡市大根田1549	大根田農村公園地内	7. 51	47
135	赤羽2	赤羽1644番地	赤羽地域運動広場	5. 85	91
136	高田2	高田2977番地1	二宮ニュータウンせせらぎ公園	4.8	64
137	古山1	古山1347番地4	古山地内	11. 9	55
138	東郷3	東郷781番地	梅松院東郷農業構造改善センター	1. 76	80
139	小林4	小林1702番地2	小林第四公民館	1.9	77
140	小林5	小林1082番地9	小林第五公民館	1. 56	75
141	根本4	根本906番地1	根本川西公民館	3. 46	76
142	西田井5	西田井446番地	西田井多目的会館	3. 99	82
143	東沼4	東沼1603番地	谷中公民館	1. 17	75
144	島2	島248番地8	小里公民館	0.64	77
145	島3	島5番地1	狸原公民館	1. 95	72
146	西田井6	西田井1755番地1	下條生活協同館	3. 18	81
147	小林6	小林1012番地88	鳥喰生活会館	2. 37	73
148	飯貝6	飯貝623番地1	飯貝下集落センター	3. 95	84
149	飯貝7	飯貝2285番地46	飯貝経塚公民館	5. 99	92
150	田島2	田島730番地1	田島公民館	4. 86	89
151	堀内2	堀内2152番地	堀内公民館	3. 94	86
152	飯貝8	飯貝2070番地1	原町公民館	4. 24	87
153	下大田和2	下大田和530番地1	下大田和コミュニュティーセンター	3. 11	85
154	清水4	清水974番地19	清水第一公民館	6. 26	90
155	寺内4	寺内1556番地7	西原公民館	4. 55	80

番号	呼出名称	設置場所		送信所か らの距離 (k m)	海拔高 (m)
156	境1	境969番地1	境自治公民館	10. 91	55
157	長島1	長島38番地1	長島公民館	9. 2	65
158	下大曽1	下大曽607番地	下大曽公民館	8. 41	64
159	石島1	石島728番地12	丸山自治公民館	7. 63	61
160	阿部品1	阿部品410番地	阿部品集落センター	7. 75	57
161	鷲巣1	鷲巣522番地	鷲巣公民館	12.6	54
162	西大島1	西大島214番地2	西大島公民館	13. 15	51
163	上江連1	上江連486番地	上江連公民館	13. 01	53
164	古山2	古山1300番地	古山公民館	11.54	55
165	青田1	青田710番地	青田北公民館	9. 41	59
166	青田2	青田57番地	青田南公民館	10. 21	56
167	堀込1	堀込437番地	堀込公民館	10.72	56
168	上谷貝1	上谷貝241番地1	上谷貝公民館	8. 68	61
169	物井1	物井1253番地40	下原公民館	5.86	62
170	物井2	物井3487番地	西物井一広場	2.86	70
171	物井3	物井3772番地	上物井公民館	2.87	69
172	沖1	沖1143番地	沖広場1	6.02	61
173	鹿1	鹿677番地	西鹿公民館	6. 64	60
174	鹿2	鹿2293番地	北鹿公民館	5. 21	64
175	桑ノ川1	桑ノ川196番地	桑ノ川公民館	6. 46	60
176	高田3	高田623番地3	市之塚公民館	4. 95	65
177	水戸部1	水戸部491番地	水戸部公民館	6. 32	62
178	阿部岡1	阿部岡384番地	阿部岡公民館	4. 21	78
179	大和田2	大和田269番地2	大和田公民館	4.62	70
180	物井4	物井5043番地	柿の木公民館	4. 46	65
181	物井5	物井35番地1	桜町公民館	4.69	65
182	横田1	横田660番地	横田広場	3. 41	68
183	沖2	沖956番地	沖広場2	5. 31	63
184	下高間木2	下高間木二丁目1番地10	久保公園	2.68	71
185	大谷本町1	大谷本町4番地	大谷公園	1.76	74
186	並木町3	並木町三丁目101番地5	向原公園	1.91	85
187	亀山6	亀山一丁目25番地2	太子堂公園	2.82	88
188	上高間木3	上高間木二丁目25番地1	前畑公園	2.77	86
189	高勢町3	高勢町二丁目43番地	高勢中央公園	2.04	84
190	熊倉4	熊倉三丁目35番地	西真岡公園	2.5	74
191	西沼2	西沼819番地	西沼公園	1.69	73
192	西田井7	西田井2136番地22	西田井駅前公園	3. 38	83
193	長田6	鬼怒ヶ丘一丁目7番地2	大久保中央公園	2.97	74
194	さくら1	さくら二丁目20番地	久下田公園	7. 73	68

番号	呼出名称	設置場所		送信所か らの距離 (km)	海拔高 (m)
195	久下田1	久下田506番地	千代ヶ岡児童公園	8. 78	65
196	西田井8	西田井548番地	西田井グリーンセンター	4. 47	84
197	八條2	八條475番地23	公設芳賀地方卸売市場	2. 54	82
198	荒町7	荒町三丁目4番地	泉公園	0.46	78
199	西高間木1	西高間木539番地1	真岡市公民館西分館	3. 31	85
200	東大島4	東大島713番地	山前南小学校	3. 2	70
201	中6	中302番地	中村小学校	5. 93	80
202	寺内5	寺内1191番地	中村東小学校	4. 12	77
203	久下田2	久下田1304番地	久下田中学校	8. 17	64
204	長沼1	長沼706番地	長沼中学校	11.66	56

※「空中線系」種類:3素子八木型、空中線柱(m):S-18



〇関東地方非常通信協議会構成表

会 長:関東総合通信局長 副会長:関東管区警察局情報通信部長 副会長:関東総合通信局無線通信部長

DR HH C	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	副会長:関果総合連信局無	
機関名	担当部・課	所 在 地	電話(FAX)
関東総合通信局	無線通信部	〒102-8795	03-6238-1774
	陸上第二課	千代田区九段南1-2-1	(03-6238-1769)
関東管区警察局	情報通信部	〒320-8501	028-621-0110 内6061
栃木県情報通信部	機動通信課	宇都宮市塙田1-1-20	(028-621-0110 内6019)
栃木県警察本部	地域部	〒320-8501	028-621-0110 内4444
	通信指令課	宇都宮市塙田1-1-20	(028-624-6801)
国土交通省関東地方整備局	防災情報課	〒321-0905	028-661-1059
鬼怒川ダム統合管理事務所		宇都宮市平出工業団地14-3	(028-661-7696)
国土交通省関東地方整備局	工務課	〒326-0822	0284-73-5554
渡良瀬川河川事務所		足利市田中町661-3	(0284-73-5570)
国土交通省関東地方整備局	管理第二課	〒321-0931	028-638-5256
宇都宮国道事務所	電気通信課	宇都宮市平松町504	028-638-2871(切換)
国土交通省関東地方整備局	調査課	〒308-0841	0296-25-2171
下館河川事務所	電気通信係	茨城県下館市二木成1753	(0296-25-3019)
宇都宮地方気象台	防災業務課	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2767 (028-635-9074)
栃木県	県民生活部 消防防災課 県土整備部 河 川 課	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2133 (028-623-2146) 028-623-2445 (028-623-2441)
東日本電信電話㈱栃木支店	災害対策室	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-2 NTT平出LMCビル 2F	028-632-4256 (028-613-0986)
東京電力㈱栃木支店	設備部	〒320-0026	028-305-8278
	通信ネットワークグループ	宇都宮市馬場通り1-1-11	(028-305-3417)
東京ガス㈱宇都宮支社	設備グループ	〒321-0953 宇都宮市東宿郷4-2-16	028-634-1537 (028-634-1056)
東日本旅客鉄道㈱大宮支社	設 備 部	〒330-0852	048-661-0088(代)
	信号通信課	さいたま市大宮区大成町1-207	(048-661-0080)
栃木県消防長会	事務局	〒320-0014 宇都宮市大曽2-2-21 宇都宮市消防本部内	028-625-5501 (028-625-5509)
栃木県市長会	事務局	〒320-0032 宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館内	028-600-5823 (028-600-5303)
栃木県町村会	事務局	〒320-0032 宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館内	028-625-3011 (028-627-4226)
日本放送協会	技 術 部	〒320-8502	028-634-9165
宇都宮放送局		宇都宮市中央3-1-2	(028-635-6595)
㈱栃木放送	技 術 局	〒320-8601	028-622-1111 (代)
	技 術 部	宇都宮市本町12-11	(028-627-3727)
㈱とちぎテレビ	技 術 局	〒320-0032	028-623-0083
	技 術 部	宇都宮市昭和2-2-2	(028-650-6632)
㈱エフエム栃木	放 送 部	〒320-8550 宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640 (028-638-7675)
日本赤十字社 栃木県支部	事業推進課 (日本アマチュア無線 奉仕団)	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-4801 (028-624-4940)
㈱日本政策金融公庫 宇都宮支店	総括課長	〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 3 階	028-636-7171 (028-635-8280)
㈱足利銀行	総 務 室	〒320-8610 宇都宮市桜4-1-25	028-626-0340 (028-627-6408)
(社)日本アマチュア無線連盟	支 部 長	〒321-4362	0285-82-9451
栃木県支部		真岡市熊倉町3419-15	(0285-82-9451)
(社)栃木県一般高圧ガス	事 務 局	〒321-0904	028-663-6726
安全協会		宇都宮市陽東6-3-29	(028-663-6709)
ソフトバンクテレコム㈱	技術統括保全 運用本部 保全管理部	〒105-7316 港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング	03-6889-0664 (03-6215-5566)

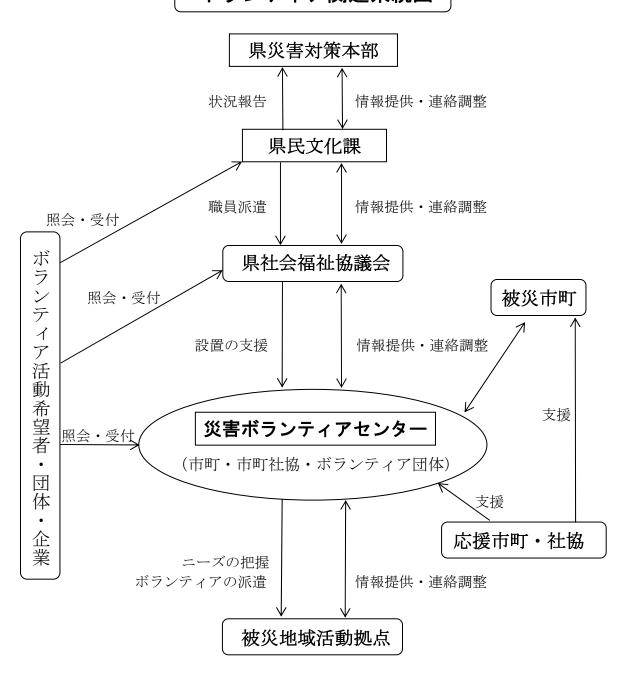
〇災害ボランティアセンターの概要

「災害ボランティアセンター」とは

災害時にボランティアの活動拠点となるところ。

ボランティアに関する問い合わせの対応、ボランティアの受入窓口、被災者の ニーズ把握、ニーズに対するボランティアの需給調整等を行う。

ボランティア関連系統図



〇栃木県の主な金融支援制度

(1) 生活支援制度

災害弔慰金	
適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村(費用負担国2分の1 県・市町村各4分の1)
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者基準・条件等	1 概 要 2の災害により死亡した者がある場合に、市町村が、その遺族に対し災害弔慰金を 支給する。
	2 支給の対象となる災害 (1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯数が5以上である災害 (2) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (3) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、災害救助法第2条に規定する救助(以下「救助」という。)が行われた災害 (4) 救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害 3 支給の対象となる死亡 (1) 2の災害により死亡した場合 (2) 2の災害により、3ヶ月以上行方不明となった場合(死亡の推定) 4 支給額(非課税である) (1) 生計維持者500万円
	(2) (1)以外の者250万円 5 支給の対象となる遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母 6 支給順位 (1) 死亡当事に、主として死亡者により生計を維持していた者を先にする。 (2) (1)の場合において同順位の者については、5の順序とする。 7 支給されない場合 (1) 死亡が、本人の故意又は重大な過失による場合 (2) 賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給される場合 (3) (1)及び(2)以外で、市町村長が支給を不適当と認める場合
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔 慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	県民生活部 消防防災課 危機管理・災害対策担当

災害障害見舞金	
適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村(費用負担国2分の1 県・市町村各4分の1)
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者基準・条件等	1 概要 2の災害により、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を 支給する。 2 変紀の対象となる災害
	災害 中慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害 3 支給の対象となる障害 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合に、当該重複する障害の程度が、前各号と
	同程度以上と認められるもの 4 支給額 (非課税である) (1) 生計維持者250万円 (2) (1)以外の者125万円 5 支給されない場合 災害弔慰金の場合と同様
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔 慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	県民生活部 消防防災課 危機管理・災害対策担当

災害援護資金貸付金	
適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村(費用負担国3分の2 県3分の1)
対象災害	県内で災害救助法による救助が行われた自然災害
制度の対象者	1 概要
基準・条件等	2の災害により3に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付
	を行う。
	2 貸付の対象となる災害
	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
	3 貸付対象者
	(1) 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上の負傷を負った世帯主
	(2) 被害額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた世
	帯主 4 所得による制限
	前年の所得を基準とし、市町村民税の算定基準となる所得が、同一の世帯に属する
	者が1人であるときは220万円、2人の時は430万円、3人の時は620万円、4人の時は
	730万円、5人以上の時は、730万円に世帯人員が4人を超えて1人増加するごとに30
	万円を加算した額をもって限度とする。但し、その世帯の住居が滅失した場合、1,270
	万円を限度とする。
	5 貸付限度額(単位:万円)
	(1) 世帯主の 1ヵ月以上の負傷 150
	- 250
	(2) 家財の1/3 以上の損害 150
	(3) 住居の半壊 170(250)
	(4) 住居の全壊 250 (350)
	(5) 住居の滅失 350
	※住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等の特別の事情がある場合は、
	() 内の額とする。
	6 貸付の条件 (おなな 8.0 / (お 2 世界 世界 11) と何では 2)
	(1) 利率年3% (据置期間は無利子)
	(2) 据置期間3年(特別の事情のある場合は5年)
	(3) 償還期限10年(据置期間を含む) (4) 償還方法年賦又は半年賦
手続き期間	後 後の大学 後の大学 後の大学 後の大学 後の大学 後の大学 後の大学 を表生 ものできる ものでをを
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	火音光生時が63ヶ月以内 生活福祉資金と重複して貸付けることはできるが、生活福祉資金貸付金と重複
VIII 177	生活価値負金と単核して負わけることはてきるが、生活価値負金負担金と単核 して貸付けることはできない。
所轄部局課室係名	県民生活部 消防防災課 危機管理・災害対策担当

	TVe IA II tules		
市町村災害援護資金	, - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
適応法制度等名	市町村災害援護者資金原資貸付制度		
実施主体	県(費用負担県3分の2 市町村3分の1)		
対象災害	自然災害(災害救助法が適用される場合を除く)		
制度の対象者	│ 1 概要		
基準・条件等	災害により、2に定める被害を受けた市町村が住民に対し貸付を行なう場合、その		
	原資の一部を無利子で貸付ける。		
	2 貸付の対象となる市町村		
	(1) 全壊、全焼及び流失 1 市町村あたり10世帯以上		
	(2) 半壊及び半焼 1 市町村あたり20世帯以上		
	(3) 床上浸水 1 市町村あたり30世帯以上		
	(4) 知事が特に必要があると認めたもの		
	3 貸付対象者		
	2の災害により被害を受けた世帯で、前年の所得(市町村民税における総所得金		
	額)が政令で定める額に満たない世帯とする。		
	4 貸付限度額(単位:万円)		
	災害援護資金貸付金の場合と同様		
	5 貸付の条件		
	(1) 利率年3% (据置期間は無利子)		
	(2) 据置期間6月		
	(3) 償還期限8年6月 (据置期間を含む)		
	(4) 償還方法年賦又は半年賦		
手続き期間	災害発生後速やかに		
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔		
J.13 3	慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。		
所轄部局課室係名	県民生活部 消防防災課 危機管理・災害対策担当		

生活福祉資金	
適応法制度等名	生活福祉資金貸付制度
実施主体	栃木県社会福祉協議会
対象災害	火災及び風水害等不慮の災害
制度の対象者基準・条件等	1 対象となる世帯 低所得世帯 (生活保護法でいう最低生活費の概ね1.7倍以下の所得の世帯)
	※ 災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象として取扱うものである。2 貸付対象経費及び限度 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費に対して150万円以内の貸付
	3 貸付の場合 (1) 利子 保証人を確保できた場合無利子 保証人を確保できなかった場合1.5年%(据置期間を除く) (2) 償還期間等 7年以内・元利均等・月賦、半年賦、年賦 (3) 据置期間 6月以内 4 その他の資金の貸付について 生業費、技能習得費、修学資金等の資金が必要と認められる場合には、併せて貸付を行う。
手続き期間	栃木県社会福祉協議会長が、災害の種類・規模を勘案して定めた期間内
備考	貸付金については、平成22年4月1日現在の額である。
所轄部局課室係名	保健福祉部 医事厚生課 地域福祉担当

災害復興住宅融資	
適応法制度等名	独立行政法人住宅金融支援機構法
実施主体	独立行政法人住宅金融支援機構
対象災害	・地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ・自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
制度の対象者	1 対象者
基準・条件等	・自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で地方
	公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 ・被災者自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者(被災者に貸すた
	めに建設、購入又は補修する場合を含む。) 2 融資内容
	(1) 災害復興住宅の建設及びこれに付随する土地取得又は整地に対する融資 (2) 災害復興住宅の新築購入及びこれに付随する土地取得に対する融資(リ・ユース
	家屋を含む) (3) 災害復興住宅の補修及びこれに付随する整地又は移転に対する融資
	3 融資金利 1.58% (H22.10.1現在)
手続き期間	「罹災証明書」に記載された「罹災日」から2年間
所轄部局課室係名	県土整備部 住宅課 企画支援担当

勤労者生活資金							
適応法制度等名	勤労者生活資金貸付制度						
実施主体	県						
対象災害	一般災害						
制度の対象者	1 貸付対象者						
基準・条件等	勤務年数が1年以上及び県内に1年以上居住する勤労者						
	2 貸付使途						
	貸付対象者又はその世帯員が災害のために必要となった資金						
	3 貸付限度額 100万円						
	4 貸付利率 年1.9%						
	5 償還方法 5年以內月賦均等償還(半年賦償還併用可)						
	6 取扱金融機関中央労働金庫						
	※ 無担保						
	※ 保証人不要(ただし、日本労働者信用基金協会の保証を要す。						
	保証料0.7%又は1.2%)						
備考	貸付利率は、平成22年10月現在の額である。						
所轄部局課室係名	産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当						

(2) 事業者支援制度

中小企業融資(罹災	対策資金)
適応法制度等名	
実施主体	県(金融機関が窓口)
対象災害	故意又は重過失によらない火災又は風水害等
制度の対象者	1 融資対象者
基準・条件等	- 県内に1年以上事業所を有しかつ当該融資にかかる事業と同一事業を1年以上営んで
	いる中小企業者等
	2 資金の使途
	罹災時の緊急運転資金及び災害等の未然防止対策に必要な運転・設備資金
	3 融資条件
	(1) 融資限度額
	· 運転資金3,000 万円
	· 設備資金5,000 万円
	(2) 融資期間
	·運転資金7 年以内(内1 年以内据置)
	・設備資金7 年以内(内1 年以内据置)
	4 融資利率
	·責任共有制度対象外 1.6% + 保証料率0.50%~1.60%
	・責任共有制度対象 1.8% + 保証料率0.45%~1.40%
	5 手続等
	市町村長等の罹災証明書が必要
手続き期間	金融機関が窓口となるため特になし
備考	利率は平成22年10月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 経営支援課 金融担当

天	天災融資制度(天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給補助事業											
	適応法制度等名	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法										
	実施主体	市町村(費用負担 天災の都度定める)										
	対象災害	政令で指定する災害										
	制度の対象者 基準・条件等	経宮質 1 借	貧金 受資	(災害後の再生産 格者	に必要	な資金)						
	22 / ////	(1)	農業	を主な業務とする								
		2	ごをり アース	けたもの。 E災による農産物	生の減	心骨が立	区在旧藩	豊の30%	コルで	あり か	~ Z	の考
		/	の乳	三年における農業	総収入	.額の10%	6以上で	量の50人		X)) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	٠, ر	V)-H
		/	イ ヲ	5災による果樹等	の流失	:等による	る損失額	がその者	の栽培で	する果樹	等の被	害時
			にま	3ける価格の10%	以上で	あるもの	り。					
		(2)	漁業	を主な業務とする	る者の	うち次の	ア又はイ	′に該当	するもの	としてī	有町村長	その認
		Š	正化5アース	さけたもの。 E災による魚類等	の海生	. 生に トス	ス掲生類	がその考	の亚年』	こおける	海丵総	ılızı x
		_	頼⊄	010%以上である	もの。	. 7 1C A 6	刀只人识	77 C V 7-13	V) + + (C401) 2		127
		/	ィ <u>゚゙゚</u> ゚゙ヺ	に 災によりその所	有する	漁船等(つ沈没等	による損	失額がき	当該施設	の被害	時に
			おり	ける価格の50%以	上であ	るもの。						
		2 貸	付限	度額、償還期間、	貸付着	利息						
		大	及の者	限度定める。								
		(1)	(1) 貸付条件 貸付限度額AかBの 貸付利率償還期限									
			代	计	具門と	成及領 れ ち ら か 低	い額	(年以内)				
			貸付対象者				5円)	年6		年5.		年
					(%)	個人	法人	新規	重複	新規	重複	3%
				対栽培者	55		2,500	5	5	5	6	6
			家音	音等飼養者	80	600	2,500	6(7)	6(7)	7	7	7
		農	─	一般農業者	45	200	2,500	3	4	5	6	6
		農業者			60 55	250	2,500	4(7)	5(7)	6(7)	7	7
		者	開	果樹栽培者 家畜等飼養者	80	500 600	2, 500 2, 500			5 7	6	7
			拓		45	200	2, 500			5	6	6
			者	一般開拓者	60	250	2,500			6(7)	7	7
			16.	7 PH - VA A	80	5,000	2,500	3	4	0(1)	•	6
			漁具	漁具購入資金	80	5,000	2,500	4	5			7
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	海点	漁船建造取得資金	80	500	2,500	5	5			6
		漁業			80	600	2,500	6	6			7
		業者	7 - 7	E動植物養殖資	50	500	2,500	5	5	5	6	6
			金	金	60		2,500	6	6	7	7	7
				_设 漁業者	50	200	2,500	3	4	5	6	6
			/4.		60	250	2,500	4	5	6	7	7

	(注)
	ア 各欄の上段は、天災融資法が適用された場合、下段は天災融資法に係る激甚災害法が適用された場合(貸付限度額及び償還期限の特例措置)イ Aは、市町村長の認定する損失額に対する割合ウ 牛又は馬を所有する被害農業者については、上記貸付限度額にさらに3万円
	(乳牛所有者については5万円)を加算した額を貸付限度額とする。 エ 償還期間欄の()は政令に掲げる果樹植栽資金として貸し付けられる場合の期
	限である。 オ 「重複」とは、重複被害者のことで貸付限度額及び償還期限の特例が設けられ ている。
	カ 「果樹栽培者」とは、果樹栽培による収入額が、その者の平年における農業による収入の100分の50以上であるか、又は果樹の栽培面積がその者の耕作の事業に供している農地の総面積100分の40以上であり、かつ、市町村長が認定する損失額のうち果樹の栽培に係る部分が100分の50以上であるもの。 キ 経営資金の各利率対象者
	「3.0%以内資金」 特別被害農業者(特別被害地域内) 特別被害漁業者(特別被害地域内) 「5.5%以內資金」
	開拓者、損失額3割以上被害農漁業者 「6.5%以內資金」
	その他の場合(果樹栽培者、家畜等飼養者、損失額1割以上被害農漁業者 等)
	(注1) 「特別被害地域」 旧市町村(又は大字)単位に 特別被害農漁業者数/被害農漁業者数=10/100以上で知事が農林水産大臣 の承認を受けて指定する区域 (注2) 「特別被害農業者」
	被害農業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの ①天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額がその者の平年 における農業総収入額の100分の50 (開拓者にあっては100分の30) 以 上であるもの
	②天災による果樹、茶樹もしくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失 額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の100分の50(開拓 者にあっては100分の40)以上であるもの
	(注3) 「特別被害漁業者」 被害漁業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの ①天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の 平年における漁業総収入額の100分の50以上であるもの ②天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、減失、損壊
	等による損失額が被害時における価格の100分の70以上であるもの 3 融資期間 農業協同組合等
手続き期間	天災の都度定める
所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当
1月1年6月1月11末三日1十月	

- {{{\color: 1}}	《皇佐山土禄次人(唐光记序/7次人)							
火i	害復旧支援資金(農業近代化資金) 							
	適応法制度等名							
	実施主体	金融機関						
	対象災害	対象災害 農業災害						
	制度の対象者							
	基準・条件等 1 貸付条件の変更							
	償還期限の延長(法定期間の範囲内)							
		(災害復旧支援資金)						
		1 借受資格者						
		市町長の認定を受けた農業者等						
		2 資金使途						
		被災した施設・家畜等に対する再投資						
		3 貸付限度額						
		18,000 千円(知事特認で2 億円)						
		4 償還期限						
		7~20 年(据置き 2~7 年)						
		5 貸付利率						
		災害発生時の基準金利に基づき設定						
		6 その他						
	災害復旧とともに生産施設等の整備拡充を行うことが想定されること							
	[手続き期間 災害の都度定める							
	所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当						

真岡市地域防災計画

平成25年 月修正

編 集 真岡市防災会議

発 行 真 岡 市

 $\mp 321 - 4395$

栃木県真岡市荒町5191

TEL 0285-83-8396

FAX 0285-83-8392